自己点検・評価報告書

２０１１年　９月３０日

早稲田大学大学院法務研究科

研究科長　署名欄

印

第１　法科大学院の基本情報　1
第２　自己点検・評価報告書作成のプロセス　4
第３　自己点検・評価の内容と結果　5
第１分野　運営と自己改革　5
１－１　法曹像の周知　5
１－２　特徴の追求　8
１－３　自己改革　12
１－４　法科大学院の自主性・独立性　17
１－５　情報公開　19
１－６　学生への約束の履行　21
第２分野　入学者選抜　23
２－１　入学者選抜〈入学者選抜等の規定・公開〉　23
２－２　既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開〉　29
２－３　入学者の多様性の確保　33
第３分野　教育体制　36
３－１　教員体制・教員組織（１）〈専任教員の必要数及び適格性〉　36
３－２　教員体制・教員組織（２）〈教員の確保・維持・向上〉　39
３－３　教員体制・教員組織（３）〈専任教員の構成〉　41
３－４　教員体制・教員組織〈教員の年齢構成〉　43
３－５　教員のジェンダーバランス　45
３－６　担当授業時間数　47
３－７　研究支援体制　51
第４分野　教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み　54
４－１　ＦＤ活動　54
４－２　学生評価　57
第５分野　カリキュラム　60
５－１　科目構成（１）〈科目設定・バランス〉　60
５－２　科目構成（２）〈科目の体系性・適切性〉　63
５－３　科目構成（３）〈法曹倫理の開設〉　68
５－４　履修（１）〈履修選択指導等〉　70
５－５　履修（２）〈履修登録の上限〉　74
第６分野　授業　77
６－１　授業　77
６－２　理論と実務の架橋（１）〈理論と実務の架橋〉　85
６－３　臨床教育（２）〈臨床科目〉　89
第７分野　学習環境　94
７－１　学生数（１）クラス人数　94
７－２　学生数（２）入学者数　96

７－３　学生数（３）在籍者数　98
７－４　施設・設備の確保・整備　100
７－５　図書・情報源の整備　104
７－６　教育・学習支援体制　106
７－７　学生支援体制（１）〈学生生活支援体制〉　108
７－８　学生支援体制（２）〈学生へのアドバイス〉　112
第８分野　成績評価・修了認定　115
８－１　成績評価〈厳格な成績評価の実施〉　115
８－２　修了認定〈修了認定の適切な実施〉　121
８－３　異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉　124
第９分野　法曹に必要なマインド・スキルの養成　126
９－１　法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉　126
第４　その他　144
別紙　学生数及び教員に関するデータ　146
別紙　教員個人調書

第１　法科大学院の基本情報

１．大学（院）名　早稲田大学大学院
２．法務博士が授与される大学院課程の名称　法務研究科法務専攻
３．開設年月　平成 16 年 4 月
４．当該大学院課程の教学責任者

氏名	石田　　眞
所属・職名	法務研究科 教授（研究科長）
連絡先	03-5272-4598

５．認証評価対応教員・スタッフ

①氏名	後藤　巻則
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の総括
連絡先	03-5286-1395
②氏名	古谷　修一
所属・職名	法務研究科 教授（教務担当教務主任）
役割	自己点検・評価の教学責任者
連絡先	03-5272-4636
③氏名	秋山　靖浩
所属・職名	法務研究科 教授（学生担当教務主任）
役割	自己点検・評価の学生責任者
連絡先	03-5286-1214
④氏名	甲斐　克則
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の入試責任者
連絡先	03-3208-8456
⑤氏名	鎌野　邦樹
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の学生担当者
連絡先	03-5286-1279
⑥氏名	北川　佳世子

所属・職名　法務研究科
教授
役割　自己点検・評価の教学担当者
連絡先　03-5286-9848

⑦氏名　黒沼　悦郎
所属・職名　法務研究科
教授
役割　自己点検・評価の教学担当者
連絡先　03-5286-1317

⑧氏名　首藤　重幸
所属・職名　法務研究科
教授
役割　自己点検・評価の教学担当者
連絡先　03-5286-1407

⑨氏名　勅使川原　和彦
所属・職名　法務研究科
教授
役割　自己点検・評価の学生担当者
連絡先　03-5286-1983

⑩氏名　日置　雅晴
所属・職名　法務研究科
教授
役割　自己点検・評価の臨床法学教育の担当者
連絡先　03-3204-8273

⑪氏名　松原　芳博
所属・職名　法務研究科
教授
役割　自己点検・評価の FD 担当者
連絡先　03-5286-1382

⑫氏名　廣瀬　剛
所属・職名　法務研究科
事務長
役割　自己点検・評価の事務責任者
連絡先　03-5272-4648
〒169-8050
東京都新宿区西早稲田
1－6－1

⑬氏名	市村　公之輔
所属・職名	法務研究科 専任職員
役割	自己点検・評価の事務スタッフ
連絡先	03-5286-1678
⑭氏名	小林　裕一郎
所属・職名	法務研究科 専任職員
役割	自己点検・評価の事務スタッフ
連絡先	03-5286-1678
⑮氏名	佐藤　元彦
所属・職名	法務研究科 専任職員
役割	自己点検・評価の事務スタッフ
連絡先	03-5286-1678

第２　自己点検・評価報告書作成のプロセス

日弁連法務研究財団による認証評価を受けるに当たっては、大学院法務研究科に設置されている「自己点検評価委員会」（委員長：後藤巻則、委員：古谷修一、秋山靖浩、甲斐克則、鎌田邦樹、北川佳世子、黒沼悦郎、首藤重幸、勅使川原和彦、日置雅晴、松原芳博、オブザーバー：石田眞、事務担当：廣瀬剛、市村公之輔、小林裕一郎、佐藤元彦）が、その責任の下に自己点検・評価を実施することを、2010 年 6 月 16 日開催の教授会において決定した。2011 年度は、5 月 18 日に第 1 回委員会を開催し、各委員の分担は、2010 年度の自己点検・評価と同様とすることを確認し、事務所に保管する記録の閲覧、各係事務担当者及び各種委員会委員などからの聴取という方法で調査を実施した。調査結果に基づき「自己点検・評価報告書」（委員会案）を、7 月 20 日の教授会に「自己点検・評価報告書」（委員会案）を提出し、教員から出された意見を踏まえて、数度の検討会議を開催し、最終的修正を行い、「自己点検・評価報告書」（原案）を策定のうえ、9 月 14 日の教授会で審議し、「自己点検・評価報告書」を決定した。

併せて、学校法人早稲田大学が設置する大学点検・評価委員会に本「自己点検・評価報告書」を提出し、9 月 21 日開催の同委員会に於いて日弁連法務研究財団に本「自己点検・評価報告書」を提出することが承認された[1]。

[1]大学点検・評価委員会規程第 9 条・第 10 条。

第３　自己点検・評価の内容と結果

第１分野　運営と自己改革

１－１　法曹像の周知

（評価基準）養成しようとする法曹像が明確であり，関係者等に周知されていること。

１　現状

（１）養成しようとする法曹像

本法科大学院が養成しようとする法曹像は、＜時に常識を超え、既成の枠を飛び越え、自らが信じるところで、いかなるときも在るべき「法」と真摯に向き合い、学び、戦い、真のプロフェッショナルとして人と社会と世界に貢献できる“挑戦する法曹”＞である。

このような法曹像は、早稲田大学（以下、「本学」という。）の「建学の精神」と 1882 年の東京専門学校法律学科創設以来の経験・実績を踏まえ、司法制度改革審議会意見書に示された基本理念を実現する方向で練り上げられたものである。すなわち、本法科大学院は、＜刻々と移り変わる社会に正面から立ち向かいこれに挑戦する努力を惜しまず、社会正義と法の支配を打ち立てるべく持てる専門知識を最大限に駆使して迅速かつ的確な判断を行い、そして何よりも、人の喜び、苦しみ、痛みを理解し、これに共感できる豊な人間性をもった法曹＞、すなわち 21 世紀の社会をリードできる質の高い法曹の養成を目的としている。

また、本法科大学院は、その創設以来、高度専門職業人としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）だけでなく、これからの日本と国際社会が要求する法曹資格や法務博士号をもった法律専門職（国際公務員、外交官を含む国家公務員、政策秘書、企業法務担当者、研究者など）を志望する人材の養成も目指し、現に、国家公務員Ｉ種（法務省、外務省等）、裁判所事務官、三井物産、三菱化学、アクサ生命、富士通等の企業、衆議院議員政策秘書、早稲田大学助教などに就職している者もいる。

（２）法曹像の周知

上述の本法科大学院が養成しようとする法曹像は、毎年発行される法務研究科紹介のブローシャー（パンフレット）、WEB サイトのホームページにおける「科長からのメッセージ」「法務研究科がめざすもの」「法務研究科 3 つのポリシー」などによって明確にされ、それらは、教員（兼担・兼任教員を含む）、職員、学生および社会に対して周知されている。また、年 2 回、「梓」というニュ

ースレターを発行し（1 回につき 5000 部発行)、それを教員（兼担・兼任を含む)、職員、学生、修了者（「早稲田ロースクール稲門会」および「稲門法曹会」（旧司法試験合格者を含む早稲田大学出身の法曹による校友会）のメンバー）に配布することによっても、継続的に本法科大学院のめざす法曹像の周知・徹底を行っている。

ア　教員への周知，理解

専任教員に対しては、以上のほかに、教授会、FD 研修会、各種委員会等において、教学にかかわる様々な議論をする中で周知をはかっている。また、兼担・兼任教員に対しては、FD 研修会（年 2 回程度）や懇親会（年度当初 1 回）に招いて、そこでの意見交換などを通じて周知をはかるとともに、本法科大学院が養成しようとする法曹像について理解が得られるよう努力をしている。

イ　学生への周知，理解

現役学生に対しては、履修選択や進路選択の場面で、養成しようとする法曹像に沿った指導・助言や情報提供を行っている。本法科大学院では、学生の法曹としての多様な将来目標に応えるために、9 つのワークショップ（民事法務、刑事法務、福祉・労働法務、行政法務、企業法務、渉外法務、知的財産法務、租税法務、環境法務）が置かれ、ワークショップ選択にあたっての指導を通じて養成しようとする法曹像の実現に向けた相談と支援が行われている。なお、学生へアドバイスは、7－8 に記載する。

また、合格者に対しても、説明会（「入学予定者説明会」）を開催し、養成ようとする法曹像も含め、本法科大学院の基本方針を入学前から周知・徹底し理解を求めている。

ウ　社会への周知

本法科大学院を志望する者を含む社会に対しては、冒頭でも言及したブローシャー及び WEB サイトのホームページにおいて、養成しようとする法曹像の内容を掲載している。

また本法科大学院として毎年説明会を開催している（開催日や内容については 2－2 に記載）だけでなく、民間機関が主催し、東京・大阪で開催される法科大学院説明会に積極的に参加し、本法科大学院が養成しようとする法曹像について必要な伝達や発信を行っている。なお、入学後に自己の志望する法曹像とのミスマッチを訴える学生はいない。

さらに、マスコミや広報機関からの取材に積極的に応じ、本法科大学院の基本方針を社会に対して広く伝える努力を行っている。

（３）特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、学生数・教員数の多い大規模校であるので、構成員間及び構成員と早稲田大学出身の法曹（特に司法試験に合格したものは「稲門法曹」と呼んでいる）との意思疎通を円滑にするための広報戦略を重視しており、WEB サイトのホームページの充実だけでなく、ニュースレター「梓」を発行し、そこに構成員および稲門法曹の声を掲載している。

（４）その他

本学は、本法科大学院と一体となって、優れた法律専門職を養成するための機関として「早稲田大学法務教育研究センター」を設置している。このセンターは、本法科大学院と協力し、本法科大学院における研究・教育の成果を社会に還元する「早稲田大学ロースクール実践講座」や国際交流の成果を本法科大学院の学生や社会に還元する「トランスナショナル・プログラム」を実施している。これらの取り組みは、本法科大学院が養成しようとする法曹像を関係者等に周知させるものの一つである。

２　点検・評価

養成しようとする法曹像は、本法科大学院の開設にあたって、本学の伝統や経験と司法制度改革審議会の最終報告を踏まえて十分に練り上げられたものであり、標語としても明確化され、その意味する内容についても、創設後 7 年の経過の中で表現の変化はあるが、明確な表現で説明されている。

また、構成員の規模が大きい本法科大学院にあっては、構成員間の意思疎通を円滑にする広報戦略を重視しており、ニュースレター「梓」の発行はそれに対応したものである。これは、前回認証評価における「兼任教員に対しては、パンフレットの配布や FD 関係会議への出席要請にとどまらず、さらに『養成しようとする法曹像』の法曹像の周知を図ることが望まれる。」という指摘に対応し、兼任教員への周知の円滑化を図るとともに、修了者との意思疎通の強化をめざすものである。

創設以来 7 年間の経過の中で、教員、職員、学生および社会の各レベルにおいて、それぞれの実情に応じた多様な周知方法を身につけ、実践してきており、法曹像については十分な周知が行われている。

３　自己評定

A

４　改善計画

引き続き、実践の中で改善が必要となった事柄については、改善策を検討してゆくことにしたい。

１－２　特徴の追求

（評価基準）特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

１　現状

（１）貴法科大学院の特徴

“挑戦する法曹”という標語に象徴される法曹養成を最終目標とする本法科大学院の特徴は以下の３つの点にある。

第１の特徴は、多彩なバックグランドを持ち個性あふれる学生を多数受け入れると同時に、国内外を問わず様々な地域・分野で活躍できる人材を送り出す＜多様性＞である。“挑戦する法曹”とは、国を超え、文化を超え、階層を超え法の下に正義を貫くことのできる法曹のことであるが、こうした法曹を養成するためには、多様な潜在能力をもった学生を入学させ、それらの者を社会の多様な分野での法実践に果敢に挑戦できるようなかたちで送り出さなければならない。こうした多様性を、入口（入学時）と出口（修了時）の双方の段階で確保しようとしているのが本法科大学院の特徴である。

第２の特徴は、専門的な法知識の確実な習得を重視しつつ、理論と実務の連携を図る＜質の高い教育の提供＞である。“挑戦する法曹”とは、社会正義と法の支配を打ち立てるべく、持てる専門知識を最大限に駆使し、迅速かつ的確な判断を行うことができる法曹のことであるが、こうした法曹を養成するためには、幅広い教養と強い使命感をもって入学してきた学生に対し、法律基本科目を体系的・立体的に学ぶことを重視しつつ、理論と実務の架橋をはかるべく実務的・実践的教育にも大きな比重をかける教育が必要である。基礎教育を重視しつつ理論と実務の連携を図る、質の高い教育の提供を目指していることが本法科大学院の特徴である。

第３の特徴は、学びの機会を海外のロースクールに拡げる＜国際的な法曹の養成＞である。この第３の特徴は、第１、第２の特徴と重なるところがあるが、国を超え、文化を超えて活躍できる“挑戦する法曹”を養成するためには、志のある学生に対して、実際に海外のロースクールに留学できる機会を提供する必要がある。海外の一流ロースクールとの交換留学制度を用意し、即戦力となりうる国際的な法曹を養成できることも、本法科大学院の特徴である。

（２）特徴を追求・徹底するための取り組み

ア　多様性の確保

多様性には、入口の多様性と出口の多様性があり、双方の段階で多様性が確保されなければならない。すなわち、入学者選抜で追求されるのが「入口の多様性」であるとすると、将来目指したい分野の専門科目を選べる専門カリキュラムの構築は「出口の多様性」である。

（ア）入口での多様性の確保

従来、本法科大学院は、入口の多様性を確保するため、入学者選抜において、法学既修者と法学未修者を分けて別枠で選抜する別枠方式ではなく、すべての受験生に法学未修者試験を課し、法学未修者として合格させた者に対して法学既修者認定試験をおこなう内部振分方式を採用してきた。そのため、第 1 期生や第 2 期生頃までは、法学部出身者だけでなく、広く社会科学系、理工・医学系、文学・外国語系と多様な学部教育を受けた他学部生や社会人学生が多数入学し、入口での多様性を確保していた。しかし、第 3 期以降になると、とくに法学未修者の新司法試験合格率が全国的に低迷する中で、他学部出身者や社会人の受験生が減少し、法学未修者でも法学部出身者の数が増大するに及んで、上記の内部振分方式の入学者選抜によって学生の多様性を確保することは徐々に困難になっていった。そこで、本法科大学院は、熟慮を重ねたうえ、2011 年度入試より、法学未修者と法学既修者をそれぞれ個別に選抜する外部振分方式に転換し、法学未修者（3 年標準課程）コースに社会人・法学部以外の学部出身者の優先選抜制度（50 名を目途）を設けて入口における多様性の確保を目指すことにした。

（イ）出口（修了時）での多様性の確保

出口における多様性を確保するためには、個々の学生の自らが抱く将来の法曹像にとって必要な専門知識を幅広く学べる必要がある。本法科大学院は、この要請に応えるために、創設時から 3 年次に、「ワークショップ」と称する共通選択科目群を設置し、学生がその中から学ぶべき内容を選択し、自らの知識・能力を専門的に特化できるようにしている。この共通選択科目群（ワークショップ）の編成は、若干の変遷はあるものの、現在は、民事法務、刑事法務、福祉・労働法務、行政法務、企業法務、渉外法務、知的財産法務、租税法務、環境法務の 9 つのワークショップを設置し、それぞれの専門分野における内外のトップレベルの研究者教員と実務家教員の指導のもと、学生は、自らがめざす将来の専門分野を意識しながら学修することができるようになっている。本法科大学院は、こうした試みを通じて、出口における多様性の確保をめざし、それが定着してきている。

イ　質の高い教育の提供

質の高い教育を提供するために、教育研究に実績をもつ教員が必要であるが、本法科大学院は、78 名の専任教員（内、実務家教員 20 名）と 92 名の兼担・兼任教員（内、実務家教員 48 名）の総勢 170 名の第 1 線の研究者教員と実務家教員が教育を受け持ち、全国の法科大学院でも最多の延べ 252（2011 年度）の科目を提供している。

カリキュラムにおいては、その改革によって、法律基本科目の基礎的理解か

ら応用展開力の修得にいたる徹底学習を基礎に、理論と実務の架橋を図る教育を実践している。とくに理論と実務の架橋については、法律基本科目や展開・先端科目でも意識されているが、附設の法律事務所における「早稲田大学リーガルクリニック」や外部の法律事務所、企業法務部、官公庁、国際機関などでの実務に従事する「エクスターンシップ」を通じて、現実の社会に生きて働く法律実務を学ぶことによって、より深く理論と実務に関連した指導を行っている。

ウ　国際的な法曹の養成

本法科大学院では、北米（アメリカ、カナダ）、欧州（フランス、ドイツ）、アジア（韓国、台湾）の名門ロースクール 17 校と「交換留学制度」を設け、留学生の派遣、受け入れを積極的に行っている。一定の要件（語学力と成績）を満たした学生は、この交換留学制度を利用し、国内では学修し得ない外国法や国際的な法律知識を現地で学べるとともに、世界各国の学生と一緒に学ぶことで、国際的な人的ネットワークの基盤を作ることもできる。これまでも、アメリカに留学した学生のうち、計 11 名が LL.M.の学位を取得し、10 名がニューヨーク州司法試験に合格している。

ただし、年々海外の提携校からの受け入れ留学生数に比べ、本法科大学院から派遣する日本人留学生数が減少しており、交換留学生制度を活用しての国際的な法曹養成の安定的な数の確保が課題となっていた。そこで、2012 年度入学者選抜試験より、出願時点で一定の基準（法学士の学士取得および見込み者で、TOEIC スコア 900 点以上あるいは TOEFL（IBT）スコア 95 点以上を持つ者）を満たし、かつ交換留学を行う強い意志を持つ者について、概ね 5 名を優先的に選抜する「交換留学生優先枠（LL.M.コース）」を設けた。

（３）取り組みの効果の検証

取り組みの効果の検証については、執行部および関連の委員会（入試委員会、カリキュラム検討委員会、トランスナショナル委員会等）で行い、（２）で述べたように、その検証に基づいて様々な改革を行っている。それらは、ア＜多様性の確保＞では、入口の多様性に関連して、入学者選抜制度の改革と「社会人・法学部以外の学部出身者の優先選抜制度」の設置を行い、イ＜質の高い教育の提供＞では、カリキュラム改革を行い、ウ＜国際的な法曹の養成＞では、「交換留学生優先枠（LL.M.コース）」を設置した。それぞれの効果については、今後、執行部および関連委員会において随時その検証を行い、さらなる改革につなげていきたい。

なお、ア＜多様性の確保＞のうち、出口の多様性に関しては、修了者の進路把握が十分でなく、ワークショップ選択者と修了者の進路との関係など、効果の検証は今後の課題である。

（４）特に力を入れている取り組み
（２）で述べた三つの特徴の追及については、すべてに力を入れている。

（５）その他
特になし。

２　点検・評価
本法科大学院の特徴は明確であり、その諸特徴を実現する取組も、状況の変化や経験の蓄積の中での検証を踏まえながら着実に行われている。

３　自己評定
A

４　改善計画
本法科大学院の特徴である＜多様性＞と＜質の高い教育の提供＞については、法科大学院制度をめぐる社会環境の変動や学生の要望などを踏まえて、不断の改善が必要であり、必要な改善案の策定は入試委員会やカリキュラム検討委員会などで行うことになっている。

１－３　自己改革

（評価基準）自己改革を目的とした組織・体制が，適切に整備され機能していること。

（注）

① 「自己改革」とは，当該法科大学院における法曹養成教育の状況等（入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。）を不断に検証し，検証結果等を踏まえて，法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動（学校教育法第 109 条第１項）は本評価基準の評価対象とする。また，教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動（ＦＤ活動）に関する事項はすべて評価基準４－１の評価対象とする。

② 「組織・体制」とは，法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や，自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい，公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

１　現状

（１）組織・体制の整備

本法科大学院における法曹養成教育の状況等を検証し、その検証結果を踏まえて、本法科大学院の社会的使命である“挑戦する法曹”を多数世に送り出せるよう自己改革を目的とした組織・体制としては、研究科の外部から意見を聞く組織と研究科の内部において点検と自己改革を行う組織とがある。

ア　研究科の外部から意見を聞く組織

研究科の外部からの意見を聞く組織としては、国内外の有識者からなる「運営諮問委員会」（委員：猪口邦子（参議院議員）、岩城本臣（弁護士・元大阪弁護士会副会長）、清水勇男（公証人・元浦和地方検察庁検事正）、千種秀夫（桐蔭横浜大学法科大学院名誉院長・元最高裁判事）、萩原敏孝（株式会社小松製作所相談役）、坂東真理子（昭和女子大学長・元内閣府男女共同参画局長）、平山正剛（弁護士・元日本弁護士連合会会長）、マイケル・Ａ・フィッツ（米国・ペンシルバニア大学ロースクール長）、梁三承（韓国・Yoon & Yang 代表弁護士））がある。

イ　研究科の内部における点検と自己改革のための組織

研究科の内部における組織・体制としては、（ア）自己点検評価を継続的に行う「自己点検評価委員会」（委員長：後藤巻則）、（イ）教育内容と教育方法等に

ついての自己改革のための「FD 委員会」（委員長：松原芳博）、（ウ）入学者選抜について検討を行う「入試委員会」（委員長：岡田正則）、（エ）カリキュラムについて検討を行う「カリキュラム検討委員会」（委員長：鎌野邦樹）、（オ）本法科大学院の改革の長期戦略を練る「長期戦略委員会」（委員長：黒沼悦郎）がある。

（２）組織・体制の活動状況

ア　研究科の外部から意見を聞く組織の活動状況

運営諮問委員会は、2 年に 1 度のペースで開催をし、意見を聞いている。

イ　研究科の内部における組織の活動状況

（ア）自己点検評価委員会

原則として、春学期に自己点検・評価報告書の各分野の分担を決定し、委員会で定めた期日までに担当者が自己点検・評価報告書の原案を作成している。その後、委員会メンバー内で議論を行い、教授会に諮った後、本法科大学院のホームページにおいて自己点検・評価報告書を公開している。また、法務研究財団の評価項目について、改定があった際は、追跡的な自己点検評価を行うこととしている。また、委員会開催後は、委員会メンバーのメーリングリストに議事メモを送付し、出席ができなかったメンバーに対しても情報を共有している。

（イ）FD 委員会

原則として、毎月 1 回、委員会を開催し活動を行っている。具体的な活動内容は、第 4 分野参照。なお、FD 委員会活動報告を作成しており、過去の活動内容が一覧できる状態になっている。

（ウ）入試委員会

随時委員会を開催し活動を行っている。

（エ）カリキュラム検討委員会

カリキュラム改変、進級制度の新設、進級基準の改定、成績評価基準の改定等、必要に応じ、随時委員会を開催し活動を行っている。

（オ）長期戦略委員会

本法科大学院の改革の長期戦略を検討する活動を行っている。

（３）組織・体制の機能状況

ア　運営諮問委員会

直近では、2010 年 3 月 8 日（月）にリーガロイヤルホテル東京において開催し（欠席したのは岩城本臣委員とマイケル・A・フィッツ委員の 2 名であった）、研究科長および教務主任より、入試・カリキュラム改革の状況、国際交流の概要など法務研究科の現状について説明を行った。出席した委員から概ね次のよ

うな意見が出された。①多様な人材を集める必要もあると思うが新司法試験の合格率を上げる必要がある。②多様性の確保ために、社会人・他学部の優先枠を大事にしてほしい。③修了者の進路として法曹のみならず、政策秘書などになることにより社会に貢献する道もある。④新司法試験不合格者の進路が心配であるので対策が必要である。⑤国際貢献に資する法曹の要請が必要であるなど、本法科大学院のあり方や法科大学院制度全体に関しても貴重な意見が寄せられた。

イ　自己点検評価活動

直近では 2010 年度に自己点検評価報告書が教授会に提出され、検討された上で、本法科大学院のホームページにおいて公開されている。

ウ　入学者の質の確保のための取り組み

本法科大学院おける 2011 度入試に至るまでの選抜状況は、2004 年度入試を除き、04 年度から 09 年度入試までは、法科大学院進学希望者の減少傾向に比例して、志願者数も減少傾向にあった。そこで、そうした状況について入試委員会において検討し、2011 年度入試から入試方法を従来の内部振分方式から外部振分方式（法学既修者と未修者を区別して個別の試験とする。既修者の定員は 150 名程度。）に変更した結果、同年度入試（2010 年 8 月）の志願者数が大幅に増大した（全志願者数は、前年度 1,786 名から本年度 2,612 名と、46%増加)。

エ　多様性の確保のための取り組み

本法科大学院の特徴は、「１－２　特徴の追求」で述べたように、多様性であるが、社会人・法学部以外・学部出身者の法科大学院進学希望者が減少する中で、本法科大学院においても、「入口の多様性」が失われる傾向にあった。そこで、そうした状況について入試委員会において検討し、2011 年度入試から、多様性を確保するために上記ウで述べた別枠方式の入学者選抜方法に転換し、未修者枠の中に 50 名を目途とする社会人・法学部以外の学部出身者の優先枠を設けた。

オ　カリキュラムの改革

ウ、エで述べた入学者の質の確保と多様性の確保のための改革を行う過程で、制度の改革に則しつつ、学生が自身をもって 2 年間ないし 3 年間の課程で法律基本科目を基礎から応用まで徹底して学ぶことができるようなカリキュラム改革を、執行部とカリキュラム検討委員会が主導して行った。具体的には、①既修者が 2 年間の課程のなかで、法曹に必要な知識・実務体系を修得しうるよう、法律基本科目の配当学年等を変更した。②法律基本科目のより確実な修得を目

指して、2010 年度より、未修者の 3 年標準課程の教育において、1 年必修科目の単位数を 4 単位増加させた。③2007 年度より、2 年次秋学期および 3 年次において法律基本科目応用演習（民法応用演習、刑法応用演習など）を展開し、要件事実の把握、法的論点の析出などを行う能力とともに、文章起案能力の徹底的な訓練を開始した。

カ　修了者の進路の把握

修了者の進路の把握については、基本的に、執行部と事務所が修了者の組織である「稲門法曹会」「早稲田ロースクール稲門会」などと連携しながら行っているが、個人情報の問題もあり、十分ではない。2007 年度以降の新司法試験の合格者については、修了者の進路がある程度わかっているので、ここでは、その範囲で記述することにする。

2008 年度に修了した者の進路については、未修者 244 名のうち、司法試験合格者 120 名、就職者 6 名、その他（新司法試験準備中）107 名、不明 6 名であり、既修者 12 名のうち、司法試験合格者 10 名、就職者 1 名、不明 1 名である。司法試験合格者の進路の内訳は、裁判官任官 9 名、検察官任用 2 名、弁護士事務所採用 81 名、企業内弁護士として採用 3 名、その他の職種 2 名、司法修習中 31 名、その他 1 名である。

2009 年度に修了した者の進路については、未修者 220 名のうち、司法試験合格者 74 名、就職者 9 名、その他（新司法試験準備中）122 名、不明 15 名であり、既修者 5 名のうち、司法試験合格者 4 名、不明 1 名である。司法試験合格者の進路の内訳は、司法修習中 77 名、その他が 1 名である。

（4）特に力を入れている取り組み

この間、入学者選抜制度の改革（上記（3）の③と④）とカリキュラム改革（上記（3）の⑤）に特に力を入れて取り組んできたが、改革自体は実現したので、引き続き改革を定着させる取り組みに力を入れて行きたい。

（5）その他

特になし。

2　点検・評価

自己改革が独善に陥らないために、内部の自己点検評価委員会だけでなく、外部からの勧告や助言を受けるための運営諮問委員会が設置され、大所高所からの意見や助言を受けている。すでに 2 回開催され、有益な指摘を受けているが、なおより有効な組織として機能できるよう、しっかりした準備を踏まえての開催が必要であろう。

その他の入試や教育方法の改革に向けての組織は、有効に機能しているとい

ってよいであろう。

３　自己評定

B

４　改善計画

入試・カリキュラム改革の成果を検証するためには、数年をまたなければならないが、その間においても、FD 活動を通じて、カリキュラム改革において新たに設置した法律基本科目応用演習等の授業内容を点検し、必要があれば改善をほどこす必要がある。

修了者の進路の把握については、もともと困難な課題であるが、修了生に対して定期的なアンケートを行い、最新の情報の収集につとめられないか検討している。

１－４　法科大学院の自主性・独立性

（評価基準）法科大学院の教育活動に関する重要事項が，法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

１　現状

（１）教授会の権限

本法科大学院では、研究科に教授会（以下の（３）で述べる法学学術院への実質的な統合後は、法学学術院規則上「運営委員会」（第 12 条 1 項）という名称になっている）を置き、専任教員および任期付専任教員をもって組織している。早稲田大学大学院法務研究科規約の第 3 条に定められているように研究科教授会（運営委員会）は、①研究および教育に関する事項、②教員の嘱任、休職、解任および懲戒に関する事項、③学位の授与に関する事項、④教育課程に関する事項、⑤授業科目等の担当に関する事項、⑥学生の試験および履修単位に関する事項、⑦学生の入学、休学、退学等および懲戒に関する事項、⑧研究科長候補者の選挙に関する事項、⑨研究科教授会の運営に関する事項、⑩その他研究科に関する重要事項を議決するとともに、⑪研究科の研究および教育に関する予算を審議することになっている。このように、研究科教授会（運営委員会）は、本法科大学院の教育活動に関する重要事項について、独立した意思決定主体になっている。

（２）理事会等との関係

理事会は学校法人としての重要事項を審議するが、教育活動および教員人事については、学術院教授会の決定が理事会によって覆されることはなく、教授会の決定通りに承認されるのが、本学における確立した慣行である。

（３）他学部との関係

本学には、2004 年 9 月から、「系統ごとの主体的かつ一体的な教育研究活動を推進し、もって学部教育、大学院教育および研究機能の一層の強化をはかることを目的とする」学術院が設けられ、2009 年 4 月から、本法科大学院も、法学部、大学院法学研究科、比較法研究所、法務教育研究センターとともに法学学術院を構成することとなった。

本法科大学院は、法学学術院の構成主体になるにあたり、法科大学院が「運営において一定の独立性を確保」することが求められていることに鑑み、教員の嘱任および研究科の運営に関する事項については、「当分の間、法務研究科の研究科運営委員会の議決をもって、法学学術院の教授会の議決とみなす」（早稲田大学学術院規則・経過措置第 3 項）としている。

また、本年 4 月に制定された法学学術院規則の策定に向けた他の構成主体と

の協議においても、本法科大学院の基本方針として、「人事および教務（入試を含む）に関する事項については、特段の事情がないかぎり、箇所運営委員会（法務研究科教授会）の決定をもって、法学学術院教授会の決定とみなす。」（2010年7月21日・第4回大学院法務研究科教授会決定）とする立場で臨み、その基本方針が法学学術院規則上も実現している。これにより、法学学術院における本法科大学院の教育活動に関する重要事項の意思決定にあたっての自主性・独立性は維持されるものと考える。

（4）特に力を入れている取り組み

本学は、1（3）で述べたように、学術院体制の中での本法科大学院の自主性・独立性の維持については特別の注意を払っている。

（5）その他

特になし。

2　点検・評価

以上の現状からすると、法学学術院の構成主体となっても、本法科大学院の自主性・独立性には特段の問題は生じないと思われる。

3　自己評定

合

4　改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

１－５　情報公開

（評価基準）教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

１　現状

（１）公開されている情報の内容

現在公開されている教育活動等に関する情報は、①本法科大学院の基本方針（養成しようとする法曹像を含む)、②教育内容（カリキュラム概要、カリキュラムの紹介、開講科目一覧、臨床法学教育、外国のロースクールとの交換留学制度、アカデミック・アドバイザリー制度などの学生支援体制など)、③教員紹介（研究業績等の公開を含む)、④施設・設備、⑤入学者選抜（基本的考え方・選抜基準・選抜方法・受験資格・選抜実績・過去問題など)、⑥学費・奨学金、修了者の状況、⑦成績評価、進級要件・修了要件、進級状況・修了状況、⑧シラバス、時間割、⑨研究科要項、学科目配当表、科目登録の手引き、⑩自己改革の取り組み（自己点検評価報告書など)、⑪健康支援情報である。

（２）公開の方法

公開の方法は、①から⑥については、本法科大学院の WEB サイト（ホームページ）とブローシャー等で公開され、WEB サイトは随時、ブローシャーは毎年更新されている。

⑦と⑧については、本法科大学院の WEB サイトにて公開している（シラバスは、WEB サイト上のシラバス検索システムにて公開)。

⑨については、教員・学生に紙媒体でも配付されると同時に、事務所に常備され、希望者への閲覧に供されている（⑧のシラバスも同様)。また、これに付帯する情報および研究科内情報については、本法科大学院の教員・学生に対して、「法科大学院教育研究支援システム」（以下、「教育研究支援システム」という。）によって周知され、自宅からもアクセスできるようになっている。

⑩については、WEB ページにフルテキストが開示されている。

また、年 2 回発行されるニュースレター「梓」には、学生の声や留学生の紹介、研究科の様々な活動状況が紹介され、学生・教員・修了者に配付されている。

⑪については、WEB ページにおいて早稲田大学保健センターにリンクがはられている。

（３）公開情報についての質問や提案への対応

公開された情報に対する質問や意見は、メール、電話、事務所カウンターで対応している。教学関係については教務担当教務主任、学生生活関係については学生担当教務主任、入学者選抜については入試委員会委員長および教務担当

教務主任が責任者となって、対応および回答を行っている。入試出願期間を除いて、月平均 50 件ほどの問い合わせがある。

学生からの質問や意見は、From-LS-Students というメーリングリストへのメールで受け付け、執行部が随時回答を行っているが、重要な提案については、執行部や各種委員会において検討が行われ、改善に生かされている（例：学生用自習室の整備・拡充など)。

（４）特に力を入れている取り組み

全般に力を入れているので、「特に」はない。

（５）その他

特になし。

２　点検・評価

本法科大学院の教育活動等に関する情報については、WEB サイト（ホームページ）およびブローシャーにおいて、詳細かつ網羅的に公開され、誰でもがアクセスできるようになっており、教員・学生に対しては、それに加えて WEB 上の教育研究支援システムおよび紙媒体で開示されている。また、教育活動等に関する質問や提案にも対応できる体制が構築されており、執行部や各種委員会に受けとめられ、改善に生かされている。質問や提案へのフィードバックについては、公開できるものに関して、具体的な質問や提案に対応するかたちで回答を行っている。全体としてはかなりの水準で情報公開が行われていると考える。

３　自己評定

A

４　改善計画

質問・提案への対応については、さらに工夫したい。また、2012 年度入試より成績開示制度を導入する予定である。

１－６　学生への約束の履行

（評価基準）法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること，実施していない場合には合理的理由があり，かつ適切な手当等を行っていること。

１　現状

（１）学生に約束した教育活動等の重要事項

学生に約束した重要事項としては、

ア　学生の希望にあわせた多様な分野の専門知識が得られるようなカリキュラムと教員の準備

イ　国際的な法曹を養成する「交換留学生制度」の充実

ウ　きめ細かい学修サポート体制の確立（「教育研究支援システム」の活用、「アカデミック・アドバイザリー制度」（以下、AA 制度という。）の充実など。なお、AA 制度については、7－8 を参照。）

エ　学修環境の整備（専用棟の整備、自習室スペースの拡充など）

オ　子どものいる学生のための保育所の整備

カ　経済的なサポート体制の確立（奨学金など）

などがある。

（２）約束の履行状況

１.（１）ア～カについて、履行状況を示す。

ア　3 年次のワークショップを整備しつつ、常勤・非常勤を含む第 1 線の講師陣による教育が行われている。

イ　北米だけでなく、欧州（フランス、ドイツ）やアジア（韓国、台湾）に提携校を拡大し体制を整備しているが、学生の応募者が少ない。

ウ　従来問題となっていた教育研究支援システムを使わないあるいは使えない教員は、事務のサポートや教育の成果もあり、わずかである。また、アカデミック・アドバイザリー制度は、人的な側面でも、内容的な側面でも、飛躍的に拡充されている。

エ　自習室の増設要求には、既存の自習室のキャレルの増設に加え、大学が法務大学院棟（27 号館）に隣接する建物（関口ビル＝27-10 号館）の一部を新たに借り上げることで対応した。また、27 号館において学生が飲食に使うことのできるテーブルおよび椅子の増設要求には、27 号館 1、2、3 階の随所にテーブルおよび椅子を増設（2011 年 5 月 1 日現在、1 階 10 席、2 階 26 席、3 階 8 席）した。

オ　法務研究科棟から 5 分程度のところに東京都認証保育所「ポピンズナーサリー早稲田」があり、子どものいる学生も安心して学修に集中できるよ

うになっている。

カ　早稲田大学出身の法曹（稲門法曹）からの寄付からなる奨学金を充実させ、2011 年度の選抜合格者からは約 100 名（法学既修者 80 名、法学未修者 20 名）を目途に学費半期相当分を給付することになっている。

（3）履行に問題のある事項についての手当

自習スペースの確保など施設整備の面ではなお課題があるが、従来問題のあった事項（「教育研究支援システム」の活用、自習スペースの拡充など）についても、継続的な取り組みが行われ、問題の解決について着実に前進している。具体的には、2011 年度末にさらに 180 席程度の自習スペースが確保できる目途がたっている。

（4）特に力を入れている取り組み

自習スペースやグループ学習室の確保には特に力を入れている。

（5）その他

特になし。

2　点検・評価

学生に約束した重要事項については、概ね約束の履行が行われ、なお問題が残る事項についても、継続的な改善努力が行われている。

3　自己評定

合

4　改善計画

学生に約束した重要事項については、自習スペースの確保などいまだ不十分な事項については引き続き改善の努力をするとともに、継続的な点検を怠らず、問題が生じた場合には、迅速に対処する。

第２分野　入学者選抜

２－１　入学者選抜〈入学者選抜等の規定・公開〉

（評価基準）入学者選抜において，適切な学生受入方針，選抜基準及び選抜手続が明確に規定され，適切に公開された上で，選抜が適切に実施されていること。

（注）

① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは，学生受入方針に適合しており，かつ公平，公正であるとともに，法曹養成という法科大学院の目的に照らして，入学者の適性を適確に評価することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは，法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡，法科大学院関係者との縁故関係，自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。

② 「適切に実施されている」とは，選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され，入学者の適性が適確に評価されて，法曹養成という目的に照らし，当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

１　現状

（１）学生受入方針

本法科大学院は、教育研究の目的を以下の通り定め、公表している。

「早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）は、法律学の専門知識を具え、それを批判的に検討し、さらに発展させる創造的な思考力を持つとともに、社会に生起する法律問題を的確に分析し、解決する能力を持つ志の高い法曹の養成、すなわち 21 世紀の社会をリードする質の高い法曹の養成、これからの日本社会が要求する法曹資格を持った法律専門職の育成を目的とする。」

このような教育研究の目的にかなう優秀な人材を受け入れるため、入学者選抜試験においては、学生受入方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定めている。

「早稲田大学では、『学問の独立』の教育理念のもとで、一定の高い基礎学力を持ち、かつ知的好奇心が旺盛で、本学の理念である進取の精神に富む、勉学意欲の高い学生を、わが国をはじめ世界から多数迎え入れる。早稲田大学大学院法務研究科においては、優れた法律家として実社会で活躍できる人材の発掘を第一の目標に、専門知識はもちろんのこと、個々の受験生のバックグラウンドや特徴をも精査し、その資質や能力を総合的に評価し選抜を行う。」

以上の方針に基づき、受験生を含めた各種ステークホルダーに対し、毎年、パンフレットや本法科大学の WEB のみならず、多くの入試説明会で繰り返し、学生受入方針、選抜基準および選抜手続を明確に説明している（各年度入学者選抜試験要項「入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）」、本法科大学院 WEB「入学者選抜試験の考え方」・パンフレット参照）。

（2）選抜基準と選抜手続

2010 年度以前と 2011 年度入試以降で、学生選抜方法に大きな変更が生じているため、ここでは変更の経緯を説明するとともに、各入試の方式について説明する。

2010 年度入試以前

2010 年度入試（2009 年夏実施）までは、1 学年あたりの定員を 300 名とし、書類審査と面接試験からなる二段階の選抜方式を採用していた。書類審査では、法科大学院適性試験成績・学業成績・申述書・能力証明資料・推薦状を審査対象とし、総合的に選抜を行った。面接試験では、受験生 1 名と教員 2 名により志望動機等から法曹を目指す情熱やバックグラウンドを確認するとともに、課題を用いたディベートを通して論理的思考力やコミュニケーション能力を評価して選抜を行った。原則として、法学未修者（3 年標準課程）として全員を選抜し、そのうち法学既修者（2 年短縮課程）として入学を希望する者には、最終合格後に憲法、民法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、会社法からなる 6 科目の法律論述試験を課し、法学既修者認定を行った。

2011 年度入試以降

しかし、社会人・法学部以外の出身者を中心に、法科大学院志願者数が全国的に減少する傾向に歯止めがかからないこと（反面、学部で法律学を十分に学んだ現役法学部生の比重が高まりつつあること）、全国的に法科大学院の定員見直しの機運が高まったことを背景にして、入学者の質の確保のため、2011 年度入試（2010 年夏実施）において入学者選抜試験の方式を大幅に見直すこととした。概略は以下のとおりである。

ア　これまで内部振分方式としていた法学既修者の選抜を、法学未修者の選抜と区別し、個別の試験とする外部振分方式に変更した。

イ　入学者定員を 300 名から 270 名に 1 割削減したうえで、法学未修者を約 120 名、法学既修者を約 150 名募集することとし、両試験の併願を認めた。

ウ　法学未修者試験においては、書類審査のほか、小論文試験（100 点）を課し、これらの総合評価により合格者を決定した。また、多様なバックグラウンドを備えた人材を一定数確保するという観点から、社会人または法学部以外の学部出身者を対象に、概ね 50 名を優先的に選抜することとした。ただし、2011 年度入試においては、通常の選抜基準に照らしても社会人・他学部出身者が 50 名を超えて合格することとなったため、これらの受験者を優先的に選抜する特段の措置は必要なかった。

法学未修者試験については、受験生の資質を総合的に評価できる書類審査を重視するため、書類審査と小論文試験の配点は概ね 2：1 とした。書類審査においては、これまで行ってきた評価方法を踏襲し、各種資料の提出を通じて、「知的側面」「情の側面」「意志の側面」「知識の側面」という 4 つの側面から受験生の資質を多面的に判断し、適性試験の結果を加味したうえで、法律専門家としての資質があるか否かの観点から、評価を行っている。

エ　法学既修者試験においては、書類審査のほか、択一試験と論述試験かなる法律試験を課し、これらの総合評価により、合格者を決定した。また。日弁連法務研究財団が当該年度に実施する『法学既修者試験』の第一部・第二部の試験結果、または前年度に実施した『法学検定試験 2 級』の試験結果（憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法）を提出することを必須とし、これを択一試験の結果として用いた。

法学既修者試験については、受験生の法的素養を直接的に確認することを重視するため、書類審査と法律審査の配点は概ね 2：5 とした。書類審査においては、前述③で述べたような能力評価に加えて、法律能力が直接的に確認できる資料（法律系資格の有無、法学検定試験の結果等）も評価の対象としている。

オ　上記の法律試験・小論文試験を通じ、受験生の「書く」能力を、特定の課題について「論じる」能力を問うていた面接試験に代わる評価要素として捉えなおし、従来の面接試験については、これを廃止した。

こうした選抜の在り方は、一方で法科大学院を志向する志願者の実態に合わせて法学既修者の受入を積極的に進めることを意図し、他方で中央教育審議会答申および法科大学院設置基準に示された当初の理念に沿って、学部の専門分野を問わず、社会人を含めた多様なバックグラウンドを持った人材を受け入れることも目指す制度設計となっている。

（3）学生受入方針，選抜基準及び選抜手続の公開

本法科大学院は、当初より学生受入方針、選抜基準、選抜手続等をパンフレット、WEB ページ、入学者選抜試験要項、法科大学院説明会を通じて適切な時期（例年 6 月）に開示してきたが、今回の入試方式の変更に伴い、さらなる情報の開示に努めた。書類審査については、これまでの選抜方法ならびに選抜基準を踏襲し、これをパンフレット上で公表するとともに、2011 年度入試以降、新たに行われる小論文・択一試験ならびに論述試験の配点と、書類審査との相対的な配点割合を入試要項・WEB 上で公表した。

さらに、今回の入試方式の変更に伴う受験生への周知については、十分な猶

予期間を持って対応してきた。2011 年度入試（2010 年夏実施）の変更点を 2008 年冬に周知し、以後、説明会、WEB ページで積極的に広報するとともに、新聞・雑誌等各種メディアを利用した取材にも積極的に応じた。他にも、WEB ページ上で次年度の入試（小論文）のサンプル問題、ならびに前年度法学既修者認定試験の「問題の趣旨」を掲載し、各受験生が、学部等でどのように準備を行えばよいかを周知した。なお、2012 年度入試（2011 年夏実施）より、成績開示制度を入れ、さらに、受験者数、合格者数、倍率も掲載する。

（４）選抜の実施

2010 年度入試

2010 年度入試においては、2009 年度以前と同様、内部振分方式の「法学既修者認定試験」の形式を保っていた。出願後、第一次選抜（書類審査）に合格した受験生に対して本法科大学院独自の法律試験を実施し、入試合格発表と同時に法学既修認定者を発表した。このとき、書類審査と面接試験による入試合格者の判定と、法学既修認定者の判定は互いに関係なく別個に行われ、法学既修者認定試験の結果が入試の合否に影響することはない。

なお、全体の受験者数・合格者数・競争倍率は下表の通りである。

2009年度			2010年度			2011年度		
受験者数	合格者数	競争倍率（%）	受験者数	合格者数	競争倍率（%）	受験者数	合格者数	競争倍率（%）
1677	456	367.8	1786	460	388.3	2612	559	467.3

［注］「ｎ年度」は評価実施年度とし，過去３年分まで記入してください。なお，「ｎ年度」のデータが自己点検・評価報告書提出の時点で未確定の場合は，おって追加提出してください。

（５）　特に力を入れている取り組み

学内外での説明会を頻繁に開催し、本法科大学院で学ぶ意義を積極的にピーアールしている。

（６）その他

今後、さらに多様で優秀な人材を確保するために、2012 年度入試から、「交換留学生優先枠（LL.M.コース）」を新設した。本法科大学院が交換留学協定を締結しているアメリカのロースクールに留学し、国際的な法曹を目指す学生を入試において優先的に選抜することとする。これについては、2010 年 12 月に WEB 上ですでに周知を開始した。

優先選抜の概要は、以下の通りである。

〈優先選抜基準〉

次の 2 つの基準を満たすものを対象に、法学未修者試験・法学既修者試験の

別を問わずに概ね 5 名を優先的に選抜する。
・学士（法学）の学位を持っていること（見込含む）
・TOEIC スコア 900 点以上または TOEFL(IBT)スコア 95 点以上を持つ者

なお、当該優先枠の適用を「学士（法学）の学位を持つ者」に限定した理由は、2011 年度入試より 2 年短縮課程で学修する法学既修者の数が増加したことを背景としている。アメリカのロースクール・LL.M.コースに入学するためには日本において学士（法学）を取得している必要がある。しかし一方で、アメリカに交換留学をした場合、留学先で修得した単位を互換するとしても、必修科目等の履修の関係から、本法科大学院に 3 年間は在籍しなければ修了できない。従来の入試制度においては、学士（法学）を取得した上で、3 年間標準課程で学修する者も一定程度の数おり、これらの者がその 3 年間のなかで LL.M.コースに留学をすることが多かった。しかし、法学既修者の場合、留学と引き換えに 2 年間で法科大学院を修了するという利点を失う結果となる。このため、本交換留学制度を利用しようとする学士（法学）を持つ者が、大きく減少すること危惧された。そうした観点から、学士（法学）を取得した者を留学に積極的に送り出す目的で、本特別枠が設置されたものである。したがって、学士（法学）を持たない者を交換留学から排除するという趣旨ではなく、これらの者も通常の交換留学制度の枠内において、従前どおり Non-degree コースに留学することは可能となっている。

２　点検・評価

これまでの法学既修者認定試験で培ったノウハウをもとに、公平性・客観性を損なわないよう綿密に計画され、十分に余裕をもって準備を進め、選抜が適切に実施されている。

同時に、受験生に与える影響をできる限り最小限にとどめ、なおかつ円滑な受験準備を進められるよう、十分に早い段階で選抜基準を公表し、WEB、入試要項、大学説明会等を通じて受験生に広報している。あわせて、志願者の受験勉強に資するよう、2010 年度の法学既修者認定試験より、過去問題とともに「出願の趣旨」を WEB 上に公開している。

その結果、2011 年度入試における法学既修者の志願者数は 1,635 名となり、2010 年度の法学既修認定を希望した志願者（1,055 名）から、大幅に増加している。

なお、2012 年度入試から、「交換留学生優先枠（LL.M.コース）」を新設したが、この新しい試験制度は、2010 年 12 月に概要を公表したばかりで、緒に就いたばかりのものとはいえ、グローバル社会が求める法曹を育成するための有意義な取組みであると評価できる。

3　自己評定

A

4　改善計画

特になし。

２－２　既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開〉

（評価基準）法学既修者選抜・既修単位認定において，適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され，適切に公開された上で，選抜・認定が適切に実施されていること。

（注）

① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは，関係法令に適合し，公平，公正であるとともに，当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして，法学既修者の適性を適確に評価することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。

② 「適切に実施されている」とは，選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され，法学既修者の適性が適確に評価されて，法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし，各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され，既修単位が認定されていることをいう。

１　現状

（１）既修者選抜，既修単位認定の基準及び手続

2010 年度入試

従来の 2009 年度法学既修者認定試験までは「民法・刑法・憲法・民事訴訟法・刑事訴訟法・会社法」からなる 6 科目の論述試験を課していたが、2010 年度の法学既修者認定試験では、新たに択一試験を採用し、下表の通りとした。

	民法	刑法	憲法	民訴法	刑訴法	会社法	合計
択　一	40	40	40	40	40	40	240
論　文	150	90	60				300
計	190	130	100	40	40	40	540

なお、択一試験については、2011 年度以降、日弁連法務研究財団『法学既修者試験』の試験結果を利用することを前提とし、2010 年度においては、同財団に『法学既修者試験』『法学検定試験』の形式を踏襲した試験問題の作成・採点を委託する形で行った。

各科目の配点は、1 年次で認定される各科目の単位の配分と関連付けられている。民事訴訟法、刑事訴訟法、会社法について論述試験を実施しない理由として、①既修者として入学する 2 年次以降も学修の機会が用意されていること、②択一試験によって各科目の幅広い知識を正確に修得していることを前提に、

残る民法・刑法・憲法の論述試験により「書く」能力を十分に評価できると結論付けたためである。

2011 年度入試

2010 年度「法学既修者認定試験」の形式を踏襲したうえで、2011 年度は外部振分による入学者選抜試験として実施された（前項（２）参照)。また、同時に行われたカリキュラム改革で、１年次のカリキュラムから会社法が除外されたことに伴い、択一試験は、会社法を除く 5 科目とした。

各科目の配点は、下表の通りとした。

	民法	刑法	憲法	民訴法	刑訴法	合計
択　一	40	40	40	40	40	200
論　文	150	90	60			300
計	190	130	100	40	40	500

※択一試験については、日弁連法務研究財団『法学既修者試験』または前年度に実施した『法学検定試験２級』の受験を必須とし、この成績を用いた。

（２）基準・手続の公開

これらの基準は、2011 年度ともに、全て十分な余裕（4 月）をもって公表されるとともに、入試要項や WEB に明確に記載され、なおかつその通りに実施された。

（３）既修者選抜の実施

既修者選抜試験の受験者数・合格者数・競争倍率は、下表の通りである。

※2010 年度までは、内部振分方式

※2009、2010 年度受験有資格者、2011 年度は志願者で算出

2009年度			2010年度			2011年度		
受験者数	合格者数	競争倍率（%）	受験者数	合格者数	競争倍率（%）	受験者数	合格者数	競争倍率（%）
204	35	582.9	540	208	259.6	1635	362	451.7

［注］「法学既修者」とは，当該法科大学院において必要とされる法学の基本的な学識をすでに有すると認められ，入学し在学している者をいう。

「ｎ年度」は評価実施年度とし，過去３年分まで記入してください。なお，「ｎ年度」のデータが自己点検・評価報告書提出の時点で未確定の場合は，おって追加提出してください。

2010 年度入試

法学既修者試験では、本法科大学院 1 年次の必修科目（30 単位）を免除することを前提に、各科目の学修量、認定単位数に相応するような配点割合を定めた。論述試験の出題にあたっては、「論述試験出題委員会」を設置し、学部等で

十分修得できる法律学の基礎的な理解と論述能力を客観的に確認できるような内容の問題を作成している。

実際の認定手続においては、上記(１)の配点に従って各科目採点を行い、合計得点の高い者から法学既修者を決定した。その際、単位認定が不適切となる科目が生じないよう、科目毎の平均点・標準偏差を勘案した合格最低基準を設け、基準に達しない志願者には既修認定を与えなかった。

法学既修者認定試験の認定基準・認定手続は、本法科大学院入試委員会によって原案が作成され、本法科大学院教授会で審議されたうえで、承認されている。

2011 年度入試

カリキュラム改革によって、本法科大学院 1 年次の必修科目（34 単位）が免除される。入試選抜試験として実施され、書類審査の結果と法律試験の結果を概ね 2：5 とし、合格者を決定した。法律試験の評価方法、既修者としての認定手続については、2010 年度の法学既修者認定試験の方法を踏襲している。すなわち、書類審査の結果と総合した評価が高いものから順に合格者を決定することになるが、その際、単位を認定することが不適切である科目が生じないよう、科目毎の平均点・標準偏差を勘案した合格最低基準点を設け、1 科目でも基準に達しない志願者は法学既修者として合格させない措置をとった。

既修者の入学者数は、下表の通り、制度改革の効果もあり、この 3 年間で大幅に増加している。

※2010 年度までは、内部振分方式

	2009年度		2010年度		2011年度	
	入学者数	うち法学既修者数	入学者数	うち法学既修者数	入学者数	うち法学既修者数
学生数	275名	16名	257名	80名	261名	156名
学生数に対する割合	100%	5.8%	100%	31.1%	100%	59.8%

（４）特に力を入れている取り組み

入試説明会等で十分な説明を行い、WEB やパンフレットでも受験生に正確な情報提供をしている。2010 年度の説明会実施状況は以下の通りである。

開催日	会場	内容
4 月 18 日（日）	早稲田大学 8 号館	全体説明会・個別相談会
4 月 24 日（土）	早稲田大学小野講堂	全体説明会・個別相談会
6 月 26 日（土）	新宿エルタワー（東京）	個別説明会・個別相談 （新聞社説明会）

6 月 26 日（土）	ハービス HALL（大阪）	個別相談（新聞社説明会）
6 月 26 日（土）	天神ビル（福岡）	資料参加（新聞社説明会）
7 月　3 日（土）	第二豊田ビル（名古屋）	個別相談（新聞社説明会）
7 月　3 日（土）	新宿センタービル（東京）	個別説明会・個別相談 （新聞社説明会）
7 月　7 日（水）	早稲田大学小野講堂	全体説明会・個別相談会

（5）その他

特になし。

2　点検・評価

これまでの法学既修者認定試験で培ったノウハウをもとに、公平性・客観性を損なわないよう綿密に計画され、十分に余裕をもって準備を進め、選抜が適切に実施されている。

同時に、受験生に与える影響をできる限り最小限にとどめ、なおかつ円滑な受験準備を進められるよう、十分に早い段階で選抜基準を公表し、WEB、入試要項、大学説明会等を通じて受験生に広報している。あわせて、志願者の受験勉強に資するよう、2010 年度の法学既修者認定試験より、過去問題とともに「出願の趣旨」を WEB 上に公開している。

その結果、2011 年度入試における法学既修者の志願者数は 1,635 名となり、2010 年度の法学既修認定を希望した志願者（1,055 名）から、大幅に増加している。

3　自己評定

A

4　改善計画

特になし。

２－３　入学者の多様性の確保

（評価基準）入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が３割以上であること，これに至らない場合は３割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

（注）

① 「実務等の経験のある者」とは，各法科大学院が，社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが，最終学歴卒業後３年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

１　現状

（１）法学部以外の学部出身者の定義

次の何れかに該当する（見込の）者。

ア　法学以外の分野の学位（学士、修士、博士、専門職）を取得したことがある者または 2011 年 3 月までに取得見込の者。

イ　「学士（法学)」の学位しか取得していない者または 2011 年 3 月までに取得見込の者でも、学位取得時点で、修得単位のうち、専門科目における法律科目の単位数が過半数に達しない者。

（２）実務等の経験のある者の定義

出願時点において、官公庁・会社等における勤務経験、自営業、主婦・主夫等、通算して２年以上の社会経験を持つ者。

（３）入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者（実務等経験者を除く）	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数 2011年度	261名	33名	37名	70名
合計に対する割合	100.0%	12.6%	14.2%	26.8%
入学者数 2010年度	257名	25名	54名	79名
合計に対する割合	100.0%	9.7%	21.0%	30.7%
入学者数 2009年度	275名	44名	52名	96名
合計に対する割合	100.0%	16.0%	18.9%	34.9%
３年間の入学者数	793名	102名	143名	245名
３年間の合計に対する割合	100.0%	12.9%	18.0%	30.9%

［注］１　「実務等経験者」とは，社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ各法科大学院が定義したものをいう。

２　「入学者数」とは，実際に入学した学生の数をいい，既修者・未修者を問わない。

３　「他学部出身者」とは，法学部以外の学部出身者（法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者）のうち実務等経験者でない者をいう。

４　「ｎ年度」は評価実施年度とし，過去３年分まで記入してください。なお，「ｎ年度」のデータが本報告書提出の時点で未確定の場合は，追加提出してください。

（４）多様性を確保する取り組み

2011 年度入試より、法学未修者試験において「社会人・法学部以外の学部出身者の優先選抜制度を設け[2]、概ね 50 名を優先的に合格させることにしている。ただし、2011 年度入試においては、通常の選抜基準に照らしても社会人・他学部出身者が 50 名を超えて合格することとなったため、これらの受験者を優先的に選抜する特段の措置は必要なかった。

（５）特に力を入れている取り組み

入試説明会等で、多様性を重要な理念としていることを強調するとともに、

[2]入試要項　３頁および 17 頁参照。

WEB やパンフレットでもその点について情報を提供をしている。

（6）その他

2012 年度入試より、法学士の学位を有する英語の実力がある者について、提携先のアメリカのロースクールに交換留学生枠として 5 名程度優先枠を設ける。

2　点検・評価

全国的に社会人・他学部出身者が減少する傾向にあり、本法科大学院についてもその例外ではない。しかし、そうした傾向の中にあっても、おおむね 30%を確保してきたことは評価できる。2011 年度入試においては、法学既修者の試験を別に実施し、合格者数も増加したことにより、合格者全体の枠組においては初めて 30%を切る結果となった。しかし未修者の合格者においては社会人・他学部出身者の割合は 34%に達しており、多様性の観点がより重要となる未修者においては、そうした点は十分に反映された結果となっている。

3　自己評定

A

4　改善計画

さしあたっての改善は必要としない。ただし、2011 年度入試から導入した優先受入策が、入学者の多様性維持にどの程度効果があるのか、今後の動向を注意深く分析する必要がある。また、今後も社会人・他学部出身者確保の努力を続ける必要がある。

第３分野　教育体制

３－１　教員体制・教員組織（１）〈専任教員の必要数及び適格性〉

（評価基準）法科大学院の規模に応じて，教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

（注）①　専任教員が１２人以上おり，かつ収容定員（入学定員に３を乗じた数）に対し学生１５人に専任教員１人以上の割合を確保していること。

②　法律基本科目の各分野毎に必要数の専任教員がいること。

③　５年以上の実務経験を有する専任教員が２割以上であること。

④　専任教員の半数以上は教授であること。

１　現状

（１）専任教員の数と教員適格

学生収容定員数：870 人（2011 年度より 1 学年が 270 名）

専任教員総数：　78 名[3]

専任教員の数は、78 名（内、専任教員 58 名、併任教員 20 名、任期付専任教員 18 名）であり、法令による必要専任教員数を満たしている（表 1)。また兼担教員 27 名、兼任教員 65 名で、教員数の合計は 170 名である。

専任教員の適格性については、専任教員の採用時においては、「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」[4]にしたがって、審査委員会が専任教員候補者の適格性についての実質審査を行い、その審査報告にもとづき教授会において最終判断を行っている。審査においては、担当科目を教えるに相応しい教育能力があるかどうかを、研究業績あるいは実務経験だけでなく、教育実績を含めて多角的に審査をしている。また派遣裁判官教員あるいは派遣検察官教員についても司法研修所等での教官経験など教育経験のある者の派遣を要請している。

本法科大学院の自己点検時においては、各専任教員から提出された「教員個人調書」をもとに、自己点検評価委員会が、形式的審査を行った。

専任教員とその担当科目は、別紙「教員一覧」の通り。

[3]別紙「教員一覧」、「教員個人調書」

[4]別添資料「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」

（２）法律基本科目毎の適正性のある専任教員の人数

表１　専任教員の必要数

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	公法系 4名		4名	2名	2名	刑事法系 4名	
実員数	4名	3名	12名	7名	6名	7　名	4名

先端・展開科目の専任員数は、労働法３名、独占禁止法１名、環境法１名、知的財産法２名であり、国際関係科目の専任教員数は５名、基礎法科目の専任教員数は３名、外国法科目の専任教員数は３名、実務系科目の専任教員数は16名である。

（３）実務家教員の割合

専任教員 78 名のうち、実務家教員は 20 名である。実務家教員については、「任期付き専任教員の身分変更に関する法務研究科細則」[5]及び「派遣教員の嘱任に関する法務研究科細則」[6]に定める資格要件及び手続にしたがって審査が行われ、実務経験が十分に豊富な教員を採用している。

また、実務家教員が法律基本科目を担当する場合は、採用時に研究者教員と同じ基準による審査を行っている。

（４）教授の数

表２

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実数）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	73名	5名	78名	20名	0名	20名
計に対する割合	93.6%	6.4%	100%	100%	0%	100%

（みなし教員は５名いる）

（５）特に力を入れている取り組み

専任教員については、法科大学院として最も高度な教育を実践すべく、優秀

[5]別添資料「任期付き専任教員の身分変更に関する法務研究科細則」

[6]別添資料「派遣教員の嘱任に関する法務研究科細則」

な教員の獲得に努めている。

（６）その他
特になし。

２　点検・評価
学生 870 人に対して求められる専任教員数は 58 人であるから、教員人数の割合は基準を満たしている。
教員の適格性については、「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」、「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」、「任期付き専任教員の身分変更に関する法務研究科細則」及び「派遣教員の嘱任に関する法務研究科細則」に定める資格要件及び手続にしたがって審査が行われており、問題点はない。

３　自己評定
合

４　改善計画
2012 年 4 月 1 日付けで、民法１名・刑法１名・民事訴訟法１名の教授が嘱任予定である。

３－２　教員体制・教員組織（２）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ，教員の教育に必要な能力を適切に評価し，その後も維持・向上するための体制が整備され，有効に機能していること。

１　現状

（１）　専任教員確保のための工夫

本法科大学院における人事は、研究科人事委員会が、法科大学院設置基準、同認証評価基準および研究科が設置する科目等に照らして策定した人事計画により、具体的条件を提示して、候補者の推薦を求める研究科内公募の形式を採っている[7]。昇任については、「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」により、「審査委員会」を構成し審査するものとされている。

いわゆる「ダブルカウント」廃止に向けた対応について、20 名いる併任教員を 2011 年度に 1 名減、2012 年度に 1 名減、2014 年 4 月には完全に解消とする計画である。2012 年度以降に 7 名が嘱任することがすでに決定しており、ダブルカウント解消のために教員の新規採用を増加させている。

（２）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

各科目の教員で構成する懇談会において、常に全国の法学教員の業績動向に目を配っており、人事委員会との連携を密にして優秀な教員を採用すべく努めている。また、研究者を目指す法科大学院生のため、「研究論文指導」や「ペーパーオプション」、「外国法」等の科目を設置している。さらに本法科大学院で法務博士（専門職）の学位を取得した者が、法学部の助手・本法科大学院の助教を経て、本法科大学院の専任教員となるキャリアパスの仕組みも設けられている。また、本法科大学院を一定の GPA を満たして修了した者については、本学法学研究科の博士後期課程における自己推薦よる入試を受験することも可能である。

（３）　教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

FD 委員会主催の教員研修会を定期に開催し、教員相互の研鑽に努めている。同研修会では、在学生や卒業生を招いてスピーチをしてもらっており、学生の要望や意見を知る機会としても活用している。また、教員の採用については、「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」、昇任に関しては、「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」を定めている。

---

[7]別添資料「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」第 9 条、第 11 条

（４）特に力を入れている取り組み

教員の教育能力の維持・向上については、各科目懇談会の中で、授業で用いる教材の作成、期末試験問題の作成などの過程を通じ、教員間の協力関係を密にして、各教員の教育能力の維持・向上に努めている。

継続的な教員確保に向けた取り組みについては、若手教員の育成に努め、本法科大学院の１期、2 期の修了生各１名が助手を経て助教に採用されている。

（５）その他

特になし。

２　点検・評価

現状に記述した方法により、教員として優秀な人材の確保ができているものと考えている。次世代を担う教員の育成についても、「助教に関する法務研究科内規」を定め、若手研究者の任用・養成に努めている。

３　自己評定

A

４　改善計画

現状、点検・評価に記述したように、教員としての優秀な人材の確保はできているものと考えているが、3－4 で記述するように、10 年後の年齢構成を考えたとき、優秀な若手教員の補充・養成が重要な課題である。若手教員の養成の点では、選択科目として、研究・論文指導、ペーパー・オプション、外国法の科目を学ぶことができるなどの配慮をしているが、なおいっそう体制整備が必要であると考えている。

３－３　教員体制・教員組織（３）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり，バランスが取れている等，法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

１　現状

（１）専任教員の配置バランス

	クラス数	専任教員数　※1（延べ人数。みなし専任含む）	クラス毎の履修登録者数平均　※2	
			専任	専任以外
法律基本科目	202	164	34.4	32.6
法律実務基礎科目	53	66	34.4	7.3
基礎法学・隣接科目	26	15	26.6	30.1
展開・先端科目	154	105	19.2	17.4

［注］専任教員とそれ以外の教員の共同授業は，専任教員のクラスとしてカウントする。

※1　オムニバス科目については、１科目１教員としてカウントした。

１つのクラスを３名の教員が毎回担当する場合は、専任教員数分だけカウントした。

例：専任２名、非常勤１名の場合は、２名としてカウント。

また、慶應義塾大学法科大学院、上智大学法科大学院設置科目（本法科大学院との間の単位互換協定）については、各法科大学院の専任教員は専任教員としてカウントした。

※2　2011 年度秋学期の科目登録は９月に行うため、登録者数の平均は、2011 年度春学期の数字を算出した。

3－1 の表１に記載の通り、憲法４名、行政法３名、民法 10 名、商法７名、民事訴訟法 10 名、刑法７名、刑事訴訟法４名、労働法３名、独占禁止法１名、環境法１名、知的財産法２名、国際関係科目５名、基礎法科目３名、外国法科目３名、実務系科目 20 名の専任教員数を有し、科目間の配置バランスは適正である。

（２）教育体制の充実

充実した専任教員数を有するが、さらに、また兼担教員 27 名、兼任教員 65 名を有し、教育体制は充実している。また、40 歳以下の若手教員や女性教員の配置バランスには問題があるが、その採用を積極的に進めるよう努めている。法律基本科目では、専任教員を中心に、授業内容の共通化、水準確保のために共通のシラバスを作成し、授業を行うようにしている。また定期試験の出題、

採点基準についても専任教員、兼担・兼任教員と共に打合せを行いながら、実施していることが多い。これは、一部の展開・先端科目（労働法Ⅰ・Ⅱ等）についても同様である。さらに、一部の科目（ジェンダーと法などオムニバス形式の科目）では、研究者教員と実務家教員が連携して教育を行っている。

（3）特に力を入れている取り組み

各科目懇談会と法務研究科人事委員会が連絡を密にして、常に各科目担当者の要望を要望に応じた教員構成になるべく努めている。

（4）その他

特になし。

2　点検・評価

現状に記述したとおり、法律基本科目を担任する各専任教員は、いずれも科目適合性の観点から適格性を充足しているものと思われる。

法律基本科目に関する各分野について、必要とされる専任教員数は、公法系 4 名、刑事法系 4 名、民法に関する分野 4 名、商法に関する分野 2 名、民事訴訟法に関する分野 2 名以上であり、上記表のとおり、各科目とも必要教員数を充足している。

3　自己評定

A

4　改善計画

2012 年 4 月に専任教員 4 名を新規嘱任することが決定しているが、そのうち民法担当者が 2 名、刑法担当者が 1 名、民事訴訟法担当者が 1 名である。

３－４　教員体制・教員組織〈教員の年齢構成〉

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

１　現状

（１）教員の年齢構成

専任教員の年齢構成については、50 代、60 代の専任教員が多く、40 歳以下の専任教員が少ない。現在は、年齢構成の上で改善をしなければならない点はないが､今後の人事政策として40歳以下の若手研究者教員の補充が課題となる。

表３

		40 歳以下	41～50 歳	51～60 歳	61～70 歳	71 歳以上	計
専任教員	研究者教員	6 名	6 名	24 名	23 名	0 名	59 名
		10%	10%	41%	39%	0%	100.0%
	実務家教員	0 名	8 名	5 名	6 名	0 名	19 名
		0%	42%	24%	31%	0%	100.0%
合計		6 名	14 名	29 名	29 名	0 名	78 名
		8%	18%	37%	37%	0%	100.0%

（２）特に力を入れている取り組み

若手教員の確保については、助教の採用を積極的に進め、助教から専任教員の採用するキャリアパスを構築中である。

（３）その他

特になし。

２　点検・評価

教員の年齢構成につき、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点から現状に問題はない。

現状の教員の年齢構成については特段改善を要する問題はないが、10 年後の年齢構成を考えたとき、教員の補充に際しては、40 歳以下の若手教員を積極的に採用することと、次世代を担う法科大学院教員の養成が大切であると考えている。

３　自己評定

A

４　改善計画

次世代を担う法科大学院教員の養成を進めることとしたい。しかし、そのためには環境の整備も必要となる。専門職大学院設置基準では、法科大学院の専任教員は平成 26 年度年からは博士課程の研究指導ができないこととなるため、法科大学院修了者の中から法学研究者を養成しようとする場合には、法科大学院に「助教」をおき、法科大学院専任教員の指導の下で研究に専念できるようにすることが極めて重要となる。そこで、若手研究者の養成に努めており、2009 年に 1 名、2010 年に 1 名、2011 年に 1 名の助教を嘱任した。

３－５　教員のジェンダーバランス

（評価基準）教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

１　現状

（１）教員のジェンダーバランス

表４

教員区分 性別	専任教員		兼担・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	55 名	17 名	43 名	39 名	154 名
	36%	11%	28%	25%	100%
女	4 名	2 名	3 名	6 名	15 名
	26%	14%	20%	40%	100%
全体における女性の割合	8%		10%		9.7%

（２）特に力を入れている取り組み

現在の女性教員の割合の低さは、女性の法学研究者の絶対的な不足という要素があり、やむを得ない面もあるが、それだけに現時点において特に力を入れて取り組むべき課題と考えている。

（３）その他

特になし。

２　点検・評価

女性の専任教員は６名（8%）であり、少ない。女性の法学研究者が男性に比べて極めて少ない日本の現状を考えたとき、適材の女性研究者教員を確保することは困難な状況にあるが、教員のジェンダー構成の適正化を考えて、新規嘱任教授については、女性教員の採用に努力をしている。2009 年には、助教として、１名の女性教員を嘱任した。

３　自己評定

C

４　改善計画

点検・評価で述べたとおり、女性教員の採用に努力をしている。2009 年には、

助教として、1名の女性教員を嘱任したが、引き続き女性教員の採用に努力して行く。

３－６　担当授業時間数

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

１　現状

（１）過去３年間の各年度の教員の担当コマ数

【2009 年度　春学期】

教員区分／授業時間数	専任教員		みなし専任教員	兼担教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	5.06	4	2	3.0	1.4	１コマ 90分
最短	0	1	1	0.2	0.2	
平　均	2.44	2.69	1.33	1.2	0.8	

【2009 年度　秋学期】

教員区分／授業時間数	専任教員		みなし専任教員	兼担教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	5	5.3	3	4.0	2.0	１コマ 90分
最短	0	1	2	0.13	0.2	
平　均	2.03	3.29	2.6	1.25	0.91	

【2010 年度　春学期】

教員区分／授業時間数	専任教員		みなし専任教員	兼担教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	8	5.26	2	3.0	1.0	１コマ 90分
最短	0	1	1	1.0	0.26	
平　均	2.6	3.14	1.41	1.25	0.72	

【2010 年度　秋学期】

教員区分／授業時間数	専任教員		みなし専任教員	兼担教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	5	7.33	3	2.0	1.0	１コマ 90分
最短	0	1	1	0.13	0.2	
平　均	2.18	3.45	2	0.86	1.2	

【2011年度　春学期】

教員区分 / 授業時間数	専任教員		みなし専任教員	兼担教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	5	4.66	2	1.12	2	1コマ 90分
最短	0	0.4	1	1	0.12	
平　均	2.47	2.98	1.8	0.90	0.71	

【2011年度　秋学期】

教員区分 / 授業時間数	専任教員		みなし専任教員	兼担教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	4.5	11.3	3	1	-	1コマ 90分
最短	0	1	1	1	-	
平　均	2.27	3.24	1.8	1	-	

［注］　1　教員が「当該法科大学院」において担当する週当たりの最長，最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載してください。
2　兼担教員については，当該法科大学院において法律基本科目を担当している者のみ記載してください。
3　「備考」欄に１コマが何分であるかを記入してください。
4　上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧も資料としてご提出ください。
5　本報告書提出時までに，当該年度（学期）のデータが揃わない場合は，後日追加で提出してください。

（２）他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【2009 年度】

教員区分 / 授業時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最　高	11.2	16	9	10.3	2	3	１コマ 90分
最　低	2.06	2	1	2	1	2	
平　均	6.2	6.42	4.02	4.19	1.3	2.6	

【2010 年度】

教員区分 / 授業時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最　高	11.06	16	6	8.66	2	2	１コマ 90分
最　低	1	1	1	1	1	1	
平　均	7.17	6.47	3.53	3.97	1.41	2	

【2011 年度】

教員区分 / 授業時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最　高	10.12	10	6	8.3	2	3	１コマ 90分
最　低	1.12	2	1	1	1	1	
平　均	5.54	5.51	3.72	3.74	1.8	1.8	

［注］　１　専任教員が「当該法科大学院」及び当該大学の法学部，他学部，他大学（法科大学院を含む）において担当する週当たりの最長，最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載してください。
２　「備考」欄に１コマが何分であるかを記入してください。
３　上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧も資料としてご提出ください。
４　本報告書提出時までに，当該年度（学期）のデータが揃わない場合は，後日追加で提出してください。

（３）特に力を入れている取り組み

特になし。

（4）その他
特になし。

2　点検・評価
本法科大学院の教員は、授業準備に多大な時間を費やしている。授業において、対話形式で、短時間に高い水準をもった情報の提供と討論を実現するため、教員は専門的情報の整理のみでなく、授業の進め方についても事前の周到な準備を必要とする。さらに、授業の効果を測定するために、定期的なレポートを学生に作成させる方法を採用している教員にとっては、このレポートの採点作業にも多くの時間を要する。このような目標・現状のもとでの教育実践においては、その授業の質を維持するために、教員の授業担当コマ数を制限することが重要になる。

そのため本法科大学院では、「法務研究科教員の服務等に関する内規」において、「教員は、本学において通年で 16 単位（1 週平均 4 時限（1 時限は 90 分とする））以上の各授業科目および研究指導（以下、「授業等」という。）を担当することを原則とし、「通年で 30 単位（1 週平均 7.5 時限）を超えて授業等を担当することはできない」としているが、本法科大学院の多くの教員が法学部・大学院法学研究科の授業を兼担しており、この制限を超える教員もいる。同内規では、そうした場合には、「通年で 30 単位（1 週平均 7.5 時限）を超えて授業等を担当しなければならないときは、その理由を附して研究科長に申請をしなければならない。研究科長は、教授会の承認を得て、これを許可するものとする」と定め、やむを得ない場合に限って、これを認めることとしている。

多くの教員については、担当授業時間数が、授業の準備等に要する時間等も考えて適当であると考えられる。しかし、法学部・大学院法学研究科の授業を兼務している教員のなかには基準を超える授業時間数になっている場合がある。本法科大学院の授業の充実という観点からも、授業担当時間数が基準を超えている教員が居る点については、早急に改善をしなければならない点であると認識している。

3　自己評定
B

4　改善計画
教員の授業負担を軽くする必要を痛感しており、専任教員の増員、法学学術院専任教員との併任解消及び法学学術院兼担の軽減が急務である。専任教員の増員については、2012 年 4 月に、4 名の専任教員（うち 1 名は任期付き専任教員）の新規嘱任を決定している。

３－７　研究支援体制

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

１　現状

本法科大学院は、法学教育における理論と実務の架橋を目標としているが、その教育目標の達成は、教員が実際に取り組んでいる具体的紛争や理論研究のなかで感じている緊張の一端を、迫力をもって学生に伝えることで実現する部分がある。それゆえ、教員には、その研究を支援する体制を保障する必要がある。以下、人的な支援体制、施設・設備面での支援体制、経済的・研究休暇にかかわる支援体制について、現状の確認と評価をおこなう。

（１）経済的支援体制

専任教員が個人で行う学術研究を助成するため、個人研究費として年間423,000円、学会出張補助費として90,000円、海外学会出張補助費として110,000円、複写代補助費として、半額補助（個人研究費支出の範囲内）が支給されている。このほか、専任教員が個人または共同で行う研究に対し、大学が助成する特定課題研究助成費（50 万円～500 万円）がある。学会活動を支援するための学会経費補助金・大会開催補助金・懇親会補助金、学術論文掲載料補助費、学術研究書出版制度、講演会に対する補助金、国際的ワークショップ等開催助成費などの支援もある。図書費・図書資料費・データベース資料費として2,167万円が本法科大学院に予算配分されている。

外部の競争的研究資金の獲得もおこなわれており、本学研究推進部が中心となって、競争的研究資金の獲得のための精度の高い支援体制もできている。この関連で、外部資金の公正で適正な支出という点を確保するための、職員による教員への助言・支援体制も、相当に厳格な基準で構築・運用されている。

（２）施設・設備面での体制

専任教員・兼担教員には、個人研究室（21.12 ㎡）と PC が貸与され、PC は学内 LAN に接続されており、図書館のサーバーを経由して全世界の判例や雑誌論文、新聞記事等を検索・印刷することができるほか、「法科大学院教育研究支援システム」によって、法学研究に必要な国内情報（判例、学術雑誌、法令、新聞・雑誌記事、行政情報等）のほぼすべてにアクセスできる環境が整っている。

「法科大学院教育研究支援システム」については、学外においてもアクセスが可能な設計となっているため、自宅の PC でも、教材を提示することが可能である。また、研究室棟 8 号館の偶数階には、コピー室が設置されており、コピーの作成が研究室の直近でできる体制となっている。

（３）人的支援体制

教員総数	職員総数	RA の総数	TA の総数
78名	16名	10名	40名

［注］　１　「教員総数」は、2011年5月1日現在の総数。
２　「職員」とは、学校法人との契約関係に基づき、法科大学院の事務を担当している者を指します。専従者、派遣職員、パート等を含み、雇用形態は問いません。パートの人数は、フルタイムの人数に換算。
３　「TA」とは、教育的配慮の下に、法科大学院の学生に対する教育的補助業務を行う者を指し、その名称を問わない。

教員の研究活動を直接的に支援するためのスタッフとして、職員（専任職員・嘱託職員・派遣職員）16 名とリサーチ・アシスタント（RA）10 名（2010 年度秋学期 5 名（540.5 時間稼働)、2011 年度春学期 5 名（582 時間稼働））が配置されている。

また、教員の研究支援という点からは、多くの時間と労力を必要とする教員の教育活動について人的支援を行うことにより、間接的ながら研究をサポートする体制もとられている。具体的には、ティーチング・アシスタント（TA）40 名（2010 年度秋学期、2011 年度春学期の延べ数）が配置され、教材作成や授業補助（法廷教室の機器類の操作等）に当たっている。TA は使用時間数で予算化されており、2010 年度においては、7500 時間が本法科大学院に割り当てられている。

（４）在外研究制度

特別研究期間制度として 2009 年度 3 名、2010 年度 1 名、2011 年度 1 名が適用を受け、海外もしくは国内の大学・研究機関で研究をおこなっている。適用者は授業担当を免除され、自身の研究に集中する機会が与えられている。また、海外で特別研究期間を実施するものには 350 万円を上限として旅費・滞在費が支給されている。

（５）紀要の発行

本法科大学院および本学法学部の専任教員が会員となっている団体として、早稲田大学法学会がある。法学会が機関紙として「早稲田法学」（本法科大学院教員・本学法学部教員が執筆資格を有する）を 1 年に 4 回発行し、「早稲田法学会誌」（本法科大学院生・本学法学研究科生が執筆資格を有する）を 1 年に 2 回発行しており、厳しい査読を経た、質の高い論文が掲載されている。

また、紀要ではないが、本法科大学院承認学生研究活動団体である LAW & PRACTICE が 1 年に 1 回発行している「LAW & PRACTICE」は、日本で唯一の学生編集法律雑誌である。「理論と実務の架橋」という編集理念のもと、創刊以来、その内容を充実させてきており、最新の第 5 号では 400 頁にわたって、そ

の編集理念にふさわしいテーマの質の高い論文が掲載されている。校正作業では、学生諸君による精密で厳しい意見が形式のみならず内容についても執筆者に寄せられる。そして、最新の第 5 号では、“ Uniform System of Citation ”(米国で一般的に用いられる引用文献表示法)が取り入れられるなど、様々な学生編集部による進化の工夫がなされてきている。

（6）特に力を入れている取り組み
特になし。

（7）その他
特になし。

2　点検・評価
本法科大学院の専任教員は、それぞれの属する学会において先端的な研究を展開しており、このことは、本法科大学院には研究支援する体制が一般的に実現されていることを証するものであると考えられる。専任教員による国内外の学会での研究報告、研究論文の作成、学外研究資金の獲得、そして本法科大学院での国際研究会議の開催などの高い質と量は、本法科大学院における研究支援体制が整っていなければ実現しえないものである。このようなことから、教員の研究活動を支援するための制度・環境は整えられていると評価される。
まずは、教員の人的な点からの研究支援体制は、各個々の職員や RA、TA の努力により、必要とする支援は十分に確保されていると考えられる。しかしながら、160 名以上の教員と 769 名の学生を抱え、413 クラスの学科目を展開している本法科大学院の教員の教育研究及び学生の学習を支援する人的体制としては、なお不十分であると認識している。取りわけて、職員については、夜遅くまでの勤務となることが多く、労働条件の改善が望まれるところである。週休二日制が完全実施され、土曜日出勤の職員については、振替休日を取ることになっているため、事務所内での担当者がそろわず事務が一部停滞することもあり、変則的週休二日制の運用については、なお改善の必要があるように思われる。

3　自己評定
A

4　改善計画
教員の研究支援体制の中心にある職員の負担が増大しており、その増員を理事者に要求しているところである。

第４分野　教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

４－１　ＦＤ活動

（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

１　現状

（１）組織体制の整備

教育内容・教育方法の改善活動の取り組み体制は、前回認証評価時と同様、法務研究科規程第 14 条別表第 1 で「教授方法・効果（Faculty Development）に関する事項」を所管するとされる FD 委員会が中心となっている。同委員会は、2 年任期の委員 5 名および職務上の委員である教務担当教務主任からなり、一部の委員を除き、任期満了で交代することで、より多くの教員が FD 委員会の活動に従事するようにしている。現在、FD 委員会の構成は、職務上の委員を除き、刑事系 3 名、公法系 1 名、実務系 1 名（実務家教員 1 名）となっている。

また、担当分野毎の FD 活動を含めた教学事項に関する組織として、法務研究科規約第 14 条別表第 2 に基づき、民事法系、企業法系、刑事法系等の 8 つの教学懇談会を設置し、カリキュラム編成のほか、シラバスを含めた授業内容の統一・調整、授業方法の検討等を行っている。

（２）ＦＤ活動の内容

前回認証評価までと同様、FD 委員会は、研修会の開催、授業の相互参観、授業アンケートの実施作業を行うとともに、その結果を各教員および教授会へ報告している。なお、研修会の開催、授業の相互参観、授業アンケートに関する記録は、事務所において保存している。

（３）教員の参加度合い

各年度、春学期と秋学期の 2 回、FD 研修会を行っている。2010 年度の春学期からの新カリキュラムの実施を踏まえて、2010 年 5 月に開催された研修会では、新設科目や内容を変更した科目を中心に新カリキュラムの実施状況と問題点について、各科目の担当者の報告に基づき意見交換を行った。また、同年 9 月に開催された研修会では、本学と同じくカリキュラム改革に取り組んでいる明治大学法科大学院のカリキュラム改革の目的・経緯・課題等について明治大学大学院長を招いて報告してもらい、意見交換を行った。また、2011 年 5 月に開催された研修会では、本学卒業生の弁護士であり、学生の補助的指導に当たっているアカデミック・アドバイザーに、彼らの視点からみた学生の現状について報告してもらい、それに基づいて意見交換を行った。いずれも、教授会後

の時間に設定し、40-50 名程度の参加者を得た。

（４）外部研修等への参加

2010 年 8 月および 9 月に司法研修所にて開催された法科大学院協会主催の教員研修会に、同協会研修等主任の 1 名を含めて、本法科大学院から 3 名が参加した。また、2010 年 3 月に開催された法科大学院協会主催のシンポジウムにも本学から 6 名が参加した。そのほか、外部の各種研修会等について各教員に周知し、その参加を促している。

なお、本法科大学院では、随時外部からの見学者を受け入れている。2009 年度、2010 年度の見学者には、タイ・タマサート大学一行(30 名)、司法研修所(15 名)、韓国・全南大学教務主任・学生、スイス・ザンクトガレン大学一行（5 名）、中国刑事司法関係者(20 名)、カンボジア司法官(5 名)、フィリピン司法官(10 名)、ソウル弁護士会（5 名）などがあった。

（５）相互の授業参観

2009 年度、2010 年度、2011 年度前期も、従来と同様、春学期と秋学期の 2 回、授業の相互参観期間を設け、相互参観を実施した。専任教員は、原則として各年度内に一度は授業見学をするよう要請している。相互参観の実施率を向上させるため、FD 委員会で検討の上、授業アンケートの結果や科目間のバランスを考慮して推奨授業を設けて、見学を促した。事務所に届け出た数によると、2009 年度の秋学期は見学教員数 21 名、被見学授業数 20 コマ、2010 年度の春学期は見学教員数 18 名、被見学コマ数は 16 コマ、2010 年度秋学期は見学教員数 15 名、被見学者コマ数は 13 コマ、2011 年度春学期は見学教員数 31 名、被見学授業 35 コマであった。

（６）成果に結びつかせるための方策・工夫

授業見学において、授業の所見を事務所を通じて当該教員へと提出することで見学する側のみならず、見学される側の授業改善にも役立つようにしている。

また、FD 研修会における議論の成果は、カリキュラム検討委員会、FD 委員会、長期戦略委員会等に持ち帰られ検討の素材となっているだけでなく、授業見学等と相乗的な効果をもって、自身が担当する授業の改善に関する取り組みにおいて、有用な効果を上げている。実際、下記のように「学生による授業評価」の総合点の平均は、本法科大学院の設立当初に比較して、年々良くなる傾向が見られる。

年　　度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
ポイント （5 点満点）	3.83	4.04	4.01	4.20	4.35	4.21	4.31

（7）特に力を入れている取り組み
特になし。

（8）その他
特になし。

2　点検・評価
FD 委員会の構成・組織は適切に行われている。また、同委員会からの教授会での報告・提言ならびに FD 研修会において、その問題意識は、教授会構成員に共有されている。
研修会については、各年度各 2 回、必ず実施しており、テーマも毎回変え、必要に応じて外部講師を招くなどしており、各教員からも活発な発言があり、適切に実施されている。
授業見学については、見学する教員の率が不十分である。その一つの理由は、法科大学院発足時から相互参観制度を実施しているため、各教員は、既に自分の担当する科目ないし関連する科目の授業については、過去に既に参観してしまっていることにあると考えられるが、なお実施率の向上が課題といえる。
外部研修会への参加については、その成果を各教員へフィードバックする方法について検討の余地が残されている。

3　自己評定
B

4　改善計画
授業参観については、実施時期・期間を再検討するほか、特に他分野の授業の見学を推奨することで、参加率を向上させたい。また、従来から、参観者からの感想を当該授業の担当者に伝えるのを原則としてきたが、感想の中で他の教員に参考になるものについては公開し、それを共有財産として授業改善の成果に結びつけると共に、参観のためのインセンティブとすることを検討したい。
外部見学の感想についても見学の感想を提出してもらい、教授会での配布または各教員へのメールによる送信を考えたい。

４－２　学生評価

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

１　現状

（１）学生による授業等の評価の把握

FD 委員会が主体となって、教育研究支援システムを利用し WEB 上で無記名の学生アンケートを実施している。

2009 年度春学期までは、各学期に 1 回、学期途中にアンケートを実施してきた。法科大学院において重要と考えられる双方向授業の実施、予習・復習のバランス、適切な難易度の設定等々をめぐりその現状について、学生の評価を得ることで、授業方法の改善に努めようとするものであり、実際に、ほとんどの点で年を追うごとに、その評価は向上してきた。具体的には、アンケートの結果、当初、課題として認識された双方向授業の浸透や、予習量の適正化が、着実に進んできたと言える。また、こうした各項目についての評価のみならず、授業への総合的満足度が、双方向的授業の実施と相関関係にあるなど、授業構成における重要な要素のありかについても知見を得ることができた。

反面、いくつかの課題も発見された。おおむね高い評価を得ながら、若干の教員について評価が有意に低い場合があること、アンケートの実施が学期ごとに 1 回に限られていたことから、十分に評価可能な授業実施後にアンケートを実施した場合、各教員において学生評価の結果を授業に反映させるには遅すぎること、逆に、授業への反映・改善を目的とし早期に実施した場合には、適切な授業評価を得られるほどの授業回数を確保できないことなどであった。

こうした問題点を踏まえて、各教員への評価結果のフィードバックと併せて、複数教員に担当される同一必修科目については、その平均評価についてもフィードバックし、比較検討できるように改善してきたほか、2009 年度秋学期からは、学生評価を受けて直ちに授業改善に反映させるべき質問項目と、授業終了後の的確な評価を要する項目とに分け、授業期間中、授業期間終了直後の 2 回に分けて実施するように改善を施した。

なお、学生の回答率は、2009 年度の春学期が 54 パーセント、秋学期中間が 55 パーセント、秋学期学期末が 29 パーセント、2010 年度春学期中間が 61 パーセント、春学期学期末が 34 パーセント、2010 年度秋学期中間が 57.3 パーセント、期末が 34.2 パーセント、2011 年度春学期中間が 69.1 パーセントであった。

授業評価は、授業時間中に実施されるのではなく、各自が教育研究支援システムを利用して行っているため、学生が授業を積極的に評価し、それを具体的

な意見として表明するインセンティブが弱い難点があり、これが一般的な回収率の低さに表れていると考えられる。また、こうしたシステムを利用しての評価回収であるため、一部の学生には匿名性が確保されていないという誤解が存在しており、それが回答率を低くしている側面がある。

また、上記のような趣旨で授業評価を 1 授業につき 2 回実施することにしており、その趣旨そのものは合理的であると考えられるが、授業・試験が完全に終了した後の期末評価については、授業を評価しようとする学生の側のモティベーションが必ずしも高くなく、それが中間評価よりも期末評価の回答率を下げている理由と考えられる。

学生の側の負担感を緩和し、かつ匿名性が維持されている点を周知することに努めるなど、学生による授業評価をより実効性のある制度とする工夫を行う必要がある。

（2）評価結果の活用

授業アンケートの結果については、総合的分析結果を教授会で報告するとともに、先にのべたように、必修科目に関してアンケート結果（平均点）を記した表を配布し、当該科目の担当教員が自己の授業の相対的評価を知りうるようにしている。また、各担当教員には、すべての項目に関する数値および記述欄の意見を示すとともに、それに対する所感の提出を求め、それを教育研究支援システムを通じて履修学生に公表している。

（3）アンケート調査以外の方法

メーリングリストによる目安箱を設け、学生が直接執行部に意見、要望を伝えることができるようにしている。

（4）特に力を入れている取り組み

特になし。

（5）その他

特になし。

2　点検・評価

アンケート中の学生の満足度は、年を追うごとに向上しているが、これは、各担当教員がアンケートの結果を参考に授業の内容・方法の改善に取り組んできた成果といえる。

学期中 2 回アンケートをとる方法については、まだ変更後の実績が蓄積されていないため十分な評価はできないものの、これにより、早期の授業改善への取り組みと、授業全体の総合評価という 2 つの目的が達成されるものと考えら

れる。
　回答率については、授業改善につながる授業期間中のアンケートについてはそれなりの回答率が確保されているものの、授業期間終了後のアンケートへの回答率は低く、その向上へ向けた検討が今後必要である。この点は、アンケート結果の学生へのフィードバックの有効性とも関連し、この点を検討する必要がある。

３　自己評定

B

４　改善計画

　今後の改善については、回答率の向上を図っていくことが必要である。そのためには、学生へのフィードバックについて、現状で行っている教育研究支援システムを通じた教員からのコメントの提供を超えて、より生きた形での実施方法などを検討していく必要があると思われる。また、アンケートの匿名性に疑念を抱いている学生が一部にいるということであり、その匿名性を周知徹底していくことも必要と考える。

第５分野　カリキュラム

５－１　科目構成（１）〈科目設定・バランス〉

（評価基準）授業科目が法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目のすべてにわたって設定され，学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

（注）

① 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは，必修や選択必修の構成，開設科目のコマ組みや履修指導等で，バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には，修了までに「法律実務基礎科目のみで１０単位以上」，「基礎法学・隣接科目のみで４単位以上」，かつ「法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で３３単位以上」が履修されるように，カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

1　現状

（1）開設科目　（2011 年度開設科目）

2011 年度の開設科目は以下の通りである。

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	81	172	25	60
法律実務基礎科目群	27	54	27	54
基礎法学・隣接科目群	24	48	21	42
展開・先端科目群	125★	246★	0	0

［注］　上記「必修」には選択必修を含む。

★うち 10 科目、20 単位は、本学大学院法学研究科との合併科目。
うち 18 科目、37 単位は、慶應義塾大学法科大学院、上智大学法科大学院設置科目（本法科大学院との間の単位互換協定）。

※法律基本科目応用演習は、各科目を１科目としてカウントした。
例：「民法応用演習（秋山）」「民法応用演習（山野目）」で 2 科目

（2）履修ルール

これらの開設科目については、「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」して設定されている。

第一に、法律実務基礎科目は、修了までに、必修 3 科目 6 単位（法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎）および選択必修 2 科目 4 単位（科目名は別添、学科目配当表参照)、合計 5 科目 10 単位を履修しなければならない。必修 3 科目 6 単位のうち、法曹倫理および民事訴訟実務の基礎は、2 年次春学期または 3 年次春学期のいずれかに、刑事訴訟実務の基礎は、2 年次秋学期または 3 年次秋学期のいずれかに履修することができる。また、選択必修 2 科目 4 単位については、2 年次春学期から 3 年次秋学期までに適宜の科目を履修することができる。

第二に、基礎法学・隣接科目は、修了までに、選択必修 2 科目 4 単位を履修しなければならない（科目名は別添、学科目配当表参照)。これらの科目は、1 年次春学期から 3 年次秋学期までに適宜の科目を履修することができる。

第三に、法律実務基礎科目（上記の選択必修 2 科目 4 単位を含む)、基礎法学・隣接科目（上記の選択必修 2 科目 4 単位を含む)、展開・先端科目は、合計 28 単位以上選択して履修しなければならないものとされている。したがって、これらの履修単位に上記の法律実務基礎科目の必修 3 科目 6 単位を加えると、履修単位は合計 34 単位以上となり、「法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で 33 単位以上」という要件も充足している。

（3）学生の履修状況（4 科目群ごとの履修単位数の平均)

2010 年度秋学期および 2011 年度春学期における学生の履修状況は、以下の通りである。憂慮すべきほどの履修状況の偏りは見られない。

2010 年度秋学期

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	11.3	10.7
法律実務基礎科目	2.0	3.8
基礎法学・隣接科目	0.5	0.6
展開・先端科目	2.5	1.8
4 科目群の合計	16.2	16.9

2011 年度春学期

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	10.7	10.0
法律実務基礎科目	1.5	3.2
基礎法学・隣接科目	1.1	2.0
展開・先端科目	4.7	3.6
４科目群の合計	18.0	18.7

（４）特に力を入れている取り組み

多様な法曹を社会に送り出すという本法科大学院の理念を実現する目的から、①選択必修である法律実務基礎科目として、各種領域の弁護実務、エクスターンシップ、臨床法学教育などの多様な科目を設置していること、②極めて多彩な展開・先端科目を設置していること、そして、③これらの科目の履修を学生に積極的に推奨していることが挙げられる。

（５）その他

特になし。

２　点検・評価

法律基本科目にとどまらず、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目をまんべんなく開設し、さらに、展開・先端科目も積極的に開設することによって、学生が、いずれかの科目に偏ることなく、様々な科目をバランスよく履修できるように配慮している。学生の履修状況を見ても、特定の科目群に偏った履修状況は見られない。

３　自己評定

A

４　改善計画

現時点では、改善すべき特段の問題はない。

５－２　科目構成（２）〈科目の体系性・適切性〉

（評価基準）授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

（注）

①　「体系的かつ適切に」とは，当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が，効果的に学習できるように配置されていることをいう。

１　現状

（１）科目開設の体系性

ア　体系性に関する考え方，工夫

各科目について、体系性に関して、次のような基本方針を採用し、各種の工夫を行っている。

第一に、法律基本科目および法律実務基礎科目に関しては、法律家にとって必要な法律知識とその運用を効果的に学修するために、各学年において、次の点に留意している。

1年次は、法律基本科目のうち、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の科目を開設し、これらの領域に関する基礎的な知識・理論を修得するものとしている。

2年次は、次の通りである。①1年次に履修した科目について、総合科目を設置している。これは、1年次に修得した基礎的な知識・理論をより強固なものにするとともに、法律家として直面する様々な事案に対応するための総合的な能力を身につけることを目的としている。また、行政法・会社法の科目を設置し、同様のことを修得するものとしている。②既修者認定を受けた学生が、1年次の科目の履修を免除されているものの、やや苦手な科目がある場合に、当該科目へのより良い理解をバックアップし、2年次以降の法律基本科目の学修にスムーズに移行することができるようにするために、選択科目として、中級民法、発展民事訴訟法、発展刑事訴訟法を開設している。これらの科目は、既修者認定を受けた学生に限らず、1年次より進級した学生も履修することができるものとしているので、1年次の科目だけでは民法・民事訴訟法・刑事訴訟法を十分に修得できなかった学生にとっても、有意義な学修の機会となっている。③2年次秋学期に、法律基本科目応用演習を開設しており、学生は自己の選択によりこれを履修することができる。これは、法律基本科目および法律事務基礎科目において修得した知識・能力を、文書作成や口頭発表・討論等の方法を通じて一層発展させることを目的とするものである。

3年次は、次の通りである。①3年次春学期は、民法総合Ⅱ、民事訴訟法総合Ⅱ、会社法総合の三つの総合科目を履修しなければならないものとしている。これらの科目は、法律家の素養として重要である反面、満足いく修得のために

はそれなりの時間を要すると考えられることから、2 年次の総合科目における学修内容を踏まえつつ、その内容の確実な定着と一層の応用・発展を狙ったものである。②2 年次のところの②で言及した法律基本科目応用演習は、当該科目の基礎的な知識・理論を確認した上で、それを具体的な事案において運用するための能力を養成する場として、3 年次の学生が履修するにふさわしい科目であると考えられる。そこで、3 年次の学生は、法律基本科目応用演習を 2 科目（4 単位）履修しなければならないものとしている。

第二に、法律実務基礎科目に関しては、法律基本科目において修得した知識・理論と有機的に関連づけながら、法律実務に関する基礎的な素養を身につけるものとしている。また、法学系の大学・大学院を卒業・修了していない 1 年生を対象として、法情報調査、法律文書の作成、判例の読み方など、法律学に必要不可欠な基本的な技法と思考を学ぶための入門科目も設置しており、学生がこれらの科目を履修して法律学の学修にスムーズに入っていくことができるように配慮している。

第三に、基礎法学・隣接科目に関しては、次の通りである。

基礎法学に関する基本的な素養があってこそ、法律基本科目において知識・理論に対する理解を深めることができ、また、法律実務基礎科目において実務の素養を健全に修得することができるものと考えられる。このような観点から、基礎法学に関する科目として、法史学、法社会学、法哲学、法思想史、各種外国法の基礎を設置している。

さらに、法律学の伝統的な枠組みにとらわれず、法に隣接する分野・領域にも目を向け、法律家としての活動の範囲を広げることを目的として、複数の隣接科目（法医学、法と公共政策、生命科学と法、法整備支援活動、法と経済学、法律家のための会計学、立法学）も設置している。

第四に、展開・先端科目に関しては、学生の多様な問題意識と将来目指す法曹像に対応するために、展開・先端科目として、専門分野別に科目をセットした 9 分野のワークショップを用意している。各ワークショップには、別添資料「2010 年度 大学院法務研究科 学科目配当表」「2011 年度大学院法務研究科 学科目配当表」の通り、多種多様な科目が開設されている。このように多種多様な科目を開設しているのは、本法科大学院が「挑戦する法曹」の養成を掲げ、修了生を多様な進路に送り出すことを目標にしているからである。これによって、学生は、将来の多様な法曹像を描きながら、希望する分野の専門知識を体系的・有機的に学修することができるシステムとなっている。

なお、各ワークショップに配当された具体的な科目については、本法科大学院の理念との関連性や学生の履修状況を見ながら、随時、新設や見直しを行っ

ている。

イ　関連科目の調整等

科目開設の体系性に関する基本的な指針は上記アで示したとおりであり、これらの指針に基づいて、カリキュラム検討委員会が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の間での調整を適宜に行っている。

また、各科目内での調整のうち、どのような科目をいかなる配当学年・学期に置くかについては、カリキュラム検討委員会が担当している。その上で、各科目でどのよう内容を教えるか、科目間（例えば民法総合Ⅰと民法総合Ⅱ）での内容の重複や脱落がないかについては、科目ごとに取りまとめ役を置いて全体の調整を行ったり、科目担当者が密接に連絡を取り合いながら調整を行うなど、各科目において適宜の方法が採られている。

（2）科目開設の適切性

ア　法曹像等のとの適合性

本法科大学院は「挑戦する法曹」の養成を掲げ、修了生を多様な進路に送り出すことを目標にしている。そのためには、何よりもまず、法律基本科目を的確に修得することが必要不可欠である。このような観点に基づき、各法律基本科目は、「学生が最低限修得すべき内容（科目別)」に記載した通り、各学年および各学期において修得すべき概念・思考方法および能力を踏まえて、適切に開設されている。法律実務科目についても、同様である。

さらに、多様な法曹を養成するという観点から、次のような工夫も行っている。

第一に、上記（1）アで述べたように、学生の様々な関心に応えることができるよう、複数の隣接科目および多種多様な発展・先端科目を開設している。

第二に、将来の進路として研究者を志望する学生や、研究論文が執筆できる能力を持った法曹の養成に資するために、「研究論文指導Ⅰ・Ⅱ」を開設している。この科目は、指導教員の指導を毎週受けながら、5 万字程度の学術論文を執筆するというものであり、春学期に概要書（8 千字程度）および中間報告書、秋学期に研究論文（5 万字程度）を作成することにより、各 2 単位（計 4 単位）を修得することができる。また、春学期もしくは秋学期のみに指導を受け、半期で研究論文（5 万字程度）を提出し、2 単位を修得することもできる。

さらに、「法律基本科目応用演習」「基礎法演習」「外国法基礎」「外国法演習」「共通選択科目」の科目群の中で、ペーパーオプションの指定のある科目を履修するとともに、2 万字程度のリサーチ・ペーパーを執筆し合格したときは、履修した科目の 2 単位に加えて、さらに 2 単位を修得することができる。

以上の「研究論文指導」および「ペーパーオプション」により、2007 年度か

ら 2010 年度までに、23 名の学生が執筆を行った。その中には、研究者志望の学生も含まれており、かつ、当該学生は本学大学院博士課程にも進学したため、当初の目的が達成されているといえる。

第三に、臨床法学教育（クリニック、エクスターンシップ）を積極的に展開している点も、本法科大学院の特徴である。2007 年度より、2 年次秋学期から臨床法学教育の科目が履修可能になったことから、これらの科目を履修する学生は着実に増え、その傾向は現在ではかなり定着している。

クリニック・エクスターンシップ登録者数（2007 年度以降）

	2009 年度		2010 年度		2011 年度	
	2 年	3 年	2 年	3 年	2 年	3 年
クリニック	69	40	70	55	16	55
エクスターンシップ	97	27	110	22	112	15

※2011 年度のクリニックは春学期のみ

（3）特に力を入れている取り組み

上記（2）アに記載した点はいずれも、挑戦する多様な法曹を養成しようという本法科大学院の理念を体現したものであり、特に力を入れている。

（4）その他

各科目ごとに「学生が最低限修得すべき内容」を策定し、これに従って各学年および各学期のカリキュラムを設計している（「学生が最低限修得すべき内容（科目別）」参照）。

例えば、民法について述べれば、民法の各領域における基礎的概念・基礎的思考方法を修得するのが、1 年次の民法Ⅰ～民法Ⅵである。そのような概念・思考方法をある程度身に付けた上で、それらへの理解を確認・深化させつつ、紛争処理能力へと結びつけていくのが、2 年次の民法総合Ⅰである。そして、3 年次の民法総合Ⅱにおいて、紛争処理能力の錬成によりウェイトを置き、その完成を目指すものとしている。

2　点検・評価

法律基本科目・法律実務基礎科目については、全体として、基礎→総合→発展のプロセスをたどって学修するシステムとなっており、かつ、学生が不得意科目を進んで履修できるような選択の機会も多く設けている。基礎法学・隣接科目は、法律基本科目・法律実務基礎科目への理解を深めるために設置しているばかりでなく、初学者への対応も行っている。さらに、多種多様な展開・先

端科目を設置するだけでなく、研究論文指導・ペーパーオプションや臨床法学教育の科目も設けることによって、学生が、将来の法曹像を念頭に置きながら、専門知識や実務を修得できるように配慮している。

以上の点から、授業科目は体系的かつ適切に配置されているものと評価することができる。

さらに、各科目について、カリキュラム検討委員会を中心として、科目の内容の変更や科目の新設、配当年次や配当学期の見直し等を随時行うことによって、学生の効率的・効果的な履修を促進し、併せて、教育効果を上げるための施策も着実に進めている。

３　自己評定

A

４　改善計画

関連科目間の調整については、これまでも、内容の重複や脱落がある都度、上記 1 イに示す方法により改善を図ってきたところであるが、これをさらに効果的に進めることができるよう、さらに改善を図ることを検討する。

５－３　科目構成（３）〈法曹倫理の開設〉

（評価基準）法曹倫理を必修科目として開設していること。

（注）

①　「法曹倫理」とは，法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務，誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解，及び裁判官，検察官，弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

１　現状

（１）法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

2・3 年次春学期配当の必修科目として「法曹倫理」1 科目（2 単位）を開設している。弁護士倫理を軸としつつ、裁判官および検察官の倫理を学修する回も含み、7 名の教員（石田京子、大塚正之、金野志保、榊原富士子、自見武士、須網隆夫、日置雅晴）によるオムニバス形式で行われている。

本科目の目的は、裁判官・検察官・弁護士の専門職に共通する基本倫理および法曹を規律する諸規程とその根拠を理解し、併せて、法曹が実務において直面する倫理問題につき、自分で判断し行動する力を身につけることに置かれている。

その内容（授業計画）は、次の通りである。

第 1 回　プロフェッションとは何か
第 2 回　プロフェッションの基本倫理
第 3 回　裁判官倫理（1）
第 4 回　裁判官倫理（2）
第 5 回　検察官倫理
第 6 回　弁護士倫理（1）弁護士の誠実義務とは何か
第 7 回　弁護士倫理（2）弁護士にはなぜ守秘義務があるのか
第 8 回　弁護士倫理（3）利益相反の規律はなぜ存在するか
第 9 回　弁護士倫理（4）受任・辞任と事件処理の倫理問題
第 10 回　弁護士倫理（5）報酬及び依頼者との金銭関係
第 11 回　弁護士倫理（6）相談・助言、調査及び交渉における倫理
第 12 回　弁護士倫理（7）刑事弁護の倫理
第 13 回　弁護士倫理（8）国選弁護人の倫理
第 14 回　弁護士倫理（9）司法アクセスにおける弁護士の責任
第 15 回　定期試験

また、教科書として、自由と正義臨時増刊・解説『弁護士職務基本規程』を用いる他、各担当教員が必要に応じて教材を配布している。

（２）特に力を入れている取り組み

上記の授業計画のうち、「弁護士倫理（9）司法アクセスにおける弁護士の責任」においては、実際に司法アクセスの不便な地域で活動している弁護士をゲストスピーカーとして招き（2011 年度は 2011 年 6 月 15 日にいわきで開業された松本三加弁護士をお招きした）、現場の様子をできる限り生々しく学生に体感させ、このような活動の意義を深く考えさせる機会を設けている。

（３）その他

2010 年度のエクスターンシッププログラムに参加した本学学生が、受入先で見聞した法律相談の内容をツイッター上に書き込むという事件が発生した（詳しくは６－３参照）。このことを受けて、法曹倫理の科目においても、「弁護士倫理（2）弁護士にはなぜ守秘義務があるのか」の回を中心として、具体的な事案に即しながら、守秘義務の重要性について学生に自分の頭で考えさせるように努めている。

２　点検・評価

科目の内容、授業計画等を含めて、法曹倫理の開設状況に問題はない。当該科目には、取扱分野やスタイルの異なる複数の弁護士教員だけでなく、研究者教員、裁判官経験のある教員、検察派遣教員も参画していることは、法曹倫理を多角的な視点から学ぶという意味で積極的に評価されてよいと思われる。

また、上記１（３）に記載した事件を受けて、守秘義務の重要性をより一層、学生に周知徹底させるようにした。

３　自己評定

合

４　改善計画

守秘義務の重要性の周知徹底に関しては、引き続き努力を続けていきたい。

５－４　履修（１）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

１　現状

（１）履修選択指導についての考え方

本法科大学院は、21 世紀の日本の社会が求める「世界に通用するプロフェッション」としての、質の高い優れた法曹と、法曹資格を持った法律専門職（国際公務員・国家公務員・企業法務担当者・法学研究者）を、一人でも多く育成し、社会に送り出したいと考えており、そのために、既成の枠にとらわれることなく、その能力を発揮できる「挑戦する法曹」、すなわち、様々な国や文化・階層を超え、多様な価値観のもとに世界の法律問題に正義をもって向き合える、真のプロフェッションとしての「挑戦する法曹」を、「目指す法曹像」として紹介している。

そこで、学生が履修科目を選択する際にも、学生が将来目指す法曹に向けて科目を選択し履修できるよう、本法科大学院のブローシャーや WEB ページなどで、上記の「目指す法曹像」を学生に提示している。また、稲門法曹会、ロースクール稲門会、法務教育研究センターによる各種の企画、本法科大学院主催の講演会、本法科大学院の学生研究承認団体主催の講演会等のイベントを開催して、「目指す法曹像」形成のための具体的な情報の提供も行っている。

その上で、学生が以上のような法曹になるために必要な科目を適切に履修することができるよう、次に掲げる指導を行っている。

（２）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア　オリエンテーション，ガイダンス等

新入生（未修入学の 1 年次生および既修入学の 2 年次生）に対して、入学前の 12 月に開催される入学予定者説明会において、履修科目の全体像を、また、入学直前の 3 月に開催される入学者ガイダンスにおいて、各履修科目の目的およびそこで身につけるべき具体的な知識・素養を、それぞれの説明している。

イ　個別の学生に対する履修選択指導

履修選択の資料として、「講義要項」・「科目登録の手引き」「科目配当表・時間割」・「研究科要項」などを学生に配布し、履修モデルの提示などを行っている。さらに、3 月と 9 月の科目履修登録時には、それぞれ 2 回ずつ履修相談会を開催し、事務所学務係と教務主任が相談に応じているが、通常時にも、個別面談やメール等を利用しての履修相談に対応している。

また、学生間では、高学年の学生が新入生や低学年の学生の相談に乗る自主

的な団体（Welcome-LS）が立ち上がっており、このような組織によっても、相談窓口を設置したり、メーリングリストを活用しての履修相談が行われている。この団体は、2009 年度より、本法科大学院の承認団体となっている。

ウ　情報提供

本法科大学院のブローシャーや WEB ページなどで、上記（１）に掲げた法曹像を提示するとともに、稲門法曹会、ロースクール稲門会、法務教育研究センターによる各種の企画、本法科大学院主催の講演会、本法科大学院の学生研究承認団体主催の講演会等のイベントを通じても、そのような法曹像に向けての学生の意識の涵養を図っている。

エ　その他

選択科目については、あらかじめ学生に履修科目の希望をアンケートの形で聴き、履修希望の多い科目については、クラスの増設やクラス定員の増員等の手段により、学生ができるだけ希望する科目を履修できるように配慮している。

（３）結果とその検証

ア　学生の履修科目選択の状況

各学年の履修科目選択の状況については、次の通りである。法律実務基礎科目は必修が 10 単位、基礎法学・隣接科目は必修が 4 単位となっているところ、学生は両科目について必修単位数を上回る履修をしている。また、展開・先端科目についても、平均して約 22 単位の履修が見られる。

以上によれば、学生は、上記（１）の履修選択指導についての考え方を十分に理解した上で、上記（２）の学生に対する指導・働きかけ等の工夫に従い、履修科目を適切に選択しているものと評価することができる。

学生の履修科目状況（各科目群ごとの履修単位数の平均）

2010 年度秋学期

科目群	1 年	2 年	3 年	計
法律基本科目	17.6	12.6	4.7	34.9
法律実務基礎科目	0.0	4.7	0.9	5.6
基礎法学・隣接科目	1.4	0.2	0.1	1.7
展開・先端科目	0.2	0.7	6.1	7.0

2011 年度春学期

科目群	1 年	2 年	3 年	計
法律基本科目	16.0	9.8	8.5	34.3
法律実務基礎科目	0.0	3.7	0.8	4.5
基礎法学・隣接科目	3.0	1.6	0.4	5.0
展開・先端科目	0.0	1.7	9.2	10.9

イ　検証等

学生の履修科目の選択状況については、毎学期ごとに本法科大学院事務所学務係がデータを作成し、教務主任がその状況の把握・検証に当たっている。その状況に問題等がある場合には、カリキュラム検討委員会を適宜に開催し、教務主任の検証を踏まえて、改善の提案を行うことが予定されている。もっとも、これまでのところ、学生の履修科目の選択状況に特に問題は見られなかったため、カリキュラム検討委員会で改善等の議論がなされたことはない。

（4）特に力を入れている取り組み

学生の間にはどうしても、司法試験に密接に関連する科目を履修したがる傾向が見られる。しかし、そのような近視眼的な履修選択は将来的には望ましくないと考えられることから、上記（2）エに示したような機会があるごとに、本法科大学院の「目指す法曹像」を説き、履修科目の適切な選択を指導している。

（5）その他

特になし。

2　点検・評価

履修選択指導についての基本理念を明確に設定した上で、そのための情報提供や履修相談等の指導・働きかけもきめ細かく行っており、かつ、学生の履修選択の状況にも特に問題はないと評価することができる。

なお、学生の希望を聴いてクラス増設等の対応をとることは、学生の満足度を高めることになる反面、司法試験関連科目の履修を希望する傾向が学生間に根強いために、そのような科目ばかりが増えることになり、「1 現状」で述べた履修選択指導についての基本的な理念をゆがめるおそれもある。理念と学生の満足度の上昇とのバランスをどのように図っていくかは、依然として今後の課題である。学生に対しては、本法科大学院の「目指す法曹像」への理解を深めてもらいながら、履修科目の適切な選択指導を粘り強く行っていく必要がある。

３　自己評定

A

４　改善計画

「２点検・評価」で述べた点について、より良い方策を講ずるべきかどうかについてさらに検討を重ねることにしたい。例えば、本法科大学院の修了生に体験談などを語ってもらい、「目指す法曹像」との関連で履修科目を選択することの重要性を学生に理解してもらえるような機会を設けることなども、今後検討したいと考えている。

５－５　履修（２）〈履修登録の上限〉

（評価基準）履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間３６単位を標準とするものであること。

（注）

①　修了年度の年次は４４単位を上限とすることができる。

１　現状

（１）各学年の履修科目登録の上限単位数

各学年の各学年の履修科目登録の上限単位数は、次の通りである。週 1 回(1.5h)×15 回＝22.5 時間で 2 単位であり、1 単位あたり 11.25 時間となる。

・1 年次生：40 単位（春学期　22 単位、秋学期　22 単位）
・2 年次生：36 単位（春学期　20 単位、秋学期　20 単位）
・3 年次生：44 単位（春学期　24 単位、秋学期　24 単位）

また、2010 年度より、法学未修者に対する教育を充実させる見地から、1 年次における法律基本科目の履修単位数を 4 単位（春学期 2 単位・秋学期 2 単位）増やした。その内訳は、民法科目 4 単位（春学期 2 単位・秋学期 2 単位）、刑法科目 2 単位（秋学期）を増加させたが、他方で、2009 年度までは 1 年次秋学期に配当されていた会社法Ⅰ（2 単位）を 2 年次に回したため、1 年次の履修単位数の増加は合計 4 単位にとどめた。その結果、1 年次の履修科目の上限単位数も、従来の 36 単位から 40 単位となった。

増加させた民法科目 4 単位および刑法科目 2 単位の内容については、次の通りである。

民法科目 4 単位の内容については、2009 年度までのカリキュラムでは、民法Ⅰ・民法Ⅱで扱われていた。しかし、両科目とも盛りだくさんの内容を含むため、時間の関係上、早足で授業を進めたり各人の自修にゆだねざるをえない部分もあり、特に民法を初めて勉強する学生の理解が十分に追いつかない状況も見られた。そこで、民法Ⅰで扱われていた親族相続法の領域、および、民法Ⅱで扱われた契約各論の領域を独立させ、前者を民法Ⅲ（春学期 2 単位）、後者を民法Ⅳ（秋学期 2 単位）として新設した。これにより、これらの領域を授業において丁寧に扱うことが可能となる反面、民法Ⅰ・民法Ⅱにおいて扱われる領域にも余裕が生まれることとなった。

刑法科目 2 単位の内容については、2009 年度までのカリキュラムでは 1 年次に扱われていなかった刑法各論の領域である。従来のカリキュラムでは、学生は 1 年次に刑法総論の領域のみを履修していたが、同領域には理論的・抽象的な部分が多く、犯罪の具体的なイメージがつかみにくいなどの問題もあった。そこで、1 年次に総論・各論を含めて刑法全体を一通り学修する方が有益である

との考慮から、刑法Ⅱ（秋学期 2 単位）を新設した。

（2）無単位科目等
特に設置されていない。

（3）補習
補習は行われていない。
補講は、休講を補てんする措置として位置付けられている。
なお、本法科大学院では、2 単位の科目につき、1 回～14 回の授業は通常の授業を行い、15 回目の授業において試験およびその講評等を行う設計となっている。このうち、定期試験実施科目では 15 回目の授業を行わず、翌週の定期試験期間に実施される試験および講評等を 15 回目の扱いとしている。ただし、一部の科目では、学生の質問が多いなどの理由で授業が予定通りに進まないことから、15 回目の授業を行う措置をとることもある。

（4）特に力を入れている取り組み
特になし。

（5）その他
特になし。

2　点検・評価
1 年次に履修科目として登録することのできる単位数の上限を年間 40 単位とした点は、法学未修者に対して手厚い教育を行うために必要な措置である。そして、このような措置は、上記 1 「現状」で紹介したように、従来のカリキュラムで扱われていた内容を増やさずに、法学未修者がその内容を授業において確実に理解すること（民法科目）、あるいは、従来のカリキュラムではやや行き届いていなかった、法学未修者が刑法を一通り把握する機会を確保すること（刑法科目）を目的としている。いずれも、これらの科目への学生の理解を容易にしようとするものであり、単位の増加を 4 単位にとどめた点も併せて考えると、学生の自学自修を阻害しないための工夫・配慮がなされている。以上のことから、1 年生の最高履修単位数を 40 単位としたことは、「年間 36 単位」を上回る特段の合理的な理由に当たるものと考える。
2 年次に履修科目として登録することのできる単位数の上限は年間 36 単位、修了年度の年次に履修科目として登録することのできる単位数の上限は年間 44 単位であり、いずれも適切な範囲に収まっている。
科目登録は Waseda-net Portal システムを使って WEB 上で行っているが、このシステムでは、上記の上限を超える履修登録は自動的に排除される仕組みにな

っており、上限単位数を超える履修は存在しない。
　補講は、休講を補てんする措置としての位置づけである。その範囲を逸脱する補講や補習の類は行われていない。

３　自己評定
　　合

４　改善計画
　現時点では、改善すべき特段の問題はない。

第６分野　授業

６－１　授業

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう，授業の計画・準備が適切になされ，適切な態様・方法で授業が実施されていること。

１　現状

（１）授業計画・準備

シラバスは毎年秋学期の成績発表時（2 月）に配布している。シラバスでは、授業の到達目標を明示するよう求めるとともに、成績評価の方法を、試験、平常点等に分けてパーセンテージ表示し､その合計が 100%となるよう求めている。シラバスと実際の授業の内容が乖離する場合には、教育研究支援システム上で、授業の内容を予告している。複数のクラスが開講される必修科目については、教員が単一のシラバスを作成することを通じて、授業開始前に授業内容と教育方法について確認を行っている。

（２）教材・参考図書

教材・参考図書はシラバスで明示するが、追加の教材・資料等があれば教育研究支援システムを通じて通知し、配布している。

必修科目のように同一科目を複数の教員が担当する場合には、授業に用いる基本的な教材を、担当教員が相談の上で決定している。実務的ないし先端的な色彩の濃い科目については、実務の実態や時事問題も重要になることから、企業のプレスリリースや最新の判例、さらには学術論文を教材として使用している。

教材の提示方法としては、各回の授業内容を詳細に記載したレジュメを教員が作成して、教育研究支援システムに掲示する例が多い。レジュメを提示しない授業においても、授業で取り上げる判例や論文を、判例・文献番号を示すことにより教育システム上に掲載することが行われている。さらに、学生にとって印刷に手間がかかり過ぎる教材については、題材を絞り込んだ上で印刷教材として学生に配布している。

（３）教育研究支援システム

現在、ほとんどの教員がコンピュータネットワークを利用した教育支援システムに習熟している。ただし、少人数のクラスでは、授業の進行に合わせて授業中に教材を配布したり、メーリングリストにより学生との連絡をとることもできるため、すべての授業において教育研究支援システムが利用されているわけではない。

（４）予習教材等の配布

教育研究支援システムによる予習教材の配布は、一般には、学期が始まる前に全ての授業項目を一括して掲げ、各回授業の内容をその実施の一週間程度前に掲げることにより確保されている。

印刷された予習教材の配布は、授業開始前に事務所を通じて配布するか、それを用いる授業の一週間程度前に教室で配布することが多い。

（５）授業の実施

まず、「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」の授業の実施状況を記述する。これらの法律基本科目は専任教員が主体となって授業を実施している。

「憲法」：　憲法関係の授業の実施方法は講義中心の 1 年次と判例の事案分析を行う 2 年次では異なるが、ロースクールでの憲法学習の総まとめの意味を持つ「憲法総合」に即して説明をすると、2 年春学期に 7 クラスが開設され、7 名の教員が担当している。授業内容の共通化と水準確保のために、①共通のシラバスを作成して学生に提示し、それにそって共通の授業を行っていること、②14 回の授業について、各回の授業の「予習案内」を作成し、あらかじめ学生に掲示していること、それに即して、講義をおこなっていること、③授業の際の学生への質問についても、あらかじめ系統的に質問表を作成し、基本的にそれに沿って質疑形式の授業を進めていること、④定期試験では統一問題を出題し、採点基準についても事前に打ち合せていること、⑤採点にあたって、とくに不合格の答案については相互に答案に目を通して採点の客観性を担保していること、などに努めている。

「行政法」：　2 年次春学期の「行政法」においては行政法の一般原理を、また秋学期は行政争訟に関する基本的制度を、それぞれ代表判例と最新判例を組み合わせながら学習する形態で進めている。授業の各回で検討される課題は事前に学生に伝達され、学生はこれを検討するために必要な情報を、関係参照判例と基本書から引き出して、授業に臨む。授業の進め方は、担当教員が検討課題について、アトランダムに学生を指名して質問を重ねてゆく方法で行っている。この方式をとることで、学生はかなりの時間をかけて教員の質問に対応する準備をしてきている。授業では、個別問題を検討しながらも、これが行政法体系のいかなる位置を占めるものかを常に学生に意識させるよう努力をしている。しかし、授業時間の制約のもとで、講義形式ではない問答形式で授業が進められることで、採り上げる論点の数や幅が限定されざるをえない傾向がある。この点については、教育研究支援システムを使って補充している。さらに、授業終了後、30 分から 1 時間の質問時間が続くことも珍しくない。

「民法」：　民法科目の授業においては、学生の様々なニーズにできるだけ応えるために、レジュメの詳細化や教材の差し替えなどの工夫をしている。例え

ば、①基本的知識の欠如が散見されることを受けて、基本的事項の質問を中心にしたレジュメを配付する、②授業で扱った問題の考え方の筋道を教材として公表することにより、学生の復習を促し、併せて学生が自発的に文章を書く練習をしやすくする、③授業で扱う問題は、初学者もいることを考慮して基本的なものにとどめ、学習の進んでいる者のための応用的な問題は復習課題等で提示する、などである。

講義を双方向・多方向授業の方法により実践することについては、前回認証評価の後においても状況が維持されている。学生の理解度の確認については、各クラスで小テストの実施、レポート作成とその添削、口頭での成果発表とそれをめぐる討論、などの多様な試みが行われている。

「商法」:　授業の実施状況について、会社法Ⅱを例にとると、7 クラスを 4 名の教員で担当しているが、共通のシラバスを作成して学生に提示し、共通の教科書および判例集を用いて、授業を行っている。各教員は教育研究支援システムを用いて、各回の授業範囲を提示し、教員によっては詳細なレジュメを提示して、予習課題を明らかにしている。授業は、会社法の条文・判例・学説の基本的な理解を得させることを目的とし、講義形式と対話形式とを組み合わせた方法を採用している。

会社法の学習は、企業組織やファイナンスに関する基礎的知識を必要とする部分があり、その理解が学生にとってまちまちである。そこで、誰でも学ぶべき課題・教材と、より専門的な勉強をしたい者向けの課題・教材を分けて提示し、教室においても、教員が指名して答えさせる問いと学生の挙手を求めて答えさせる問いとを分ける方法で対応している

「民事訴訟法」:　未修者対象の基礎民事訴訟法においては、講義形式を主軸に適宜学生に対する質問を挟み込むやり方をとるクラスが多い。また複数のクラスにおいて中間に小テストを行ない、受講者の達成度を確かめている。クラス毎に工夫があり、予め講義レジュメや課題を教育研究支援システムに掲示して、課題については授業後にそれに対する参考答案を同システムに掲示したり、質疑をディスカッションの形で同システムに文字化しておいて講義の復習に供したりしている。

民事訴訟法総合においては、学生の予習を前提に、学生への問いかけとその応答をきっかけに議論を進めるが、教員との双方向の授業が中心になっている。同一の教材および最小限各クラス共通して取り扱う課題について 6 名の教員が全員で協議して決定し、定期試験問題についても研究者教員・実務家教員全員で検討した共通問題を作成している。

「刑法」:　一年次に配当されている刑法Ⅰについては、取り上げるべき項目、論争点、判例を記した「共通進行表」に依拠して、全教員が基本的に同じ進度で授業を進めている。取り扱う項目、判例については、次年度の刑法総合Ⅰとの関連性、継続性を意識して選定し、判例の差し替え等を含めて毎年見直すこ

ととしている。担当教員の多くは、「共通進行表」に基づいて独自のレジュメも作成し、教育研究支援システムの共通進行表に添付して、それに沿って実際の授業を実施している。

また、初学者（1 年生）のための学習指導の一環として、学期半ば頃に全クラス共通の課題（簡単な事例問題を読んで刑法上の争点を抽出し検討したものを書いてまとめる練習）を出題した。これは自宅で作成するものであり、提出後に、教員による解答の手引きを教育研究支援システム上に掲示するとともに、アカデミック・アドバイザーによって添削し返却するというものである。

「刑事訴訟法」：　刑事訴訟法の科目においては、たとえば各クラスに共通のシラバスを作成し、共通して取り上げるべき論点（4 点ないし 5 点）、判例（2 点ないし 3 点）を決めて、教育研究支援システムに事前に掲載している。シラバスは毎年、秋学期が始まる前に担当者全員で検討し更新しており、合意のうえ作成したシラバスは、秋学期が始まる前に全ての授業項目（30 回）を一括して教育研究支援システムにアップ・ロードしている。したがって、シラバスやレジュメまたは教材等の掲載が遅れることはない。これに加え、担当者が個別に講義レジュメを作成し、各講義の前に同システムに掲載することで学生が予習できるようになっている。

具体的な授業の例としては、事前に 6 頁ないし 8 頁（教科書に記載してある基本事項のまとめが 2 頁ほど、発展問題と判例が 4 頁ないし 6 頁）ほどのレジュメを教育研究支援システムに掲載し､10 個ないし 20 個の質問を事前に掲げ、その質問を講義で尋ねるようにした。学生の解答に対しては、その解答の根拠や発展問題など、関連問題を多く質問するようにした。

ア　教育内容

本法科大学院は、法律基本科目から展開・先端科目まで 200 科目、400 クラスを超える授業を開講し、多様な法曹養成のニーズに応える教育を提供している。法律基本科目についてはクラス人数を 50 名を目安とし、受講者数が多い場合にはクラスを増設するようにしている。

複数のクラスを開講している必修科目の授業については、教員が相談した上で同一のシラバス、同一のテキスト、同一の教材を用いることによって、授業内容の統一を図っている。また、必修科目のいくつかにおいては、共通進行表を用いて各教員がレジュメを作成するようにしており、授業内容の統一がいっそう図られている。

複数のクラス開講している必修科目の定期試験については､出題､採点基準､合否判定の統一確保が強く励行されており、現在では、ほぼ達成されている。

イ　授業の仕方

各回の授業で達成するべき目標は、教育研究支援システムを通じて配布され

るレジュメにおいて示されている。

本法科大学院の必修科目については、クラス人数を 50 名を目安とし、双方向・多方向授業を可能にする環境が整っている。また、多くが設例を素材とする授業を実施しており、そこでは法的な問題の所在を発見し、既存の判例・学説等の調査・分析を踏まえつつも、それらに過度に捕らわれることなく、その問題を解決するためにはどのような方法がありうるかを模索し、それぞれの解決策にどのような利点と問題点があり、当該事案においてはどの解決策が最も望ましいか等を検討すべきことになる。裁判例を素材とした授業においても、単に判決の結論を覚えさせるのではなく、その判決の事実関係を精査させ、事実認定の適否、事実との関係における判決の結論の当否、当該判決の射程（他の類似判決との異同）等について綿密に検討し、議論することを目的としている。こうした授業を通じて、単に法的知識をより高度なものにするだけでなく、法曹に必要とされる事実認定能力、法的分析・推論能力、問題解決能力、創造的・批判的能力等々のスキルを涵養することが目指されている。

ウ　学生の理解度の確認

学生の理解度を確認するために、授業における双方向の講義展開のなかで学生に質問を発することのほか、小テストや中間テストをしたり、レポートを課して添削をしたりすることが、比較的多く行われている。また、必修科目において全クラス共通のレポート課題を出題し、アカデミック・アドバイザーが答案を添削して返却する例や、当該科目の成績優秀者にヒアリングを実施して、成績優秀者に共通する学習方法を確認する例がみられる。

エ　授業後のフォロー

授業後のフォローとしては、授業後の質問に対応することや、提出されたレポート等の添削指導をすることのほか、オフィスアワーの活用や定期試験の活用がある。

本法科大学院では、専任教員は、当該学期に授業を持っていると否とに拘らず、一コマの時間帯（90 分）をオフィスアワーとして確保することが義務づけられている。また、兼担教員についてもオフィスアワーの開設が勧められている。

オフィスアワーの利用に、電話やメールでの予約を求める教員もあるが、そうでない教員の方が多い。オフィスアワーの利用は、授業の内容、クラスの規模、教員・学生のパーソナリティによって大きなばらつきがあり、少数の教員のオフィスアワーは活発に利用されているものの、年に 1、2 件の相談しかない教員もいる。

本法科大学院では、各教員に対し、定期試験の答案を添削し、学生に返却するよう求め、さらには、定期試験の講評を教育研究支援システムに掲載するか、

講評のための授業を開催するよう求めている。また、学生の自主的な学習に資するように、過去の定期試験の問題は、原則として教育研究支援システム上に公表されている。

オ　出席の確認

授業に際しては、必ず出席の確認を行うこととされている。確認は、点呼または座席表を回覧して記入させるやり方で行われている。授業の 3 分の 2 以上の回に出席していない受講生は、定期試験を受験することができない。

カ　授業内の特徴的・具体的な工夫

パワーポイントを用いた授業は展開・先端科目に多い。ビデオ教材やスライドを用いる授業もある。

キ　対象学年にふさわしい授業の工夫

授業レベルの設定が、対象学年にふさわしいものになっているかどうかは、担当教員の属する科目懇談会においてチェックされている。

本法科大学院では、次のように、初学者向けの授業（1 年生春学期の授業）においてとくに工夫がみられる。

民法 I では、最初の数回の授業で、日常での実例等も交えながら、契約や不法行為など民法の根幹に関わる制度も説明し、初学者が民法全体を見通しやすくできるようにするとともに、教場においては、初学者も気楽に発言することができるよう、雰囲気作りに注意を払っている。

刑法 I では、6 月の初め頃、共通の事例問題を教育研究支援システム上に出題し、全学生が期限までに解答を作成・提出し、チューターがこれを添削するとともに、アカデミック・アドバイザーが解説会を開いている。これは、初学者が法的な思考パターンや法的な文章に習熟するための一助とするためのものである。事例を扱う場合において、限界事例ではなく典型事例から入る、一つの事例には一つの争点しか入れない、その事例のファクターを一つずつ変化させるなどの工夫も行われている。

憲法 I では、2010 年度から、純粋未修者向けの授業に純化するために、判例を素材とする質疑応答を中心とした授業形式から、授業の半分程度の時間で教員が問題点の概説をし、残りの時間で基本判例を質疑応答方式で検討するやり方に変更した。質疑の中では、学生に、何が事案解決の決め手になるのかを、具体的な事実と関連づけてよく考えること、審査基準といった形を気にするよりも、具体的事案の中に存在する利益の対立構造を実質的に捉えることの方が重要であることを強調している。

初学者がオフィスアワーの機会に、授業の内容や返却されたレポートや答案に関して質問をすることが多いため、各教員において、そのような初学者に対

して、授業の意図、出題の意図や採点基準・結果等について、とりわけ丁寧に説明するなどの対応をしている。

（6）到達目標との関係

法律基本科目においては、学生が最低限修得すべき内容を定め、各科目の授業の実施において、学生に修得させるべき能力の養成とその定着のために、授業の工夫をするほか、小テスト、中間試験、レポート課題、期末試験等の機会を積極的に用いている。アカデミックアドバイザーと協力して、レポート作成の基礎的指導を行っている例もある。学生が到達目標に達しているかどうかは、上記の手段による教育の過程で検証されることになるが、法律基本科目の担当者に取材したところによると、学生は到達目標に概ね達していると認められる。（なお、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容としては、9－1 を参照。）

（7）特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、専任教員だけで 78 名、兼担・兼任を含めると 170 名もの教員を要する大規模法科大学院である。大規模校の教育面での強みは、多様な科目展開を行い、得意分野のある法曹になりたいという学生のニーズに応えることができる点のほか、同一科目を複数の教員が担当することにより、教育の内容・方法について教員が互いに切磋琢磨し、教育の質を高めることができる点にある。法律基本科目の授業の実施の項目で記述したように、教員は十分な相談を行って授業計画を策定し、それを実施した過程で得られた知見を持ち寄り、次年度の授業計画及びその実施に生かすという作業を行っており、法科大学院としての授業の質は着実に向上している。

（8）その他

本法科大学院では、開設当初から、若手弁護士がアカデミックアドバイザー（AA）として、学生の個別的な学習相談に応じるアカデミックアドバイザリー制度を採用してきた。最近数年間は、本法科大学院を卒業した弁護士が AA となり、学習相談のほかに、自発的に法律基本科目を中心とする科目別のゼミを開催するようになっており、本法科大学院も AA のこのような活動を組織的に支援している。本法科大学院の授業を経験した AA が個別科目のゼミを開催することは、授業のフォローという学習支援の意味だけでなく、学生が自習により基礎的な知識を定着させることを助け、AA ゼミと自ら考える力を養う授業との間で相乗効果を発揮するものと期待されている。

２　点検・評価

授業の計画・準備については、教育研究支援システムの利用、学生の利用しやすい方法による教材の提示・配布等が進んでおり、これ以上の改善が望めな

い水準に達している。

授業の実施については、2004 年の法科大学院開設以来の経験を踏まえて、それぞれの科目内容に適した方法で行われている。授業の内容・水準の統一確保は、少なくとも複数クラス開講の必修科目については、統一試験、統一された採点基準、合議による合否判定がほぼ達成されている。また、とくに、オフィスアワーの設定や定期試験の答案の添削などの授業のフォロー体制が組織的に図られていることは、高く評価できる。

授業は学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものとなっていると認められる。多数の科目を展開している大規模法科大学院でありながら、関連する科目の教員が話し合って、学生が体系的に勉強できるよう工夫を凝らしていると認められる。法科大学院における授業の準備と実施について、１、２に記載したように、本法科大学院として打つべき手は打っており、経年変化をみる限り、それらは着実に効果を挙げている。

３　自己評定

A

４　改善計画

あえて指摘するとすれば、オフィスアワーの利用が科目によっては活発でない点、アカデミック・アドバイザーによるゼミと教員による授業の効果的な連携について、改善の余地が認められる。今後、教員懇談会や FD 研修会を通じて検討していくべきであると考える。

６－２　理論と実務の架橋（１）〈理論と実務の架橋〉

（評価基準）理論と実務との架橋を意識した授業が実施されていること。

１　現状

（１）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

「理論と実務の架橋」とは何かについて、必ずしも明確な定義や合意があるわけではない。たとえば、労働法の授業において、労働事件が裁判所や労働委員会で争われた場合にどのようになるのかを意識することは重要であるが、その際の実務とは裁判実務だけではない。行政委員会である労働委員会の場も、そして労災認定を扱う労働基準監督署の場も、労働法にとっては「実務」の場であるので、労働法において実務を意識することになると、裁判例のみならず、労働委員会の救済命令、労働基準署による指導・勧告・支給（不支給）決定（その前提となる行政の認定基準など）も授業の教材として使用することとなる。

そうは言っても、実務を意識した労働法教育にとってもっとも重要な素材は、労働裁判例である。そこで、裁判例を使った「理論と実務の架橋」については、労働法担当教員は、ほぼ全員次のような点に注意をして授業を行っている。

ア　裁判例の読み方

（ア）判決における事実は、生の事実ではなく、裁判官の目を通した、いわば法的なスクリーニングをした事実であることの指摘

（イ）裁判例を読む際には、そこから一般的な法理を抽出するだけでなく、事実への理論のあてはめが重要であることの指摘を行っている。

イ　判例法理

労働法においては、実定法規がカバーしている領域が限定されているため、いわゆる判例法理の重要性が強調される。そのため、学生の中には、判例法理なるものを暗記すればよいと考える学生がいる。しかし、こうした風潮に対しては、判例法理は、あてはめ可能な実定法の明文の根拠がないなかで、具体的な紛争を前に、実務家が紛争解決のために格闘しながら生み出してきた主張（理論）を出発点とするものであること、そして、その主張（理論）を理解するためには、それを生み出した基礎にある法の一般原則との関係の深い理解が必要であることを指摘している。

実定労働法規やいわゆる労働法学説についても、「理論と実務の架橋」という観点から、条文や学説の背景には、法を制定し、学説を展開する（条文・学説の）書き手がイメージする紛争類型があり、その解決のために一定の文言や理論があるということを授業において学生に理解させることが重要であると考えている。

以上は、労働法を例にとって説明したが、同様の理解は実定法の多くの分野に

ついて当てはまる。このような「理論と実務の架橋を目指した授業」のイメージは、2004 年の法科大学院開校以来の実務家教員と研究者教員の交流、FD 活動、自己点検・評価報告書の作成（報告書には「理論と実務の架橋」の理解についての記述があり、その内容は教授会の議を経て承認されている）等を通じて、本法科大学院においては教員全員の共通理解となっている。

（2）授業での展開

理論と実務との架橋を意識した授業の内容を網羅的に記載することはできないので、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端系科目毎に例を挙げるとことする。

〔法律基本科目〕　民法Ⅰ（1 年次必修）では「特定課題学修」の機会を設け、学説・判例の調べ方、判例の読み方、不動産取引の実際像などの解説に充てている（教員によって取り上げる項目は異なる）。憲法総合（2 年次必修）では、14 の重要判例を取り上げ、憲法問題の訴訟での争い方・違憲主張の方法など、現実に違憲訴訟を提起した場合の実務的な側面を意識させながら、違憲判決の効力などの理論的側面とともに、ソクラテス・メソッドにより修得させる工夫を行っている。

〔法律実務基礎科目〕　刑事訴訟実務の基礎（2・3 年次必修）では、具体的な事件を素材とした記録教材等を基にして授業を行い、公判演習において、受講者に公判手続における訴訟行為を実演してもらい、これに基づいて討論、講義を行っている。民事弁護実務（2・3 年次選択必修）では、実務上の事案を題材に、法律意見書、内容証明郵便、訴状、準備書面等の法律文書を作成している。

〔基礎法学・隣接科目〕　紛争と法（1 年次選択必修）では、法の正当性、法的概念と日常感覚の関係などの論点につき、具体的な事件を素材にして分析しながら、その背後にある法理論の意義を検討している。

〔展開・先端科目〕　租税法の分野中、発展科目においては、弁護士、税理士が講義を担当し、実務経験を伝えながら、契約や相続等による財の移動にともなって発生した租税問題への事後的対処ということではなく、租税問題が契約や相続の形式を選択する際の事前の前提的考慮要素とされなければならないことを強く学生に意識させている。選択される契約の類型や事業展開の受け皿となる組織類型の差異によって租税負担に大きな差異が発生することを、具体的事例を使って学生に切実に確認させることで、民法や会社法の基礎的学習の重要性を再認識させる効果も生まれている。

国際取引法の分野では、オーソドックスな教科書の記述が実務と大きくかけ離れた部分があることを説明したり、国際取引の実務について映画を見せながら学ばせたりしている。また、授業時間に余裕があるときは、JETRO のライブラリーに行って国際契約書式や外国法制を学ばせたり、会社や官庁を訪問した

りしている。

（3）理論と実務との架橋を意識した取り組み

たとえば、知的財産法の授業のうち 2010 年度の特許紛争処理法では、実際の事件をアレンジした仮想記録を作成し、最初に弁護士教員が訴訟前における交渉や訴訟に至る準備の手順を、実際の起案を適宜させるなどして指導し、元裁判官であった弁護士教員が訴訟手続の指導や事案に含まれる理論的な問題点の検討を学生に行わせ、判決に至る手順さらには上訴や判決執行に至る手順等までを指導した。さらに、同様の事案が米国で提訴された場合を想定して、米国における模擬裁判（口頭弁論）を米国ロースクール教員の指導の下に学生に実践させた。

環境法の授業では、鞆の浦景観訴訟で原告代理人をつとめた実務家教員が同訴訟の経緯、判決の意義等について、スライドを駆使した講演をし、研究者教員が理論的な面からコメントをした。また、本法科大学院の正規授業ではないが環境法の担当教員が主催して、排出量取引制度に関するシンポジウムを開催し、環境法の受講生の一部がこれに参加した。

（4）特に力を入れている取り組み

本法科大学院の 3 年次には、多数の展開・先端科目を開講しているが、それらの大部分を、民事法務、刑事法務、福祉・労働法務、行政法務、企業法務、渉外法務、知的財産法務、租税法務、環境法務の 9 つの WS（ワークショップ）に分類し、希望する将来の専門分野に応じて、関連する科目を履修しやすいカリキュラムを採用している。WS 科目では、研究者教員と実務家教員とが、それぞれ別箇に、または協同して授業を運営しているが、WS 内の科目を履修する学生にとって、同一または隣接する科目を研究者教員と実務家教員とから受講できることは、理論と実務の架橋という教育の目標の達成にとって重要である。本法科大学院が、このような WS 科目が 120 科目も開講していることは、理論と実務の架橋を実践する取り組みのひとつである。

（5）その他

「理論と実務との架橋を目指した授業」には、判例を取り上げる際の視点といった、教員個人の授業技術の向上に依存する部分があり、これは、教員が「理論と実務との架橋を目指した授業」の共通認識を持つこと（1（1））とともに、理論と実務との架橋という目標の達成に極めて重要な要素である。

本法科大学院は、半年に 1 回 FD 研修会を開催しているが（4－1）、そのテーマがなんであれ、研修会における研究者教員と実務家教員との意見交換は、「理論と実務の架橋を目指した授業」の共通認識の形成と技術の向上に資する取り

組みであるといえる。

２　点検・評価

「理論と実務の架橋を意識した取り組み」には、研究者教員と実務家教員との共同での授業担当、外部講師の招聘、実務教材の使用といった「外から見える取り組み」と、共通認識の形成や判例を取り上げる際の視点の提供といった「外からは見えない（見えにくい）取り組み」とがある。前者については、１に記載のとおり本法科大学院では十分に活発な取り組みが行われていると認められる。後者についても、自己点検・評価報告書作成の過程やFD研修会を通じて、教員間において、「理論と実務との架橋を意識した授業」の共通認識の醸成や、そのような授業を行う技術の向上が図られている。

３　自己評定

Ａ

４　改善計画

１・２に記載のとおり、本法科大学院では、質・量ともに十分な「理論と実務との架橋を意識した授業」が実施されている。現時点で改善すべき点は考えられない。もっとも、「理論と実務との架橋を意識した授業の実施」を続けるためには、各教員が常にそのことを念頭において授業に工夫を凝らす必要がある。そのためには、自己点検・評価報告の年次報告書作成のために行うアンケート調査やFD研修会などを通じて、教員間の情報・認識の共有に努める必要があると考える。

６－３　臨床教育（２）〈臨床科目〉

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

１　現状

（１）臨床科目の目的

本法科大学院においては，臨床科目は、実務と研究の架橋という目標を、実務の一端に触れながら実践する場として位置づけ、なるべく広範囲の実務に、多彩な形で触れる場を提供することにより、学生がその興味に応じた実務経験を得られることを目的とする。

（２）臨床教育科目の開設状況等

本法科大学院においては、臨床法教育系の科目としては、民事、家事・ジェンダー、刑事、労働、外国人、行政、商事、障害法の各専門臨床法学教育(リーガル・クリニック)(本法科大学院では、カリキュラム上、リーガル・クリニックを「臨床法学教育」と呼んでいるが、混乱を避けるために、本法科大学院のカリキュラム上の「臨床法学教育」を以下で「リーガル・クリニック」と呼ぶ)とエクスターンシップが設置されている。(2011 年度現在)

（３）特に力を入れている取り組み

リーガル・クリニックは、実際の依頼者についての、現実に生起している事件について、本法科大学院の教員の指導監督下で、法律相談や事件担当をすることを意味し、本法科大学院付設の法律事務所で行うもの(民事、家事・ジェンダー、行政、刑事、労働、外国人)と、教員が所属する外部の法律事務所等で行うもの(商事、障害法)がある。

他方、エクスターンシップは、本法科大学院と契約を締結した、外部の法律事務所、企業法務部、官公庁、NGO-NPO、国際組織などで、法律実務を行うものである。

これらの臨床法学教育系科目は、民事弁護実務、家事弁護実務、刑事弁護実務、労働訴訟実務の基礎、リーガル・カウンセリングアンドネゴシエーション、模擬裁判などの実務基礎系の科目におけるシミュレーションと有機的に関連しながら実施されている。

（４）その他

特になし。

２　点検・評価

（１）開設科目

リーガル・クリニックは、8 科目（年間 20 講座）もの専門クリニックが開設されている。また、エクスターンシップは、法律事務所だけではなく、企業法務部、官公庁、NGO-NPO、国際組織、医療機関等を含む 100 を超える多彩かつ多くの派遣先が確保され、充実したエクスターン教育が実施されており、プログラムとしては卓越したものが準備されている。

（2）実施状況

ア　質的工夫

（ア）リーガル・クリニック

民事・家事クリニック

実務家教員と研究者教員が原則として共同して担当すること、事例検討会での事例についての理論と実務面からの多角的検討、感想報告会の実施・感想報告文の提出による学生からのフィードバック、さらに、民事弁護実務その他の実務基礎系科目との有機的連携などによって、臨床法教育における実務と理論の架橋を意識し、それを実践している。実践面でも、渉外家事事件への取り組みや島嶼部や路上における相談活動、多数の住民たちによるパチンコ店に対する開発許可審査請求等の検討や住民集会での報告等、理論と実務の両面で、大きな教育的成果を生んでいる。

また、学生にとって過重負荷となるおそれがあると考えられたので、あらかじめ、1 学期に 90 時間（2 単位分）との消費時間の目安を設定し、学生からは随時消費時間数の報告をしてもらい、上記目安の前後に収まるようにつとめるなど、学生の過重負荷を避けるように工夫もされている。

付設法律事務所による宣伝や担当教員の努力等の結果、受任事件数は適正な数が確保できている。（クリニックからの受任は 2010 年度春学期相談件数 25 件、秋学期 34 件、2011 年度春学期相談件数 27 件、これ以外に教員の持ち込み事件あり）

各班において、従前の班からの引継事件がある場合は、その担当に加え、若干数の新件の法律相談を行う、逆に、従来からの引継事件がない場合には、法律相談で多めに新件の法律相談を行うなどすることで、各班の負荷が著しく異なることがないように配慮している。

刑事クリニック

実務家教員と研究者教員の共同がはじまり、また、刑事実務その他の実務基礎系科目との有機的連携が行われている。

実践的にも、勾留に対する準抗告によって、釈放を実現させるなど、刑事弁護活動上での画期的な成果を通じた刑事実務への影響など、実務と理論の両面から、大きな教育的成果を挙げている。

労働クリニック

相談及び事件受任において、実務家教員と研究者教員の共同が行われており、労働法などの法律科目や労働訴訟実務の基礎その他の実務基礎系科目との有機的連携もはかられ、かつ、担当した事件は新しい労働審判制度等を活用して大きな成果をあげるなど労働訴訟実務にも影響を及ぼしており、実務と理論の両面から、大きな教育的成果を挙げている。

労働審判は公開とされていないが教員の努力により学生の傍聴が実現している。

付設法律事務所による宣伝や担当教員の努力等の結果、受任事件数は適正な数が確保できている。（2010 年度クリニック経由の労働相談は 8 件、2011 年度春学期は、3 件）

家事・ジェンダークリニック

相談及び事件受任において、実務家教員と研究者教員の共同が行われており、ジェンダー法関連の科目との有機的連携もはかられ、実務と理論の両面から、大きな教育的成果を挙げてきたが担当教員の構成等を踏まえて家事と一体化することとした。

外国人クリニック

ワークショップ科目「外国人と法」の事前または事後の履修を推奨しており、外国人に関わる法律問題についての理論と実務の統合的教育を行っている。実務家教員と研究者教員の共同指導の下で、現実に生起している事例についてクリニックでの通訳を介した依頼者への聞き取りや、退去強制処分の取消訴訟に関連する各種書面の起案についての指導を行っている。

商事クリニック

商事クリニックでは、実際の事件を扱う困難さがあることから、設例を用いたシミュレーションを中心として，学外の専門法律事務所において実務家教員中心に実施されている。　実際の企業再編などに触れるところから，具体的な制度の違いが深まるとともに、実務的な知識を身につける効果が発揮されている。

障害法クリニック

2009 年度から開講された科目であるが、授業と施設見学、ヒアリングなどを組み合わせて障害者の抱える問題の実情を知り，法的問題点を検討し，解決策を模索するところから、単に訴訟といった側面だけではなく社会システムとして法制度を整備していくことを議論する中で、そのために必要な多面的問題を

検討するなど、教育成果を上げている。

（イ）エクスターンシップ

法律事務所以外のエクスターン先に対しては、個々に説明資料の送付や担当者の訪問・面談によりエクスターンへの理解を深めた上での受け入れを依頼してきた。

学生に対する成績評価書の提出や学生からの報告書の提出等を通じ、エクスターンシップにおける教育についての連携強化ならびに、教育成果の客観化がはかられており、エクスターンシップ先の多彩化・エクスターンシップ交流会の実施などとあわせ、教育成果の定着及び共通化による教育成果の発展がはかられている。

イ　量的充実

（ア）リーガル・クリニックについて

クリニックについては履修希望学生数の増加が見込まれたので、常勤・非常勤の実務家教員の拡充に努めた。

2010 年度の担当教員は民事が春 9 名、秋 9 名、家事・ジェンダーが春 4 名、秋 5 名、刑事が春 3 名、秋 4 名、労働が春秋 2 名、商事が秋 2 名、障害法が春 4 名体制と充実した体制で指導に当たっており、第一希望のクリニックには入れない場合が多少生じているものの，受講希望者全員を受け入れている状況にある。

学生数名に教員が複数という充実した少人数教育体制の元、実務家教員の実務の一部にも触れることが出来、将来の具体的な職業イメージの形成にも役立っている。

（イ）エクスターンシップについて

受け入れ先数は絶対数は少なくないものの、正規履修希望者数が多数に上ることから、現状では履修希望者に対してエクスターンシップ受け入れ先・人数が不足しており，受け入れ先の更なる開拓・人数枠の確保が課題となっている。

（ウ）総参加者数

2010 年度についてみれば、リーガル・クリニック参加者が 123 名、エクスターンシップの参加者は 132 名（正規登録者数。試行による派遣者も含めれば 150 名）となっている。また、2011 年度については、その参加者は 127 名（試行を含めれば 146 名）となっている。

（エ）活動報告書

クリニックの参加学生全員からの活動内容報告や参加の感想と担当教官から

の活動報告を集約した活動報告書、全派遣先に関する実習内容や感想、自己評価や反省などを集約したエクスターンシッププログラム報告書が毎年発行されている。

（オ）実施における問題点

2010年度において残念なことに本法科大学院学生がエクスターン先における法律相談内容をツイッター上に書き込むというトラブルが発生した。固有名詞などは掲載されておらず個人情報の漏洩に該当するとは言えないもののエクスターン先や相談者に多大な迷惑をかける結果となった。大学は直ちに当該学生に厳正な処分を課すとともに、守秘義務について学内に周知徹底をはかる処置をとった。なお当該派遣先に対しては今後数年間、エクスターン派遣を自粛することとした。その後は同様のトラブルは生じていない。

３　自己評定

A

４　改善計画

エクスターンで発生した守秘義務に関するトラブルは，生の素材を扱うクリニック・エクスターンに共通する課題であり、さらなる守秘義務の周知徹底だけではなく法曹倫理教育との連携が必要となる。現在は民事・家事クリニックだけが法曹倫理の履修が受講条件とされているが、今後は受講前の法曹倫理受講の義務付け、さらには開始前の守秘義務等に関する研修の実施などを通じてのさらなる改善が必要である。

クリニックに関しては半年という受講期間の制限があるが，これを超える事件について最初から最後まで関われるような学期を超えた受講生の連携等の試みも行う必要がある。

エクスターンシップに関しては、希望者全員の受け入れが出来ていないことから，受け入れ先・人数の拡大が急務であり、総合大学としての特性を生かした広い範囲の新規受け入れ先のさらなる開拓などが求められる。

すでに、学生の負担なども明確化され、また、十分な教員数も確保され、体制は整備されている。リーガル・クリニックやエクスターンシップを履修した学生の声や客観的な教育効果を広めていくとともに、新司法試験のあり方を含め、法科大学院制度の理念を実現できる制度的環境を整えていくことが必要である。

参考資料

2009年度エクスターンシップ・プログラム報告書

2010年度エクスターン・シッププログラム説明会資料

2009年度クリニック報告書

第７分野　学習環境

７－１　学生数（１）クラス人数

（評価基準）１つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。
（注）
① 「１つの授業を同時に受講する学生数」とは，クラスに参加するすべての学生の数をいい，本科生，留学生，科目等履修生，聴講生等を含む。
② 「適切な数」とは，その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は，５０人を標準とし，６０人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていることをいう。

１　現状
（１）1 つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人，されない人の区別も含む)。
評価実施年度を含む過去 3 年分の、開設科目毎の履修登録者数は、別紙（科目別履修登録者数一覧表）の通りである。

（２）適切な人数となるための努力
法律基本科目については、同一科目につき、2005 年度～2009 年度は 6 クラス、2010 年度は 4 クラス（未修者入学者数の入学定員減による。）を開講することで、原則として 50 名以下としていた。ただし、留年生がいるクラスにおいては 2010 年度までは 50 名を超えていたが、その場合でも 54 名以下となっており、60 名を超えることはなかった。2011 年度入学者（未修者入学者）については、従来通りのクラス人数で 1 クラス 50 名程度のクラスを「3 クラス」開設することも検討したが、未修者に対して、いっそうきめ細かな教育（双方向・多方向の授業等）を実施するために、「4 クラス」開設することとした。そのために、1 クラスあたりの学生数は、29～34 名となった。

（３）特に力を入れている取り組み
上述の通り、2011 年度入学者（未修者入学者）の法律基本科目については、1 クラスあたりの学生数を 30 数名とすることにより、理想的な学生数による効果的な授業の実施に取り組むことができている。
また、例年、1 年春学期の法律基本科目については、担当者を全員専任教員としており、オフィスアワーと連動して、初学者に対する十分な指導を行うことができている。

（４）その他

法律基本科目以外の科目において、受講者数が 50 名を大きく超える科目と、逆に 5 名未満の科目とがあるが、このことは、一般的には、法律基本科目以外の科目においては学生の履修希望をできるだけ尊重し、受講者数を授業に差し支えない範囲としていることの結果であって、特段問題はないと考えている。

しかし、2010 年春学期開講の「法曹倫理 A～D」（4 クラス）については、1 クラス 76 名～77 名であった（このことが主な原因であるとは必ずしも言えないが、本法科大学院生が 2010 年秋学期開講のエクスターンシップにおいて守秘義務等につき法曹倫理に係わる問題を生じさせたことがあり、同科目においては、この点に関する十分な教育を行う必要が痛感された)。同科目は、2011 年春学期には、5 クラス開講することとし、その結果、1 クラスの人数は 61 名～62 名となった。

２　点検・評価

法律基本科目は、すべて 54 名以下となっており、双方向・多方向の授業を行うのに標準的な 50 名という人数を基本的に満たしている。そして、2011 年度は、さらに 40 名以下としており、法律基本科目について 1 つの授業を同時に受講する学生数としては、理想的な人数であると考える。

法律基本科目以外の科目については、科目または授業内容によっては、受講者の「適切な数」について一概に述べることができないとも思われるが、いずれにしろ、本法科大学院においては、60 名を大幅に超える科目はほとんどなく、法律基本科目以外の科目についても、受講生の「適切な数」の点では特に問題はないものと考える。

３　自己評定

合

４　改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

７－２　学生数（２）入学者数

評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失していないこと。

（注）

①　「入学者数」とは，実際に入学した学生の数をいう。

②　「入学定員」とは，各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。

③　「バランスを失していないこと」とは，入学定員の１１０％以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失していないことをいう。

１　現状

（１）過去３年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員（A）	入学者数（B）	定員充足率（B/A）
2009年度	300人	275人	0.92
2010年度	300人	257人	0.86
2011年度	270人	261人	0.97
平　均	290人	264人	0.91

［注］　１　「入学定員」とは，各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。

２　「入学者数」とは，実際に入学した学生の数をいう。

３　［B／A］欄については，小数点以下第３位を四捨五入し，小数点以下第２位まで表示すること。

４　「ｎ年度」は評価実施年度を指す。上期に評価を実施する場合，本報告書提出時点でデータが確定しない場合は，おって追加で提出ください。

入学定員・入学者数は、上掲表の通りである。入学者数は、2009 年度～2011 年度の平均で入学定員の 91％である。

（２）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

入学定員を大幅に上回らないように、入学者選抜において、最初に一定数の合格者と共に補欠者を発表し、段階的に、合格者のうちの辞退者の数を勘案しつつ、補欠者の中から、評点の順番に合格者を出している。

（３）特に力を入れている取り組み

入学定員までは、本学において学習するに足りる能力のあると判定した者はすべて入学を認めるという姿勢を貫きつつ、他方では、本学での学習環境及び人的支援態勢を考慮して、特に、入学者が入学定員を上回ることのないような

方向で取り組んでいる。

（４）その他
　現行の入学者選抜制度及び入学者決定方法を維持することにより、現在のような入学定員と入学者数の良好なバランスを保っていきたいと考えている。

２　点検・評価
　入学定員と入学者のバランスは、ほぼ理想的な状況であり、十分に許容される範囲であると考えている。

３　自己評定
　　合

４　改善計画
　現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

７－３　学生数（３）在籍者数

（評価基準）在籍者数が収容定員に対してバランスを失していないこと。

（注）

①　「在籍者数」とは，在籍の法科大学院生の数をいう。

②　「収容定員」とは，「入学定員」に３を乗じた人数をいう。

③　「バランスを失していないこと」とは，在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

１　現状

（１）収容定員に対する在籍者数の割合

	収容定員（A）	在籍者数（B）	定員充足率（B/A）
１年次(2011年度入学)	270人	261人	0.97
２年次(2010年度入学)	300人	245人	0.82
３年次(2009年度以前入学)	300人	263人	0.88
合　計	870人	769人	0.88

［注］１　「収容定員」とは，「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。ここでは各年度の「入学定員」を記入し，その合計欄に「収容定員」を記入すること。

２　「在籍者数」とは，休学者を含む法科大学院生の在籍数をいう。

３　［B／A］欄については，小数点以下第３位を四捨五入し，小数点以下第2位まで表示すること。

在籍者は、上掲表（2011 年 5 月 1 日現在）の通りであり、2011 年 5 月 1 日現在で収容定員の 88%である。

（２）在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

各年度の入学者選抜において、収容定員（入学定員）を大幅には上回らないような入学者数としている。

（３）特に力を入れている取り組み

上記（２）の通り、各年度の入学者選抜において、収容定員（入学定員）を大幅には上回らないような入学者数としているために、在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための取り組みは特に必要なく、そのための措置は講じていない。

（４）その他

上記のように各年度の入学者選抜において、収容定員（入学定員）を大幅には上回らないような入学者数とする方策を講じているため、在籍者数が収容定員を上回ることはないが、そうであるからといって、逆に、各年次の定員充足率を入学時の割合に維持するために進級要件や修了要件を緩和する方策を講じてはおらず、厳格な成績評価に努め、進級要件や修了要件は厳格に運用している。そのために一定数の退学者や休学者が存在するが、これらはそれらの理由（他の教育機関への入学、就職、学力不足、身体疾患・心身耗弱、経済的困窮等）からやむを得ないものと考えるが、それらに至る前段階において本学として十分な相談体制を備えておく必要があると考える（本学の相談体制に関しては、7－6、１（４）および7－7、１（３）等参照)。

２　点検・評価

在籍者は、収容定員を上回っておらず、適切なバランスであると考えている。

３　自己評定

合

４　改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

７－４　施設・設備の確保・整備

（(評価基準）授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

１　現状

（１）施設・設備の確保・整備状況

ア　施設設備

本学 27 号館（小野記念館）の地上部分（1～4 階）及び 8 号館 3 階の法廷教室が本法科大学院の専用施設として確保されている（必要に応じて学内の他の建物の施設・設備を利用している)。8 号館 3 階の法廷教室は、2 室からなり、1 室（301 号室）は、裁判官席 9、弁護側席 6、検察側 6、被告席 1(及び長いす 1)、書記官席 1、廷吏席 1 のほか傍聴席等 30 を備え、1 室（302 号室）は、円テーブルに 8 席、その他の座席 30 を備える。両教室とも、法廷には通常備えられている以上に優れた AV 機器を備えている。27 号館地下の小野講堂（学内他箇所との共用施設）には、模擬裁判用の法廷セットが用意されている。

教室・演習室については、27 号館 2 階に収容定員 24～79 名の 6 室、3 階に収容定員 23～80 名の 6 室がある。各教室は、各受講者に十分な手元スペースのある机が配置され、教員と学生がお互いに顔を見ながら議論ができ、発言者の声を容易に聞き取ることができるような構造になっている（必要に応じてマイクを使用することができる)。各教室には、ホワイトボード、プロジェクター、モニター、教員用 LAN 接続パソコンが配置されており、受講者の各机には電源及び LAN ケーブルのコンセントが配置され、27 号館は全館無線 LAN 対応となっている。

自習室については、27 号館 4 階に本法科大学院専用の独立した自習室 4 部屋に自習用キャレルが合計 164 席用意されており､そのうち 115 席は 24 時間利用可能である。そのほか、10 の端末機器を設置した席がある（これも 24 時間利用可能である)。また、27 号館に隣接した建物（2 号館 1 階及び関口ビル=27一10 号館）に本法科大学院生が利用することができる合計 208 の自習用キャレルがある。さらに、9 号館 2 階「博士課程用自習室」（全 200 席）も利用することが可能である。その他に大学全体の共用自習室キャレルを合わせると 1000 席余りになる。自習室の各机には電源及び LAN ケーブルのコンセント（27 号館以外では、一部無線 LAN）が配置されている。自習室は適度な明るさに保たれている。

議論スペースについては、27 号館の随所に椅子及びテーブルが用意されており（2011 年 7 月 1 日現在、1 階 23 席、2 階 46 席、3 階 32 席)、学生が自由に自主的に議論の場などに利用している。また、27 号館に隣接した建物（関口ビル=27-10 号館）にグループ学習室が用意されており（10 名以下のグループ学習

室 5 室)、学生グループが予約の上、貸し切ることも可能である。なお、27 号館の教室は、授業が行われない場合には、学生グループが予約の上、貸し切ることができる。

教員の研究室については、27 号館に隣接した 8 号館の 7～12 階に設置されており、学生が容易に訪れることができる。研究室のある各階（7～12 階）には学生指導室（合計 6 室）が設置されており、オフィスアワーで活用されるほか、教員が複数の学生とコミュニケーションをとる際に利用することができる。

コピー機等については、27 号館 1 階にコピー機が複数設置されており、さらに 4 階の自習室の外側に共用パソコン（学内 LAN ネットワーク及び法務研究科教育研究支援システムに接続されたもの）及びプリンターが 10 台設置されている。

また、27 号館 1 階～4 階に学生用のロッカーを設置しており、1 人 1 台貸与を行うことにより、教科書・参考書類を収納することができるように配慮している。

イ　身体障がい者への配慮

車椅子利用者に対しては、27 号館の入口からスロープを使用して、エレベータホールに行き、エレベーターを利用することにより、2 階から 4 階までの教室や自習室への移動が可能となっている。また、1 階および 4 階に障害者用トイレを設置している。

法廷教室等がある 8 号館についてもスロープ、障がい者用エレベーター、障がい者用トイレが設置されており、同館における移動・授業等の実施において不都合が無い状況になっている。

（2）問題点や改善状況

これまで指摘された主な問題点とその対応ないし改善状況は、下記のとおりである。本法科大学院において、学生は、目安箱の機能を持ったメーリングリスト＜From-LS-students＞を利用し、施設等に関して、随時、意見を述べることができる。このメーリングリストによるメールは、研究科長、教務担当教務主任、学生担当教務主任及び関係事務職員が閲覧し、必要な対応をとっている。

学生の要望としては、個人用ロッカーの大型のものへの交換、共用パソコン・プリンターの増設、給湯施設の開放、ウォータークーラーやコートハンガーの設置等であり、これらは実現されている。また、事務所のスペースが狭く、多数の学生が一時に用事がある場合に混雑することがあり、また、学生と職員が個別に面談する場所がないことなど、事務所スペースの拡大が望まれていたが、2009 年度より拡大がなされ、それ以降、混雑は緩和され、また、事務所内に学生と職員が個別に面談する場所として事務カウンター脇に専用テーブルと椅子

2 席が設けられた。
自習室の増設の要望は、恒常的にあり、これに対しては、既存の自習室のキャレルの増設に加え、大学が上記の 27 号館隣接建物（関口ビル=27－10 号館）の一部を借り上げるなどして対応してきた。また、自習スペースの確保のために空き教室を最大限活用することとしている。
学生が飲食に使うことのできるテーブル及び椅子を増設することの要望に対しては、上記のように、27 号館 1、2、3 階の随所に椅子及びテーブルを増設し、このスペースは議論のスペースとしての利用のほか、飲食や談話のために使用することも認めている。

（3）特に力を入れている取り組み
東日本大震災後において、地震に対する備えをさらに充実させている。本法科大学院が授業で使用する 27 号館・8 号館はいずれも 2004 年および 2005 年に完成した建物であることから、耐震構造については十分な考慮が行われている。実際、東日本大震災においても、建物に損壊等の被害は出ていない。
授業中に地震が発生した場合を想定し、教員が学生に指示すべきポイント避難路を記載したプレートを、すべての教室に配備している。また、地震発生時あるいは緊急地震警報が発せられた場合に、直ちにドアを開け、避難路を確保する観点から、ドア・ストッパーを全室に設置している。また、避難経路を示す掲示、停電時でも点灯する避難路の照明なども完備している。
また、ソフト面になるが、自習室等で夜間に地震が発生した場合を想定し、警備員等が来るまでの期間、学生達を落ち着かせ、必要と判断するときは避難誘導を行うボランティア組織「Guardians 27」を設置し、避難訓練等も実施している。

（4）その他
学生が夜間及び休日に自習室を利用する場合に、27 号館に入館するにはカードリーダーに学生証（教職員は身分証明書）を通すことで、セキュリティーが確保されている。なお、警備員が定期的に館内を巡回しているため、夜間等においても学習環境における安全が確保されている。

2　点検・評価
本法科大学院専用棟、教室・演習室、研究室などの施設の確保・整備状況及び無線 LAN、コピー機・共用パソコン・プリンター、学生専用ロッカーなどの設備の確保・整備状況については、優れていると考えるが、自習室、議論スペース、飲食・談話スペースの確保・整備状況については、在籍学生数に比して、なお十分であるとは言えず、また、学生からも要望が出されていることから、改善すべきものと考える。

３　自己評定

C

４　改善計画

特に、自習室、議論スペース、飲食・談話スペースについては、これまで、本法科大学院の教室や大学の共用施設等などを利用することによって、かろうじて本法科大学院在籍者の利用のニーズに応えてきたが、今後は、希望する学生すべての専用キャレルの確保（学内において本法科大学院生が席を争うことなく静かに自習できる学習環境の確保)、及び、より適切な場所における十分な数の議論スペース（及び飲食・談話スペース）の確保に向けて検討を進めていきたいと考えている。

また、本法科大学院修了者が利用することのできる施設・設備についても、継続的に検討を進めている。

さらに、身体障がい者へ配慮した施設・設備についても検討をしていきたい。

７－５　図書・情報源の整備

（評価基準）教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

１　現状

（１）図書・情報源の確保

図書に関しては、本法科大学院専用建物（27 号館）に隣接した 2 号館の高田早苗記念研究図書館（蔵書数：486,899 冊）及び 9 号館の法律文献情報センターに本法科大学院教員及び学生の利用に向けた法律図書（公的判例集、法学研究教育に必要な内外の専門雑誌及び図書）が収蔵されている。その他、本法科大学院学生は、法学部学生読書室（隣接した 8 号館地下 2 階）や中央図書館（本部キャンパス内、蔵書数：2,609,225 冊）をはじめ、学内の他の図書館を利用することができる。学内のすべての図書館において、図書は一般的な配架基準にしたがって配列されている(利用時間は午前 9 時～午後 5 時または午後 10 時で、どの図書館も司書等によるサポート体制が整っている)。学生にとっては、その学習のために必要な図書はほぼすべて上記の図書館の全てまたはいずれかに備え付けられていると思われるが、購入希望の図書については、中央図書館の図書検索システム等を利用してその希望を出すことができ、高額でない図書（10 万円以下の単行本）の購入希望はほとんどの場合にかなえられている。

判例検索その他のデータベースに関しては、学生は、すべて、①教育研究支援システム（ローライブラリーTKC、LEX/DB インターネットほか 24 種類）および②大学図書館が提供しているデータベース（第一法規法情報総合データベース、LEXIS、Westlaw ほか欧米や中国文を含む 215 種類）にアクセスすることができる。さらに、法律文献・書誌全文データベースである Law Library Information(LLI)（最高裁判例解説ほか 6 件）を利用して外国のものを含む主要法律雑誌等の記事を参照することができる。このほかにも、大学全体で利用可能な図書館で提供されている各種・各学問分野のテータベースを利用することができる。以上のデータベースの多くは、学生及び教員は、パスワードを入力の上、学内ばかりでなく学外からもアクセスし、必要な資料を検索しダウンロードすることができる。

上記の本学における図書・情報源の整備体制の下において、多くの授業科目では、電磁的方法により、学生に対して、参照すべき文献または情報についての指示を与えている。

（２）問題点と改善状況

図書等に関する学生の希望として、学生から、判例集等の 27 号館への蔵置・配架の希望が出されたが、これらは上記データベースにて利用可能であり、隣

接の建物に完備されており、また、27 号館にはそのためのスペースもないため 27 号館には蔵置していない。ただ、データベースからダウンロードした資料については、その印刷のためのプリンターを増設して学生の便宜を図っている（トナーの補給などの保守管理にも万全を期している)。

（3）特に力を入れている取り組み

上記のようにデータベースの充実に力を入れており、上記データベースは、LLI を除いて、学外からも利用可能であることの便宜性は学生に高く評価されている。

（4）その他

上記（2）のように、データベースからダウンロードした資料については、その印刷のためのプリンターを増設しているが、さらに学生の便宜を図るために印刷については課金していない。

2　点検・評価

勉学に必要な図書は完備しており、さらに利用可能なデータベースは充実しており、勉学に必要な資料の不備はないと考えている。

3　自己評定

A

4　改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

７－６　教育・学習支援体制

（評価基準）教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

１　現状

（１）事務職員体制

教員の教育や学生の学習を支援する人的体制としては、まず本法科大学院事務所の職員が挙げられるが、事務職員は 16 名（内、管理職 1 名、専任 8 名、派遣 7 名）に過ぎず、しばしば超過勤務を強いられており、人員が絶対的に不足していることは残念ながら否定できない。具体的な業務として、履修相談・登録ならびにグループ学習室の管理・貸出、教材配付、答案返却、試験の実施・運営、各種相談対応（教務主任と連携）等を行っている。

（２）教育支援体制

教育支援として学生 TA は 2009 年度秋学期では 21 名、2010 年度春学期では 20 名、2010 年度秋学期では 17 名、2011 年度春学期では 23 名が採用され、各教員の授業準備など教育上の補助をしている（のべ業務時間は、2009 年度秋学期は 1,204 時間、2010 年度春学期は 1,109 時間、2010 年度秋学期は 1,057 時間、2011 年度春学期は、1,625 時間）。

（３）特に力を入れている取り組み

教員や学生の教育支援上の特段の人的体制としては、本法科大学院修了生を中心とする弁護士 56 名がアカデミックアドバイザー（AA）として常時下記（7－8）のような活動をしているほか、本法科大学院の必修法律基本科目や選択科目「法律基本科目応用演習」における学生の起案文書の添削にあたったりして、教員の教育支援にも手助けとなっており、教員の大きな教育上の支えの一つとなっている。

（４）その他

特になし。

２　点検・評価

上記のように、事務所の事務職員の員数の不足は深刻であり、その改善は最重要課題ではあるが、教育支援としての TA、AA が需要に対応する程度には確保できており、総合的に見て、支援の体制は、法科大学院に必要な水準には達しているものとみられる。

３　自己評定

C

４　改善計画

事務職員の増員について、大学本部と交渉するほか、AA やチューターのための予算を確保してニーズに合った支援を提供していくことを検討している。

７－７　学生支援体制（１）〈学生生活支援体制〉

（評価基準）学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

① 「学生生活を支援するための体制」とは，経済的支援体制，精神面のカウンセリングを受けることのできる体制，身体面において障がいのある者を支援する体制，学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

１　現状

（１）経済的支援

本法科大学院は、学生に対し、2010 年度に総額 9,090 万円を 189 名の学生に支給している。早稲田大学全体における奨学金は貸与ではなく給付型の奨学金が多いことに特徴があるが、本法科大学院を対象とする給付奨学金も、年々金額・人数とも増加する傾向にある。

とりわけ、2007 年度には「創立 125 周年記念奨学金」が新たに加わり、受給人数および受給総額が増え、さらに 2009 年度からは早稲田大学の法曹 OB の寄付等により当該年度授業料半額免除となる稲門法曹奨学金が創設された。2010 年度は計 123 名が、稲門法曹奨学金を受けており、優秀な学生の大きな経済的支えとなっている。

その他の支援体制として大学は複数の学生寮を提供しており、本法科大学院の学生も利用可能である。現在は主に本法科大学院への留学生が利用している。

（２）障がい者支援

全学的施設として、「障がい学習支援室」が設置されており、本法科大学院の受験生・学生に対する包括的な支援サービスを提供している。これまでに本法科大学院で行われた支援として、聴覚障害者に対して、すべての授業において 2 名のパソコンによるノートテイカーを付け、教員が話す内容を同時進行的にフォローするなど、学生への厚いサポートが行われている。また、本法科大学院が授業で使用する 27 号館および 8 号館は、すべてバリアフリーとなっており、車椅子による教室へのアクセスが可能であり、また障害者用トイレも完備されている。

実際、2006～2008 年度は車椅子を利用する学生、2007～2009 年度は聴覚に障害を持つ学生が在学していた。また、2011 年度は、聴覚に障害を持つ学生ならびに車椅子を利用する学生が在籍している。上記の学生に対しては、試験の際にも各種特例を認めるなどの配慮をしている。

（3）セクハラ等人間関係トラブル相談窓口

本法科大学院は、学生が、教職員および教務主任のいずれにも相談することができる体制が整っており（通常の窓口対応・直接対応以外でも、〈From-LS-students@list.waseda.jp〉という研究科長・教務主任と事務所専任職員のみが投書を見るメーリングリストが用意されており、学生たちからは顕名・匿名を含めて、2009 年 4 月から 2011 年 3 月末までで、およそ 50 件程度の投書があった)、必要な場合は、大学のハラスメント防止委員会の相談窓口を利用することができる。

（4）カウンセリング体制

前記の相談窓口・メーリングリスト対応の他、大学の保健センターと連携して、保健センターの「学生相談室（心理・精神衛生・法律相談等)」や「診療室」「保健管理室」への紹介等、協力しての学生対応も行っている。

とくに精神面の相談先として、心理専門相談員および精神科医を擁する大学の保健センターで対応している。この面での大学の体制は極めて充実しており、本法科大学院専任のカウンセリング要員は存在しないものの、大学の関係者に対して、法科大学院特有の、ストレスが大きい状況を周知することにより、充実度はさらに大きくなっている。本法科大学院学生の保健センター利用率は、他箇所学生に比較して高い。学生担当教務主任や事務所の職員が、学生からの精神面での相談を受けることも少なくないし、個々の教員がオフィスアワー等で相談されることもあり、その場合も学生担当教務主任に引き続いてのケア相談を協議することが多い。学生担当教務主任は、全学の学生担当教務主任会で、専門家による精神面のケアについての講習（アスペルガー症候群など）を受ける機会もある。本法科大学院学生についてのメンタルケア体制の必要性と背景事情は、全学の学生担当教務主任会等を通じて大学学生部に周知されており、合わせて保健センターにも共通認識が形成されている。

こうした相談先については、教育研究支援システムで上記相談 ML を常時掲示している他、入学時のガイダンスや各種配布物、大学ホームページで学生に周知しているほか、本法科大学院の事務所窓口で常時相談を受けている。

（5）問題点及び改善状況

本法科大学院学生は、過度なストレスから、精神的な不調を訴えるケースが多く、とりわけ 1 年未修で純粋未修者の成績不振学生が、法学部出身未修者との相対評価による、進級や成績不振退学への不安ないし将来への不安から、精神的な失調をきたすケースが散見された。

2011 年度からは、1 年未修者においては、緩和した GPA 基準と一定数の科目・単位履修とを併用する制度を導入することにより、「他の学生との比較」によるのではなく、むしろ「将来法曹となるための一定の水準」に達しているかという点を重視する進級要件としたことで、従前よりは、不合理な競争ストレ

スから解放されるものと思われる。

（6）特に力を入れている取り組み

特段の取り組みとして、育児・介護等両立支援が挙げられる。本法科大学院の学生は、本学と保育業者が協力して運営する保育所（ポピンズナーサリースクール早稲田）を割引料金で利用可能である。また、育児・出産・家族の介護のために、休学または復学を前提とする退学を認めている。介護や、本人の通院等、やむを得ない事由があると認められる場合には、必修科目・曜日時限のクラス編成について一定の配慮（クラス変更や科目振り替え）も行っている。

（7）その他

本法科大学院では、学生に学修に専念することは求めており、社会人に対しても原則として入学前に仕事を休職・退職するよう指導している。しかし他方で、就業先の事情でどうしても仕事から抜けられないという場合、入学を諦めるということのないように「1 年次 2 年間計画履修制度」を設け、一定時間の就業と学修が両立できる制度を導入している。さらに、2010 年度からは、既修者の大幅増に合わせ、同様の制度を既修者にも設けた（「2 年次 2 年間計画履修制度」）。

本法科大学院では、1 年次から 2 年次、2 年次から 3 年次に、修得単位や GPA に関する進級要件が課せられているが、本計画履修制度を適用されると、これらの要件を 2 年間かけてクリアすることになり、初年度は就業との関係で通常必要な数の科目履修をしなくとも次年度に進級することができることになる。ただし、2 年間が経過した段階では、各学年の進級要件を充足しているかが評価され、充足していない場合には、その段階で除籍となる。具体的な適用・進級に関する条件は以下のとおりである。

標準課程（未修コース）入学者　2 年間計画履修制度

1 年目の扱い	履修可能な範囲内で科目登録を行う。 1 年次（1 年目）の秋学期末の時点で、「1 年必修科目」（34 単位）の修得単位が 18 単位以上である場合は、2 年次に進級する。
2 年目の扱い	2 年次に進級した場合 2 年次（＝入学後 2 年目）の秋学期末の時点で、1 年必修科目（12 科目・34 単位）のうち 11 科目以上を修得し、かつその GPA が 1.2 を超えていない限り、在学年数満了退学となる。 2 年次に進級しなかった場合 1 年次（2 年目）［＝入学後 2 年目］に、1 年目に未修得の必修科目を科目登録する。 2 年目終了時に 1 年必修科目（12 科目・34 単位）のうち 11 科目以上を修得し、かつその GPA が 1.2 を超えている場合のみ、2 年次に進級できる（1 年目に不合格であ

	った科目もＧＰＡ計算に入れる)。 なお、２年目終了時に２年次に進級できなかった場合は、在学年数満了退学となる。

短縮課程（既修コース）入学者 ２年間計画履修制度

１年目の扱い	履修可能な範囲内で科目登録を行う。 ２年次（１年目）の秋学期末の時点で、「２年必修科目」(20 単位）の修得単位が 12 単位以上である場合は、３年次に進級する。
２ 年 目の扱い	３年次に進級した場合 ３年次（＝入学後２年目）の秋学期末の時点で、２年必修科目(10 科目･20 単位)のうち９科目以上を修得し、かつそのＧＰＡが 1.5 を超えていない限り、在学年数満了退学となる。 ３年次に進級しなかった場合 ２年次（２年目）[＝入学後２年目]に、１年目に未修得の必修科目を科目登録する。 ２年目終了時に２年必修科目(10 科目･20 単位)のうち９科目以上を修得し、かつそのＧＰＡが 1.5 を超えている場合のみ、３年次に進級できる(１年目に不合格であった科目もＧＰＡ計算に入れる)。 なお、２年目終了時に３年次に進級できなかった場合は、在学年数満了退学となる。

２　点検・評価

経済的支援、カウンセリングを含む精神面の支援、障がい者の支援とも、大学と連携しながら極めて充実した支援体制が備わっている。学生生活に関する相談に応じる体制についても、手前味噌であるが、本法科大学院の事務所職員は学生との距離が非常に近く、親身に話ができる雰囲気があるのが特徴であり、さらに教務担当・学生担当の両教務主任が頻繁に面談をおこなって、相談に応じており、十分な支援体制が備わっているものと評価できる。

３　自己評定

A

４　改善計画

とりわけカウンセリングを含む精神面支援体制の広報をより充実し、周知を徹底したい。

７－８　学生支援体制（２）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり，有効に機能していること。

１　現状

（１）アドバイス体制

ア　教員によるアドバイス

専任教員が全員オフィスアワーを週 1 コマ設定し、質問や相談に対応しているほか、教育研究支援システムの質問コーナーやメールによる質問に応じている教員も多い。オフィスアワーや利用方法については、教育研究支援システム上で掲示しており、利用は履修学生に限定されない。

科目履修や学習全体のアドバイスについては、教務担当教務主任・学生担当教務主任の両名が、面談の上、相談に応じている場合も少なくない。また秋には、教務主任が新司法試験の結果と本法科大学院の GPA の相関等をデータを示しながら説明する説明会を開催し、履修上の指針と動機付けを与えるようにしている。

なお、入学前には、数回オリエンテーションを開催し、2010 年 12 月には未修者向け・既修者向けに分けて学修指導ガイダンスや個別相談会、さらに 2011 年 2 月から 3 月にかけて既修者・未修者と対象を分けて、本法科大学院の学修の心構えや現時点で勉強をしておくべき内容などを解説する導入講義をおこなった他、法情報に関する事前教育をおこなっている。

イ　チューターおよびアカデミックアドバイザーによるアドバイス

本学法学研究科博士課程学生や直近の 3 月に修了したばかりの本法科大学院修了生のうち特に優秀な者にチューター（2010 年度は 8 名、2011 年度は 14 名）として、後輩である在学生の学修相談に対応している。また、本法科大学院修了生を中心とする 58 名の若手法曹を、アカデミックアドバイザーとして採用し、学修上の疑問に加え、進路選択等について常時相談に応じている。アカデミックアドバイザーは、交替で本法科大学院棟 3 階のブースに常時待機し、在学生の学修相談に応ずるほか、学生たちの自主ゼミを支援したり、社会人・他学部出身者のように自主的なゼミを組みづらい学生のために自らゼミを主催して学習活動を促したりしており、学生にとって大きな教育学習上の支えの一つとなっている。

ウ　在学生たちによるアドバイス

入学直後には、在学生が Welcome-LS と称する新入生の歓迎行事を自主的におこなっており、その後も継続的に学修方法やロースクールでの生活に関するア

ドバイスを与える活動をしていて、本法科大学院は、学生のこうした自主的活動について側面的な支援をおこなっている。

（2）学生への周知等

随時、TKC の教育研究支援システム上で、告知がなされ、学生には充分に周知されている。

（3）問題点と改善状況

日常の学修や生活に関するアドバイス体制は充分なものとなっているが、第一に学部で就職活動を経ていない学生たちが初めて法曹としての就職活動を行う際のマナーの問題、第二に全員が法曹として就職するわけではない以上、法曹以外のキャリアについてのアドバイス体制の充実が急務であった。

法曹以外の分野へのキャリアプランニングも重要であり、大学のキャリアセンターとの共催で「キャリアパスガイダンス」というセミナーを実施しているほか、各方面から本法科大学院に依頼があった求人情報につき、随時掲示板に掲示し、あわせて修了生メーリングリストを活用して、随時に配信を実施している（2009 年の例では、東京都職員採用試験Ⅰ類 A、国家公務員Ⅰ種相当職員公募、日本経団連職員採用案内、その他メーカー、商社など民間企業の法務関連部署の求人や法律事務所のパラリーガル等の募集）。

また、学部から就職活動を経ないままロースクールへ進学してくる学生が多く、エクスターンシップに赴く際の準備としても法曹としての就職活動のためにも学生側からニーズが高いことから、法務教育研究センター主催で、「社会人マナー講座」を実施した（第 1 回は 2009 年 6 月）。大変好評であったことから、2011 年度も 7 月に「法科大学院生のための社会人マナー講座」を開催し、特にエクスターンシップ履修者には受講を必須とした。

（4）特に力を入れている取り組み

法曹としての就職支援では、毎年 6 月中旬に、ロースクール稲門会主催で、「就職情報交換会」を開催し、弁護士としての就職活動をした修了生の体験報告を冊子にして配付している。また、学生に進路選択についての情報を提供するため、様々な分野で活躍する法律家を招いての「連続講演会」を学生および修了生を対象に開催している。2009 年度は 8 回開催し、2010 年度は 3 回開催した。

（5）その他

特になし。

２　点検・評価

学習方法についてのアドバイス体制は、教員のオフィスアワーに限らず、チューターや AA につき、従前より格段に充実した体制が組まれ、順調に機能し始めている。科目担当教員と AA との連携にやや弱い部分があり、その点の強化は必要である。

進路選択については、従来に比べ、格段に学生へのアドバイス体制は整い、学生や修了生相互間の情報交換活動への支援や、法曹以外のキャリアプランについても目配りを始めており、比較的充実しているものと評価できる。

３　自己評定

B

４　改善計画

積極的に AA 側からも本法科大学院に、教員との連携強化の要望があがっており、この点について、教務担当教務主任を中心に検討を開始している。

第８分野　成績評価・修了認定

８－１　成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

（評価基準）厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され，成績評価が厳格に実施されていること。

１　現状

（１）成績評価基準の設定

ア　法科大学院としての成績評価方針

本法科大学院としての成績評価基準については、2003 年 4 月 10 日に「開設準備委員会」第 17 回会合において決定された「法務研究科(専門職大学院)設置大綱」において定められ、後に 2003 年 6 月に文部科学省に提出された「早稲田大学大学院法務研究科法務専攻(法科大学院)設置趣旨及び特に設置を必要とする理由」において確認されているところ、成績評価は 100 点を満点として素点をもって行うことを原則として、合格の(100～90 点)、A(89～80 点)、B(79～70 点)、C(69 から 60 点)と不合格の F(59～0 点)、H(試験不受験)、G(評価不可能－評価することに必要な条件を満たしていない)で表示し、合否の判定に関しては、各科目の講義において扱われた題材についての基本的な理解が得られているかどうかを基準としている。各科目の基本的理解の修得、すなわち、授業の到達目標については「早稲田大学大学院法務研究科　講義要項」において科目別に記載されており、また、授業の内容概要とシラバスについても「講義要項」に記載され、「教育研究支援システム」上でもレジュメ等により学習内容や題材があらかじめ示されているため、個々の学生はこれらを通じて到達目標に達したか否かを修得したかを評価できる。

イ　成績評価の考慮要素

法科大学院においては、講義、報告、レポート、試験、双方向による質疑応答と多角的な教育方法がとられていることから、成績評価についても、各科目の授業内容や形式等の各授業の特性に応じて、定期試験、双方向・多方向への授業への参加・貢献の度合い、報告、レポートなどを総合的に評価する方針をとっている。また、必修科目については、必ず学期末試験を実施することとしている。さらに、同一科目について複数のクラスが設定され、複数の教員が担当する場合には、成績評価の公正を確保するために、できる限り同一試験で実施することが望ましいとしている。

なお、双方向・多方向への授業への参加・貢献の度合い、すなわちプロセスを考慮要素の１つとしており、平常点を実効的な評価につなげる方策のひとつとして、授業担当教員に対して、毎回出席をとることを要請し、座席表や出席

カードを利用しての出席確認を奨励するとともに、教員室の事務員にその集計を依頼できる旨を各学期初めに周知するなどして、その徹底を図ってきたところ、現在では、ほとんどのクラスにおいて出欠確認がなされており、これは出席を前提とした双方向・多方向への授業への参加・貢献の度合いを評価するために必要な条件を整えるのに役立っている。もっとも、とくに法律基本科目等においては基本的知識の習得に十分に時間を割く必要があり、双方向授業よりも講義形式を活用する方が適切な場合もあると考えられる場合もあることから、プロセス評価の割合は各教員の裁量に委ねられている。

ウ　評価の区分と絶対評価・相対評価

成績評価の区分については、受講生が 20 名以上のクラスでは、合格となる A＋(100～90 点)、A(89～80 点)、B(79～70 点)、C(69 から 60 点)を相対評価とし、不合格となる F(59～0 点)、H(試験不受験)、G(評価不可能－授業への出席回数が全体の 3 分の 2 を満たさないとき)を絶対評価で行っており、割合については、A＋を各クラス人数の 10%、A を 30%、B を 30%、C を 30%としている。

なお、2009 年度・2010 年度については、C 以下を不合格者も含めて 30%としていたが、2011 年度 2 月 18 日の教授会で見直しを行い、2009 年度以前の制度に戻した。2009 年度・2010 年度は、再試験の実施により C 評価が増えることを考慮して、C と不合格者の割合をひとくくりにしていたが、不合格か否かは絶対評価を本質として割合算定の母数から外すのが適切な評価になると判断したことによる。

合格基準の配分を相対評価とするのは、本法科大学院のように、多数の学生に対し多数の教員が協同して成績評価を行う場合に考えられるクラス間による成績評価上の格差を是正し、より公平かつ適切な成績評価を行うためである。なお、各割合については、5%の増減の余地を認め、より適切な評価につながる工夫をしている。他方、合否自体は本法科大学院の到達目標に達したか否かで判定することから、不合格については絶対評価としている。

20 人未満の少人数クラスについてはこの割合を厳格に適用できない事態も想定し得るため、各担当教員の判断により柔軟に対応することを認めているが、その場合も厳格な成績評価の趣旨に鑑み、できる限り相対評価を行うこととしている。

エ　再試験

本法科大学院では、A から D の合格基準に達せずに F 評価(59～0 点)を受けた科目、定期試験を未受験の科目で H 評価を受けた科目については、一定の上限単位の限度で再試験を受験することを認めている(なお、研究科長が認めた正当な理由による試験欠席者の扱いはこの限りでない)。F 評価を受けた者に対する再試験の評価は 0～60 点とし、60 点が合格で、60 点未満は不合格となる。再試

験の上限単位については､2006 年度 1 年次入学者までは 6 単位であったところ、これによると 2 単位の科目であれば 3 科目受験できるが、4 単位の科目ならば 1 科目しか受験できないといった不均衡が生じることや、2007 年度 1 年生から 2 年次への進級要件として GPA1.5 以上という要件を導入したこと(後述参照)から、1 年次の 4 単位必修科目につき 2 科目まで再受験を認めることが適当と判断して、2007 年度 1 年次入学者以降から 8 単位に改められた。また、再試験の実施時期についても、2007 年度までは、学期の別を問わず、年度末(3 月)に実施していたところ、2008 年度からは各学期後(春学期は 9 月、秋学期は 3 月)に当該学期の再試験を実施することに改められた。

オ　各教員の担当科目についての成績評価基準

以上の成績評価方針に基づき、各教員は担当科目についての成績評価基準を具体化して設定している。上述したように、各科目の講義において扱われた題材についての基本的な理解が得られているかどうかを合否の判定基準とし、各科目別に授業の到達目標を定め、「早稲田大学大学院法務研究科　講義要項」に記載している。また、すべての科目の講義の内容概要については「講義要項」に記載され(さらに、「教育研究支援システム」上でも、各科目の学習内容や題材が具体的にレジュメ等により示されており)、これらも各科目の具体的な到達目標として機能している。各科目の成績評価の方法と成績評価に占める試験やレポート、平常点評価等の各割合についても、「早稲田大学大学院法務研究科講義要項」に記載されているが、この割合は、各科目の担当教員がそれぞれの科目の授業内容や形式を勘案しながら設定したものである。

（２）成績評価基準の開示

ア　開示内容，開示方法・媒体，開示の時期

本法科大学院の成績評価方針と評価基準(A＋～F までの基準点と相対評価の割合を含む)は、入学時に配布される「早稲田大学院法務研究科要項」に記載され、学生に開示されている。また、再試験についても、同じく「早稲田大学大学院法務研究科要項」と学期毎に掲示される「成績発表および再試験について」に記載され、学生に開示されている。さらに、各担当科目の成績評価の方法と成績評価に占める試験やレポート、平常点評価等の各割合についても、毎年 2 月に配布される「早稲田大学大学院法務研究科　講義要項」に記載され、学生に開示されている。

（３）成績評価の厳格な実施

ア　成績評価の実施

上述のように設定した成績評価基準に基づいて、各科目の担当教員は、厳格に成績の評価を行っており、同一科目について複数のクラスが設定され、複数

の教員が担当する場合には、成績評価の公正を確保する試みがなされている。公法系、刑事法系の必修科目では、定期試験の問題を統一化し、採点基準についても意思統一が行われ、さらに、合否の判定については、担当教員全員で協議し、決定している。民法系の科目では、定期試験の問題は統一化されていないものの、科目における到達目標に基づき担当教員間で合意を形成した上で厳格な成績評価を行っている。定期試験後には、各科目の試験問題や解説・講評が「教育研究支援システム」上で公開されており、教員が相互に他教員の試験問題の適切さをチェックすることができる。さらに、試験後に試験答案が学生に返却され、学生自身も、解説講義や教育研究支援システム上に掲載された解説・講評によって、自己の答案を見直し、評価の適正さを確認することができる。

成績評価の厳格な実施を担保するための措置として、学期末毎に、各クラスにおける該当人数を表にした「早稲田大学大学院法務研究科　相対評価標準表」が教員に配布されて周知および注意喚起が図られ、さらに、「成績評価における注意事項」や教務担当教務主任名で各学期ごとに「成績評価に関するお願い」が科目担当教員に配布され、上記成績評価の基準の厳守の徹底が図られている。各教員は、定期試験採点後、答案と一緒に採点簿と項目別配点表(この表については 2010 年度秋学期から)を事務所に提出し、事務所において各科目の成績評価分布表が作成され、こうして作成されたすべての科目に関する成績分布等のデータは、各学期が修了した後の直近の教授会の席上で教員に配布され、相対評価の遵守が教員相互でチェックできる体制が構築されている。

イ　再試験等の実施

再試験についても、定期試験と同様に厳格な評価を行うこととし、再試験期間を設けて再試験が実施され、複数教員による再試験問題作成と合否判定のダブルチェック等の取り組みも行われている。なお、2010 年度の判定結果につき、1 年次から 2 年次への進級判定では再試験受験者 20 名中 3 名が不合格、2 年次から 3 年次への進級判定では再試験受験者中 12 名中 6 名が不合格となった。また、修了判定では、再試験受験者 9 名中 1 名が不合格となっている。

（4）特に力を入れている取り組み

特になし。

（5）その他

特になし。

2　点検・評価

2010 度までは、各科目の担当教員が実際に成績評価を行うにあたって、学期

末試験、双方向・多方向への授業への参加・貢献の度合い、学習報告、レポート等の考慮要素の配点割合を事前に明らかにしていない場合が多くみられ、総合評価の内実が不明確であるとの印象が払拭できなかったため、2011 年度から、各科目の教員はあらかじめ成績評価上の考慮要素の配点割合を設定し、「早稲田大学大学院法務研究科　講義要項」に記載することとされた。もっとも、この配点割合は、当該学期の受講者数や、受講生の授業内容の理解度、授業進度等に応じて実際に授業を進行する過程の中で変わり得る可能性があるもので、たとえば学生の理解を十分にするために当初に予定していたより多くの小テストやレポートなどを学期途中で実施するなどした結果、それぞれの考慮要素の配点割合を変える必要が生じたり、あるいは、学生の理解度に応じて双方向授業から講義形式に重点を置く授業形式に途中で変更する等したために、成績評価において考慮されるそれぞれの要素の重みも変わり得るものであるので、事後に変更は認められ、その際は速やかに関係学生に周知することとされている。また、2010 年度秋学期からは、採点簿とともに、成績評価の項目を割合で示した項目別配点表も事務所に提出することとなり、成績評価の根拠が明らかにされることになって、成績評価の厳格な実施の充実化が図られている。ただ、平常点の評価理由や具体的な評価方法については、各教員に委ねられたままの現状なので、さらに、各教員の工夫や実践を話し合う機会を設ける等して、評価の公平さ・客観性に向けての教員の意識をさらに向上させる必要はあろう。

つぎに、同一科目について複数のクラスが設定され、複数の教員が担当する場合には、成績評価の公正を確保する試みとして、必修科目のうちの多くは定期試験の問題を統一化し、採点基準についても意思統一への取り組みが図られている。こうした取り組みが徹底されていない科目が一部残るものの、同一科目における到達目標につき担当教員間で合意を形成した上で厳格な成績評価を行われており、また、定期試験の統一化については実現されていない科目でも中間テスト等一部の評価項目については共通化を図る等の取り組みがなされている。

さらに、相対評価については、その遵守が徹底されていないクラスも一部あるものの、以前と比べてかなり減少傾向にある。以前には、必修科目について同一科目で複数の教員が担当する際に相対評価が遵守されず、評価の格差が大きい場合は全体としての成績評価の公平性に問題が生じることから、相対評価の割合(とくに C 以下)を大きく逸脱したクラスについては成績分布表上の該当数字欄を灰色で示すとともに、教授会で注意喚起がなされたこともあったが、2010 年度秋学期にはかなりの改善がみられたので、こうした措置はとられていない。

３　自己評定

A

４　改善計画

上述したように、近年実施した新たな取り組みで、成績評価に関しては実効性のある改善策が相当数実施されており、その効果も出ている。ただ、同一科目の定期末試験の統一化や相対評価については部分的になお現状を改善ないし再検討する余地が残っており、各教員もこれらの問題の改善を図るべくできる部分から取り組んでいるが、ひき続き成績評価の平準化の検討を行う必要がある。これに関連して、9－1 で後述されるように、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）ならびに法曹倫理における学生が最低限取得すべき内容を明らかにした「科目の講義において学生が最低限修得すべき内容」も現在作成中であるが、これは成績評価の平準化にも有効なものと位置づけられる。

８－２　修了認定〈修了認定の適切な実施〉

（評価基準）修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で，修了認定が適切に実施されていること。

１　現状

（１）修了認定基準および進級要件

修了認定基準は、「早稲田大学大学院学則」において定められ、3 年以上在学し、所定の単位(2009 年度までは 96～108 単位、2010 年度から 100～112 単位)を取得することが修了要件となっている。ただし、法学既修者の認定を受けた者は、修了に必要な単位のうち、1 年必修科目(2009 年度までは 30 単位、2010 年度から 34 単位)を修得したものとみなし、1 年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。

つぎに、進級要件についてであるが、まず、1 年生が 2 年生に進級するための要件については、2007 年 3 月 7 日に開催された教授会決定により、2007 年度新入生から GPA 基準(その計算方法については別紙参照)を導入した。GPA を導入した理由は、導入以前の学生の成績データ(3 年間)から、1 年次の成績の GPA が 1.5 以下である者は、その後の 2 年次、3 年次の成績も振るわないことが明らかになったことによる。とりわけ、必修科目は、いずれも法科大学院の学生であれば修得しておかなければならない基礎的な法律知識であり、法曹として必要とされる基本的な能力を養うものであるので、そうした基礎的な科目の成績が全般的に振るわない場合は、仮に単位を修得できたとしても、その後の応用的・発展的科目の学習に対応できないと考えた。

導入当時は、その要件を、1 年生終了時に 1 年必修科目(34 単位)の GPA が 1.5 を越えていることとし、2 年生に進級できなかった者は、すべての 1 年必修科目を再履修することが求められ(2 年次配当科目を履修することはできない)、2 回目の 1 年生終了時に 1 年必修科目をすべて修得し、かつその GPA が 1.5 を越えている場合のみ、2 年生に進級でき、2 年目終了時に 2 年生に進級できなかった者は、在学年数満了退学としていた。しかし、成績を相対的評価に基づいて評価している本法科大学院の場合、GPA 基準の適用が学生の間に過度の競争を強いることになり、多様性を持った学生が「共に学ぶ」という理念に悪影響が現れる結果となった。とくに 1 年次の未修者クラスにおいては、入学以前の法律学に関する素養の格差が GPA に反映する等､他学部･社会人学生に不利であり、必ずしも適切な要件となっていないとの指摘が行われるようになった。

そこで、2011 年度より進級要件の見直しを図った (2011 年 4 月 1 日教授会決定)。新要件では、1 年生については、緩和した GPA 基準と一定数の科目・単位履修とを併用する制度を導入することにより、「他の学生との比較」によるのではなく、「将来の法曹となるための一定の水準」に達しているかを重視する進級

要件とし、過去のデータを踏まえながら、具体的には、1 年生必修科目(12 科目・34 単位)のうち 10 科目以上かつ 26 単位以上を修得し、かつ 1 年生必修科目全体の GPA が 1.2 を越えていることとし、2 年生に進級できなかった者は、1 年生必修科目のうち、A＋または A の成績評価を受けた科目を除き、すべての必修科目を再履修することが求められ(2 年次配当科目を履修することはできない)、2 回目の 1 年生終了時に 1 年必修科目のうち 11 科目以上を修得し、かつ 1 年生必修科目全体の GPA が 1.8 を越えている場合に限り、2 年生に進級できることとした。

2 年生から 3 年生への進級要件については、2009 年度 1 年次入学生から GPA 基準を導入し、その要件を、2 年必修科目(20 単位)の GPA が 1.5 を越えていることとし、3 年生に進級できなかった者は、2 年次の必修科目のうち A＋または A の成績評価を受けた科目を除き、すべて再履修することが求められ(3 年次配当科目を履修することはできない)、2 年生の 2 年目終了時に 2 年必修科目をすべて修得し、かつその GPA が 1.5 を越えている場合に限り、3 年生に進級でき、2 年生の 2 年目終了時に 3 年生に進級できなかった者は、在学年数満了退学となるとしている。なお、2 年生から 3 年生への進級要件に関しては変更を行わず、1 年生の進級要件を満たした学生および既修者試験に合格して 2 年次に入学した学生が対象であることから、すでに一定水準の法律学の基礎知識を備えていることを考慮して、これまでの進級要件を維持することとした。

（2）修了認定および進級の体制・手続

事務所が各科目の成績をとりまとめて卒業判定の処理を行い、修了認定予定者リストを作成して教授会に提出する。教授会は、このリストをもとに、各予定者が所定の単位を修得していることを確認した上で、修了認定を行っている。

進級に関しても、同様に教授会において進級者の認定を行っている。

（3）修了認定基準および進級要件の開示

以上の修了認定基準および進級要件は、次年度が始まる前に「早稲田大学大学院法務研究科要項」、「科目登録の手引き」、本法科大学院ホームページ上の「在学生の皆さまへ」の欄に記載し、学生に開示している。

（4）修了認定および進級の実施状況

2010 年度の修了認定対象者は、252 名であった。このうち、240 名(うち、再試験による認定者は 8 名)の修了が教授会で認定された。修得単位数の最低は 96 単位、最多は 108 単位で、平均は 99.59 単位であった。修了が認定されなかった 24 名のうち、12 名は留学決定者、3 名は休学中であった。また、2010 年度の 9 月修了希望者は、4 名であり、全員の修了が認定された。

進級の状況に関しては、2010 年度の 1 年次から 2 年次への進級判定対象者は

206 名(うち、2 年目が 32 名)であった。このうち、151 名(うち、2 年目が 14 名)の進級が教授会で決定された（進級率 73.3%)。残りのうち、留年決定者は 29 名、在学年数満了退学決定者は 3 名、秋学期休学者は 23 名であった。つぎに、2 年次から 3 年への進級判定対象者は 282 名であった。このうち、245 名の進級が教授会で決定された（進級率 86.9%)。残りのうち、留年決定者は 32 名、在学年数満了退学決定者は 0 名、秋学期休学者は 4 名、交換留学中が 1 名であった。

（5）特に力を入れている取り組み

特になし。

（6）その他

特になし。

2　点検・評価

修了認定された全員が、所定の修了要件を満たしており、上述した修了認定基準は適正に実施されていると評価できる。また、認定の体制・手続きについても、十分な資料をもとに教授会で審議され、修了要件を満たしていることを確認した上で認定が行われており、適切かつ公正であると考えている。

3　自己評定

A

4　改善計画

修了認定基準や手続き自体には、現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

８－３　異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

（評価基準）成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており，適切に実施されていること。

１　現状

（１）成績評価における異議申立手続

ア　成績の説明，試験に関する解説・講評

本法科大学院では、定期末試験については、試験後に答案を返却しているため、学生は、その答案に記されたコメントや、事後に行われる解説講義または「教育研究支援システム」に掲載された解説・講評により、学生は自らの答案の評価の適正さを確認することができる。各学期の定期末試験前には、科目担当の教員に対して教務担当教務主任名で「答案返却およびコメント・解説等の掲示に関するお願い」や各学期ごとの「成績評価に関するお願い」と題するペーパーが配布され、こうした措置の徹底が図られている。あわせて、従前から、合否判定にかかわらず、希望する学生には、各科目担当教員が個別に面談を実施し、対応しており、学生が自己の成績評価の適正さを確認できる体制を構築している。そのため、異議申立てにまで至ったケースは１件のみである。

イ　異議申立手続の学生への周知

成績評価に対する異議申立てに関しては、2007 年度に「成績評価に対する異議申立手続に関する内規」を定めている。この内規では、ある科目の合否判定に異議のある学生は、異議を申し立てる前に、当該科目の担当教員に合否判定の説明を求めることとし、その説明によっても疑義が解消されなかった場合に、学生は異議申立書を提出して法務研究科長に異議を申立てることができ、その申立を受けて、担当教員を含めて 2 名以上からなる検討委員会が設置され、再度の合否判定が行われることとしている。

ウ　学生への周知

成績評価に対する異議申し立て手続きについては、上記内規を「教育研究支援システム」の「事務所からのお知らせ」欄で公開し、学生に開示している。

（２）修了認定における異議申立手続

ア　異議申立手続の設定

修了認定に対する異議申立手続については、本法科大学院の修了については、在学期間と単位数の充足(いわゆる単位積み上げ方式)により機械的に認定されるため、異議申立ての定めや特段の措置を設けていない。もっとも、在学期間の確認や認定単位の集計上のミスといった不測の事態に備える意味で、現在で

は、疑義をもった学生は「本法科大学院事務所学務係」に申し出ることとし、適切に対応することとしている。

（3）特に力を入れている取り組み
特になし。

（4）その他
特になし。

2　点検・評価
上述のとおり、成績評価に対する異議申立については 2007 年度から制度化したが、実際には、答案返却や担当教員の個別面談が実施され、十分機能してきた経緯もあって、上述した 1 件以外には異議申立に至ったケースはなく、学生の疑義が解消されているようであり、異議申立に至った 1 件に関しても、上述した内規に従って検討委員会が設置され、審査が行われた結果、成績評価は相当であって当初の評価どおりに維持されるべきであるとの判定結果が出された。

3　自己評定
A

4　改善計画
現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

第９分野　法曹に必要なマインド・スキルの養成

９－１　法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉

（評価基準）法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が，適切に実施されていること。

（注）

①　「法曹に必要なマインドとスキル」とは，社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。

②　「適切に実施されている」といえるためには，法曹となるにふさわしい適性を持った人材に,「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され,「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

１　現状

（１）法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア　法曹に必要なマインド・スキルの内容

（ア）マインド・スキル

本法科大学院が養成しようとする法曹像は、＜国を超え、文化を超え、階層を超えて法の下に正義を貫ける“境界を超える法曹（ボーダーレス･ロイヤー）”[8]＞と、＜時に常識を超え、既成の枠を飛び越え、自らが信じるところで、いかなるときも在るべき「法」と真摯に向き合い、学び、戦い、真のプロフェッショナルとして人と社会と世界に貢献できる“挑戦する法曹”[9]＞という二つの標語に端的に表れている。“境界を超える法曹”あるいは“挑戦する法曹”という言葉に象徴される法曹像は、本学の建学の精神と法曹養成に関するこれまでの経験・実績を踏まえ、司法制度改革審議会の意見書に示された基本理念を実現する方向で練り上げられたものである。

こうした“境界を超える法曹”あるいは“挑戦する法曹”に求められるスキルは、本法科大学院が掲げる＜教育研究の目的＞に明確に示されている。

「早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）は、法律学の専門知識を具え、それを批判的に検討し、さらに発展させる創造的な思考力を持つとともに、社会に生起する法律問題を的確に分析し、解決する能力を持つ志の高い法曹、すなわち 21 世紀の社会をリードする質の高い法曹の養成、これからの日本社会が要求する法曹資格を持った法律専門職の育成を目的とする。[10]」

ここに盛り込まれている本法科大学院が養成しようとするスキルは、①法律

[8]<http://www.waseda.jp/law-school/jp/features/lawyer/index2.html>

[9]『ブローシャ』１頁。

[10]『2012 年度（平成 24 年度）入学者選抜試験要項』表紙裏。

学の専門知識、②批判的・創造的な思考力、③社会に生起する事象の調査能力、④法的問題の分析能力、⑤これらを駆使して現実に問題を解決する能力である。これらは、貴財団が設定されているスキルに合致するものである。また、＜教育研究の目的＞には明示されてはいないが、“境界を超える法曹”あるいは“挑戦する法曹”は、他者との密接な関係のなかで、法の理念・正義を実現する強い姿勢を示すものであり、その点で⑥自らが考える意見を正確に表現し、他者を説得する能力、⑦他者の意見に真摯に向き合い、その主張するところを的確に汲み取るコミュニケーション能力は、当然に本法科大学院が養成しようとするスキルに含まれるものである。

また、“境界を超える法曹”あるいは“挑戦する法曹”が持つべきマインドは、本法科大学院が養成することを標榜する具体的な法曹のイメージに端的に現れている。本法科大学院は自らを「挑戦する法科大学院」と特徴づけ、その役割を以下のように示している。

「変動する現代に正面から立ち向かい、新たな時代を切り拓くためにいかなる努力も惜しまない法曹を育てる法科大学院であること、さらに、社会正義と法の支配をうち立てるため、専門的知識を駆使しつつ迅速で的確な判断を行える法曹を育てる法科大学院であること、そして、何よりも、人の喜び、苦しみ、痛みなどを理解できる豊かな人間性をもった法曹を育てることを大切に考える法科大学院であること[11]」

このように、本法科大学院が法曹を目指す学生に対して不断に求めているのは、①法曹として新たな時代を切り拓く開拓精神、②社会正義と法の支配をうち立てる強い使命感・倫理感とそれに裏打ちされた迅速な判断力・行動力、③人の苦しみ・痛みに共感する感性である。これは、貴財団が設定された＜２つのマインド＞と共通する内容を持つが、強いて言えば、本法科大学院ではこれらに加えて、人の苦しみ・痛みに対する敏感な感性とこれに基づく行動力を重視している。これは、本法科大学院が養成しようとする 8 番目のスキルとも位置づけられる。

（イ）国際性の涵養の意義

国際性は“境界を超える法曹（ボーダーレス･ロイヤー）”の中核であり、その涵養は本法科大学院における教育の不可欠な一部である。しかし、国際性は単に外国法の学修や英語による教育に留まるべきものではなく、本法科大学院では以下の二つの点を重視している。

第一に、法曹となった後に、実際に国際的な舞台で活躍できるだけの能力を養成し、また経験を積む機会を与えることである。法律の知識あるいは英語の運用能力にいずれかに偏することなく、英語により実務的な意味で日本法およ

[11]科長メッセージ「『挑戦する法科大学院』から、時代を切り拓く法曹を」、『ブローシャ』２頁。

び外国法の議論ができることを重視している。また、法曹の国際性は、往々にして渉外法務に偏る傾向があるが、本法科大学院においては、外国人事件や難民の保護など日本国内において増加する傾向にある国際性を帯びた事案に対応する能力も養成することを念頭に置いている。

第二は、日本の法制度や具体的な法律の内容について、法曹を目指す外国の学生・法曹関係者に教育を行い、広く日本の法制度について発信することである。国際性を重視する姿勢は、単に日本人の学生が他国の法制度に触れる機会を設定することに留まるべきではなく、むしろ日本の「法科大学院」そのものが、国際的な法律学の教育機関として機能しなければならない。「受容」に偏した国際性から脱却し、「発信」を積極的に展開する国際性へと転換することを目指している。

イ　法曹に必要なマインド・スキルの検討・検証

上記のようなマインド・スキルは、入試やカリキュラムを所掌する委員会等で具体的な内容が検討されてきている。その実際の展開については、次節において詳細に述べるが、入試制度やカリキュラム構造等は、こうした本法科大学院が養成しようとするマインド・スキルを前提に設計されている。こうした各種の委員会における議論を通じて、教員の間においてマインド・スキルに関するイメージの共通化・共有化をはかるとともに、FD 研修会において具体的な成果を検証することに努めている。また、運営諮問委員会を通じて、外部の視点から、本法務研究科が養成することを目指すマインド・スキルの設定が適切であるかを検証してきている。

さらに、こうしたマインド・スキルは、＜入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）＞[12]や『ブローシャ』[13]およびウェブサイト[14]の入試およびカリキュラムの説明において明確にされており、受験生に対しても周知がなされている。

（2）法曹に必要なマインド・スキルの養成状況

ア　入学者選抜

上述した法曹に必要なマインド・スキルの養成を実現するため、まず、未修者・既修者のいずれの入学者選別においても、法曹としての「必要条件」ともいうべき資質・能力を備えているか否かを、書類選考において重点的に審査し、多様なバックグラウンドをもった有為な人材を選別している。具体的には、適性試験結果・申述書（ステートメント）・推薦状・成績証明書・その他の能力証明等を通じて、法曹となるべき者が備えるべき必要条件であると解される①判

12『2012 年度（平成 24 年度）入学者選抜試験要項』表紙裏。

13『ブローシャ』7 頁、9～18 頁。

14　http://www.waseda.jp/law-school/jp/admission/institution/pov.html、<http://www.waseda.jp/law-school/jp/features/lawyer/index2.html>

断力・思考力・分析力・表現力等の資質（知的側面）、②教養･各種分野の専門的能力（知識の側面）、③健全な社会常識・奉仕の精神・正義感（情の側面）、④情熱・気力（意志の側面）、⑤コミュニケーション能力の 5 つの資質・能力の有無･程度を審査することにより、入学者の選抜を行っている[15]。

そのうえで、未修者に対しては、与えられた情報を読み解き、問題点を自らの力で見つけ出し、自身の主張や解決策を論理的に説明する能力を評価のポイントとして、小論文の試験を実施している。また、既修者に対しては、本法科大学院の 2 年次からの学修に耐えうるだけの法的知識や法律文書作成能力を具えているかを重視し、日弁連法務研究財団が実施する「法学既修者試験」と本法科大学院が独自に実施する法律科目の論述試験を併用することにより、これを確認している。

入学者選抜において、とりわけ力点を置いて評価しているのは、受験者の基礎的能力はもちろんのこと、「これまで何に力を入れてきたのか」、そして今後「法曹として何をやりたいのか」という、経験・情熱・目標に関する要素である。上記（1）で述べたように、“境界を超える法曹”あるいは“挑戦する法曹”が持つべきマインドとして、本法科大学院は①開拓精神、②強い使命感・倫理感と迅速な判断力・行動力、③人の苦しみ・痛みに共感する感性を求めており、こうしたマインドを修得する素養があるかを、申述書（ステートメント）・推薦状・その他の能力証明等を丁寧に読み込むことによって確認している。

イ　カリキュラム

本法科大学院のカリキュラムは、強い使命感をもって入学した学生に対して、基本的なものからより高度に専門的なものへと段階的に専門的法知識を積み上げていくこと、理論と実務の架橋をはかるべく理論研究を重視しながら実務的・実践的教育に大きな比重をかけていること、幅広いニーズに応えるべく多様性に富んだ科目設定をしていること、国際的な交流を重視していることなどの特色を有している。これによって、法曹に求められるマインド・スキルを総合的に養成している。

具体的には、まず、授業開始前の入学予定者に対して、未修者と既修者に分けた「導入講義」を開設している。これは本法科大学院を修了した若手弁護士であるアカデミック・アドバイザーが担当し、修了生として、また法曹として、法科大学院で養成されるマインドとスキルのイメージを早期に植え付け、その修得を目指したカリキュラム・授業にスムーズに対応できるようにすることを目的としている[16]。また、この導入教育の第 4 回は「法情報事前教育」として実施し、「教育研究支援システム」の利用方法を教示し、かつ、その利用を開始させることによって、本格的授業開始以前に、法令・判例・学術論文等を WEB 上

15『ブローシャ』7 頁。

16「2011 年度入学者向け導入教育のご案内」参照。

で検索し、ダウンロード等をしてこれを活用する能力を身につけさせ、開講後は直ちにこのシステムを通じて法情報調査等を行わせることで学修の効率化をはかっている。また、未修・既修を問わず、入学直後の春学期に「法学の基礎」、「司法制度の基礎理論」、「法解釈の技法と思考」、「リーガル・リサーチアンドプレゼンテーション」、「法学の基礎」といった科目を選択できるようにし、そこにおいては、わが国の司法のおかれている現状や法曹の役割等について概観するほか、インターネットを通じて、あるいは図書館等を利用して、国内外の法情報を調査・検索する方法につき、実習を含む授業が行われている。

正規のカリキュラムは、こうして身につけた基礎的な法情報調査能力等を前提として、年次ごとに基礎から応用へと順次積み重ねていくことによって、専門的な法知識を確実に修得させるものとしている。

1 年次は、基礎的な法分野に関する基本的知識の体系的理解と法的思考力、法情報調査能力等の涵養を主要な教育目標とし、憲法･民法･刑法･民事訴訟法･刑事訴訟法といった実体法･訴訟法の基本科目を配置している。

2 年次においては、法曹としての責任感･倫理観を涵養するとともに、各基本法分野におけるより高度の専門知識の修得、個々の法分野を超えた総合的な法的分析・推論能力と問題解決能力、コミュニケーション能力等の基礎的なスキルの育成に主眼をおいている。具体的には、春学期の必修科目として「法曹倫理」を設置し、未修・既修を問わず、すべての本法科大学院学生が法曹の役割・使命・責任等についての基礎を学修するものとしている。また、「憲法総合」「民法総合」「刑法総合」など法律基本科目の総合演習的な科目のほか、実務基礎科目として「民事訴訟実務の基礎」および「刑事訴訟実務の基礎」を必修とし、「リーガル･カウンセリング　アンド　ネゴシエーション」「民事弁護実務」「家事弁護実務」「刑事弁護実務」「労働訴訟実務の基礎」「企業法務の実務基礎」等の選択必修科目を配置している。

3 年次は、学生の多様な目的意識に対応するために、幅広い分野の先端的･展開的科目および実務基礎科目など、将来法曹として取り組む専門分野別に必要科目をセットしたワークショップを提供するとともに、臨床法学教育を重点的に展開することによって、法曹に必要なスキルとマインドについて一層の深化をはかることを、カリキュラム編成上の基本方針としている。民事法務、刑事法務、福祉・労働法務、行政法務、企業法務、渉外法務、知的財産法務、税務法務、環境法務の 9 分野のワークショップを設け、それぞれの分野における高度に専門的な授業科目を多数設置するとともに、基礎法･外国法･隣接諸科学･実務基礎系科目に多くの選択科目を用意するほか、臨床法学教育として、民事、家事･ジェンダー、刑事、労働、外国人、行政、商事、障害の 8 分野のリーガル・クリニックおよびエクスターンシップを設けて、実務を経験する機会を提供している。

このほか、選択必修科目としての「基礎法」（法哲学、法思想史、法史学Ⅰ・

Ⅱ、法社会学Ⅰ・Ⅱなど)、「外国法」(英米法、ドイツ法、フランス法、ＥＵ法、中国法など)、「隣接科目」(法と公共政策、法と経済学、法律家のための会計学、法医学）などを通じて、現在の国内法制度を歴史的視点･比較法的視点･経済学的視点その他多様な視点から批判的に検証し、創造的な解釈論･立法論を展開する素地を養成している。

なお、カリキュラム外においても、各分野で活躍している法曹･法律実務家を招いての連続講演会や研究会、数多くの若手弁護士をアカデミック・アドバイザーとして配置すること等を通じて、学生が法曹実務のあり方や法曹･法律実務家の考え方に接する機会を設けている。また、学生達の自主的な企画によるロー・レビュー“Law & Practice”の編集出版や研究会活動等を奨励･支援することにより、自学自修の活性化もはかっている。

ウ　授業方法等

（ア）スキルの側面

“境界を超える法曹”あるいは“挑戦する法曹”として活躍するためには、単に法的な知識を修得するだけでは足らず、事実関係を正確に把握し、法律上の問題点を発見し、的確な分析･推論を通じて、既存の議論に過度に捕らわれず最も適切な解決策を構築し、かつ、それらを説得的に表現する能力をも身につけなければならない。そのため、本法科大学院においては、原則として一方的な講義を行わず、あらかじめ具体的な問題を提示し、これをめぐって十分な予習をしてきた学生と教員または学生相互間で議論をする双方向･多方向授業を行うことを原則とし、これによって、問題解決能力、法情報調査能力、事実調査能力、法的分析力、表現･説得能力、批判力等を涵養しつつ、同時に、高度な法的知識を修得することを目指している。

具体的には、2 年次の必修科目である「憲法総合」「民法総合」「刑法総合」などの総合科目では、複数の法律科目を複合的に活用しなければ解決することのできない事例を素材として、法的問題解決のあり方を検討することを主目的としている。また、憲法・民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法などの法律基本科目および労働法、倒産法その他の「応用演習」または「演習」も、これと同様である。「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」等の実務系科目においては、司法研修所の作成に係る事件記録型教材等を用いることにより、より実践的なかたちで、法的問題の発見から解決に至るプロセスの全体を学修するものとなっている。

設例を素材とする授業の場合は、当該設例における法的な問題の所在を発見し、既存の判例･学説等の調査･分析を踏まえつつも、それらに過度に捕らわれることなく、その問題を解決するためにはどのような方法がありうるかを模索し、そのそれぞれの解決策にどのような利点と問題点があり、当該事案においてはどの解決策が最も望ましいか等を検討すべきことになる。裁判例を素材と

した授業においても、単に判決の結論を覚えさせるのではなく、その判決の事実関係を精査させ、事実認定の適否、事実との関係における判決の結論の当否、当該判決の射程（他の類似判決との異同）等について綿密に検討し、議論することを目的としている。こうした授業を通じて、単に法的知識をより高度なものにするだけでなく、法曹に必要とされる事実認定能力、法的分析･推論能力、問題解決能力、創造的･批判的能力等々のスキルとマインドを涵養することが目指されている。

また、模擬裁判においては、具体的な紛争事例を解決するためにはどのような考え方があり、それらのさまざまな考え方のどれを選択するか、複数の選択肢の中から選ばれた結論を実現するためにはどのような作業を行う必要があり、そのためにどのようなスキルとマインドを涵養する必要があるかを、詳細かつ具体的に学修する。

さらに、臨床法学教育（リーガル・クリニック）では、付設の「弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック」において、実務家教員および研究者教員の指導監督の下で、学生自身が直接に依頼者から相談を受け、必要に応じて訴訟等における実務を経験している。それらの案件について、学生達は、相談者からの聞き取り等によって事実関係を把握した上で、法令･判例･学説等の必要な情報を検索・収集・精査・分析し、相談者への回答や訴状・準備書面等の起案などを行う。こうした経験は、法曹の使命と責任を強く自覚させるとともに、法情報調査能力のみならず、基礎的法知識・専門的法知識を飛躍的に豊かなものとし、さらには事実調査能力･問題解決能力･法的分析力･批判的検討能力･創造力･表現力･コミュニケーション能力等の実務上のスキルを身につけるのに極めて有効に機能している。また、エクスターンシップにおいても、弁護士事務所、中央省庁･地方自治体、民間企業･団体等で、具体的な案件の処理を任され、あるいは法情報調査や法律文書の起案を補佐し、法律実務家から添削その他の指導を受けることによって、同様に、法曹に必要とされるスキルとマインドを飛躍的に発展させ、定着させることになる。

加えて、「リーガル･カウンセリング　アンド　ネゴシエーション」「メディエーション演習」等の科目においては、当事者･関係者からの聞き取りその他の事実調査、口頭及び文書によるコミュニケーションと説得等のスキルを涵養するため、ロールプレイを含むさまざまな手法を採用している。刑事分野においても、「刑事証拠法」「捜査法」をはじめとして事実関係を正確に把握し、これを立証するための手法について詳しく学習する機会を与えている。

（イ）マインドの側面

2 年次の必修科目として設置される「法曹倫理」の授業は、弁護士教員だけでなく、裁判官出身教員、検察派遣教員、研究者教員がそれぞれの関連分野を担当し、事例問題をめぐって教員と学生が議論を展開するなどの方法によって進

められており、弁護士倫理その他の倫理規定をマル覚えするのではなく、法曹倫理の基本的な諸原則を理解し、かつ、その応用の力を高めることを目指している。

これを基礎として、2・3 年次の選択必修科目として「民事弁護実務」、「家事弁護実務」、「刑事弁護実務」を、3 年次の選択必修科目として「メディエーション演習」、「模擬裁判」、1 年次以上の選択必修科目として「法整備支援活動」、選択科目では「裁判外紛争処理」などを設置して、法曹の活動の多様性とそれぞれの分野における使命・責任につきさらに踏み込んだ学修を行うようにしている。これらの実務系諸科目はいずれも実務家教員が担当しており、教員が実際に体験した事例等を交えながら授業を進行することによって、法曹のさまざまな役割・使命と責任のあり方を活き活きと具体的に学修させることを可能にしている。

また、すでに言及したように、民事、家事･ジェンダー、刑事、労働、外国人、行政、商事、障害の各分野についてリーガル・クリニックを実施し、学生に実際の事件を担当させることで、法曹の役割を体験させている。具体的事件を担当すること等を通じて、受講学生は、法曹の使命と責任を体得するだけでなく、弁護士へのアクセスの困難性が、依頼者の経済的困難や弁護士過疎だけを理由とするものではないことなど、今日のわが国における司法の抱える問題点を認識し、かつ、より良い実務を行うためにはより深く法理論を修める必要があることを自覚することになる。さらに、エクスターンシップにおいては、全国各地の弁護士事務所、中央省庁･地方自治体、民間企業・団体等などに学生を派遣し、それぞれの分野での法曹・法律実務家の活動を実際に体験させることにより、わが国の司法の現状と問題点を認識する契機としている。

リーガル・クリニックおよびエクスターンシップにおいては、学生に、守秘義務契約の締結その他法曹倫理上必要とされるさまざまな準備を整えた上で、実務家教員および研究者教員の指導監督の下で、具体的な案件に直接関与させており、法曹倫理問題につき実践的な体験をする機会となっている。さらに、報告書の執筆、実務家教員および研究者教員の参加する事前の準備会および事後の報告会での議論等を通じて、法曹の使命・責任を自覚させるよう配慮している。

また、正規授業を補完するものとして、本法科大学院発足以来、さまざまな特色のある活動をしている法曹を招いて「連続講演会」を開催し、法曹の果たす機能の多様性や、現代日本社会において期待されている法曹の役割などを自覚させるよう努めている。また、若手法曹約 50 名をアカデミック・アドバイザーとして雇用し、専用の相談カウンターに配置することによって、随時学生からの質問・相談に応じることができるようにしている。実務家教員のオフィスアワーなどと併せて、早い段階から日常的に法曹との緊密な接触を保つ機会を提供することにより、法曹の役割と使命について、その細部に至るまで実感す

ることが可能となっている。

エ　成績評価・修了認定

本法科大学院においては、1 年次から 2 年次、2 年次から 3 年次に厳しい進級要件を課し、各学年で学修すべき法的知識・その他の能力が修得できていないと判断される場合には、躊躇なく留年をさせている。＜8－2＞に記載したとおり、2010 年度においては、1 年生から 2 年生への進級率は 73.3%、2 年生から 3 年生への進級率は 86.9%であった。

また、3 年次春学期に配置された「民法総合 II」、「民事訴訟総合 II」、「会社法総合」は、民法、民事訴訟法、会社法の 3 年間あるいは 2 年間にわたる学修成果を最終的に評価する科目と位置づけ、これらの科目が一つでも不合格となれば、法曹として必要なスキルを未だ獲得していないと判断して、本法科大学院を修了できない制度としている。

オ　自己改革等の取り組み

本法科大学院においては、上記の法曹として必要なマインド・スキルについて、その具体的な成果の検証も含めて、入試委員会、カリキュラム検討委員会、FD 委員会等で常に検討し、また FD 研修会のテーマとして全教員による議論にも付してきている。

こうした不断の検討の結果として、2010 年度入学者選抜からは文書による表現・説得能力を評価するという観点から、未修者の入学試験に小論文試験を導入する改革を行った。また、既修者においては、論述試験の論点となりやすい問題だけを学修する傾向を廃し、広く基礎的な法的知識を修得している者を入学させるという観点から、日弁連法務研究財団が主催する「法学既修者試験」を導入した。

また、2009 年度からは①1 年次における基本科目の基礎的理解を補強する、②法律基本科目の理解を深化させる学年進行とする、③法律文書の起案等に関するアウトプットの能力を強化するといった観点から、現行のカリキュラムへの大きな転換を行った。具体的には、1 年次に配当する法律基本科目を憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法に限定し、それまで 1 年次配当科目であった会社法を 2 年次から学修するものとした。さらに、民法および刑法の履修単位数を増加させた。これによって、法曹として理解しておくべき基礎的な科目に学修を集中し、かつその学修時間を増加させることによって、さらに基礎力を充実できる内容へと改革をはかった。

また、従前は法律基本科目の学修が 2 年次春学期でほぼ終了してしまい、学生によっては修了までに基礎力が低下する傾向が見られた。この点を改善するため、3 年次まで法律基本科目を配置し、さらに法律基本科目の応用演習の開講数を大幅に拡大することによって、基本科目の学修が徐々に深化するよう形態

に改めた。加えて、法律基本科目応用演習では、法律文書起案の基本的な能力を養成することを主眼とし、具体的な事案を解決する方式をとることによって、法曹に必要とされる事実認定能力、法的分析･推論能力、問題解決能力等の修得を一層充実させるカリキュラム・授業内容とした。

マインド・スキルの修得に関連しては、学生の学修支援を行っているアカデミック・アドバーザーの意見を FD 委員会がアンケートによって収集し、さらにその代表が FD 研修会において報告を行うなど、教員の側からの一方的な評価ではなく、他の立場からの多角的な意見も参考にしながら、進めることに努めている。

（3）国際性の涵養

本法科大学院では、国際的に活躍することができる法曹の養成を目的に、国際性の涵養に配慮した取り組みに力を入れている。また同時に、国際的な法律学の教育機関として機能し、「発信」を積極的に行う国際性も体現することを目指している。

ア　交換協定に基づくロースクール等への交換留学

本法科大学院は、アメリカのコロンビア大学、ペンシルバニア大学、コーネル大学、デューク大学、イリノイ大学、ミシガン大学、ワシントン大学、フォーダム大学、スタンフォード大学、ヴァージニア大学のそれぞれのロースクール、カナダのヨーク大学オズグード・ホール・ロースクール、フランスのパリ第二大学大学院、ドイツのブチェリウス・ロースクール、オズナブリュック大学、韓国の梨花女子大学・ロースクール、台湾の法務部司法官訓練所、国立台湾大学法律学院と学生交換協定を結んでいる。

こうした交換協定によって、2005 年から 2011 年の 7 年間で海外に留学した本法科大学院の学生は 20 名にのぼる。

国	派遣先大学・機関	人数	備考
アメリカ合衆国	コロンビア大学	2	Non-degree
	ペンシルバニア大学	5	
	コーネル大学	3	
	デューク大学	2	
	ミシガン大学	2	
	フォーダム大学	2	
	スタンフォード大学	1	Non-degree
台　湾	司法官訓練所	3	
	合計	２０	

とくにアメリカに留学した学生は、LL.M.（法学修士）を取得するとともに、アメリカにおける Bar Examination も受験することが多く、これまでに 10 名がニューヨーク州の Bar Examination に合格している。

なお、2012 年度入学者選抜より「交換留学生優先枠（LL.M)」を新設し、アメリカのロースクールに留学し、将来国際的に活躍したいと強い希望を持つ者について、概ね 5 名を優先して選抜することにした[17]。これにより、これまで以上に多くの学生を LL.M.コースに留学させ、アメリカの法曹資格を得ることを推進することを目指している。

イ　Transnational Program と Global Forum

本法科大学院では、毎年 3 月にアメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、韓国、台湾などから、教員と学生を招聘し、1 週間の Transnational Program を開催している。このプログラムは毎年特定のテーマを設定し、学生はこのテーマに関する各国のエキスパートである教員から英語による授業を受講する。これに加えて、学生にはテーマに即したプレゼンテーションが求められ、各国の学生が混合した数チームが編成され、そのなかで発表すべき内容について議論を行い、さらにプレゼンテーションの方法等を練り上げてゆく。これによって、学生は英語で議論を行う能力、異なる文化的・法的背景を持つ学生・教員を説得する普遍的なプレゼンテーション能力等の養成を目指す。

年度	テーマ	参加大学
2005	Corporate governance	ペンシルバニア大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2006	International Intellectual Property	ペンシルバニア大学、ワシントン大学、ソウル国立大学、国立台湾大学、ブレーメン大学
2007	International Environmental Law	ペンシルバニア大学、UC バークレー校、デューク大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2008	International Financial Law	ペンシルバニア大学、スタンフォード大学、ヨーク大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2009	Healthcare and Law	ペンシルバニア大学、コロンビア大学、ヨーク大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2010	Comparative and Cross-Border Insolvency Law	ペンシルバニア大学、テキサス大学、ワシントン大学、ブリティッシュ・コロンビア大学、ソウル国立大学、国立台湾大学

さらに、2010 年度からは、ペンシルバニア大学（アメリカ)、ユニバーシティーカレッジ・ロンドン（イギリス)、フランクフルト大学（ドイツ)、清華大学（中国）と本法科大学院がコンソーシアム“Global Forum”を設立し、毎年各大学が持ち回りでホスト校となり、加盟大学の学生を集めた講義・シンポジウムを

17『ブローシャ』18 頁。

展開することとなった。第 1 回として開催されたペンシルバニア大学での講義（テーマは“Health Law and Policy”）には、早稲田からも教員と学生が参加した。2011 年度はフランクフルト大学がホスト校となって“Financial Regulation”をテーマに 11 月に開催される予定であり、今後も毎年のテーマに即して、関心のある学生を本法科大学院から派遣をする計画である。Global Forum は、本法科大学院が開催してきた Transnational Program をより国際的に拡大する試みであり、学生が国際的環境で活躍する機会はこれまで以上に広がるものと期待される。

ウ　海外派遣エクスターンシップ

エクスターンシップには、学生を外国へ派遣するプログラムもある。これまでにジュネーブの国際組織、韓国の法律事務所、法整備支援のためにベトナム、ラオス、カンボジアに派遣した実績がある。さらに、2011 年度からは、韓国・サムソン本社の知的財産権部門、シンガポールの大手弁護士事務所 Rajah&Tann におけるエクスターン派遣も開始された。また、NGO ヒューマンライツ・ナウのエクスターンでは、タイの難民キャンプへの派遣も行われた。これらにより、毎年 10 名程度が海外でのエクスターンを経験することになり、今後はさらに派遣先を拡大する予定である。

エ　英語による講義

本法科大学院では、協定を締結している海外ロースクールからの学生を教育するため（次節オを参照）、年間 8〜10 科目の英語による授業を提供している。このなかには、「International Trade Law」「International Entertainment Law」「Comparative Financial Law」など日本人学生にも開放されている科目があり、外国人学生とともに英語の講義を受講できる。さらに、毎年ペンシルバニア・ロースクールから 1 名の教員を招聘し、2 ヶ月間にわたって英語による「英米法基礎」および「英米法演習」の講義・演習を本法科大学院の学生に提供している。こうした授業では、ソクラティック・メソッドにより英語で議論をする能力を養うとともに、英語によるレポート提出を求めることにより、英文法律文書作成のスキルも訓練する機会となっている。

オ　外国人学生の受入・研修の実施

本法科大学院は交換協定を持つ大学から多くの留学生を受け入れており、その数は過去 7 年間で 60 名を越えている。彼らは本法科大学院に 3 ヶ月〜12 ヶ月滞在し、英語で提供される講義を受講する。2011 年度においては、以下のような 10 科目が開講されている。

科目名	単位	備　考
Japanese Legal Culture	2	
Civil Law in Japan	2	
Criminal Justice in Japan	2	
Human Rights Law in Japan	2	
Pacific Settlement of International Disputes	2	
Civil Dispute Resolution in Japan	2	
Business Law in Japan	2	
Comparative Financial Law	2	日本人学生に開放
International Entertainment Law	2	日本人学生に開放
International Trade Law	2	日本人学生に開放

外国人学生にとっては、日本法の基本的な内容を理解する機会となると同時に、本法科大学院の学生にとっても、授業や課外活動を通してこうした学生と交流することにより、自然のうちに国際性を涵養する契機となっている。

国	大学名	受入数（人）
アメリカ合衆国	コロンビア大学	5
	ペンシルバニア大学	5
	コーネル大学	5
	デューク大学	3
	ミシガン大学	2
	イリノイ大学	3
	フォーダム大学	4
	スタンフォード大学	2
	ヴァージニア大学	4
カナダ	ヨーク大学	１２
ドイツ	ブチェリウス大学	6
フランス	パリ第２大学	3
台湾	国立台湾大学	7
韓国	梨花女子大学	2
	合計	６３

また、本法科大学院は外国の法律家向けの研修も実施している。国連アジア極東犯罪防止研修所および国際協力機構（JICA）における研修の一貫として、中国、カンボジア、ネパールの若手法律家に対し、わが国の法制度と法科大学

院制度の状況などについて講義を行っている。また2010年からは、スイス・サンクトガレン大学のExecutive MBLプログラムの開催校ともなり、本法科大学院教員がコーディネーターとなって、30名ほどの学生を1週間受け入れ、講義を行っている。2011年は震災の影響で開催されなかったが、2012年度は開催することが決定しており、日本の法曹関係者に向けた説明会も実施している。

（4）法科大学院の学生が最低限修得すべき内容

ア　最低限修得すべき内容・能力

本法科大学院では、学生が最低限修得すべきこととして、各分野で扱われている制度・規律を理解したうえで、それを運用するに必要な基礎的概念と基本的な思考方法に習熟し、それを活用して法的紛争を処理する能力ととらえている。その具体的な内容は、各科目によって異なるため、別紙において科目ごとに説明するが、共通して言えることは、単に最低限理解すべき「知識」を修得することが重要なのではなく、むしろそうした知識の修得・理解の過程で、あるいはそれに付加する形で、法曹実務家として必要な能力を身につけることに意義があると考えている。

そうした意味での最低限修得すべき内容・能力として、以下の5点を挙げることができる。

（ア）本質を理解したうえでの法的知識・法的知見

形式的な法的知識の記憶ではなく、ある法制度あるいは法文が成立し、運用されるに至っている背景や考え方まで踏まえることが重要である。これにより、複雑多岐な紛争を処理するうえで、定型的な法適用ではなく、根本に立ち返る思考態度が定着する。

（イ）事実認定あるいは事実解釈の能力

法曹実務は「事実」と向き合うことから始まる。その点で、事実を丁寧に解析し、それをもって法的推論の出発点とする態度を身につけることが必要である。

（ウ）法的な分析と推論の実践的な能力

（ア）と（イ）を前提としたうえで、一定の事実関係のもとで、どのような点が法的問題となるのかを見究め、解決に至る推論を緻密に組み立てる能力が求められる。それは、実務的な側面から見れば、問題の所在を的確に把握し、その上で解決への道筋を見通していく＜問題解決能力＞を、身につけることを意味する。

（エ）法的な表現と説得の能力

法曹実務においては、単に（ウ）の観点を内的に保持することに留まらず、多様な紛争の関係者に対して、それを説得的に表現することが求められる。口頭および文書による法的な説得の技術は不可欠な要素である。

（オ）創造的・批判的な思考

法理論や判例を定型的に記憶し、これを漫然と適用するだけであれば、法曹は法適用のロボットと変らないことになる。むしろ、学説や判例の理由付けが本当に妥当な解決をもたらすのか、他に考えうる論理はないのか等を、積極的に考える創造的・批判的な思考態度が必要となる。

イ　検討・議論・認識の共有化

本法科大学院においては、科目ごとに関係する教員が作成した内容を、上記の包括的な「最低限修得すべき内容・能力」とともに教授会に提案し、教員の間に共通認識を確保することに努めている。

また、その実質的な内容は上記（1）に記載した「法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定」に包含されるものであるので、すでに記載したように、各種の委員会における議論を通じて、教員の間においてイメージの共通化・共有化をはかるとともに、FD 研修会において具体的な成果を検証することに努めている。

（5）特に力を入れている取り組み

法曹に必要なスキルは、決して法曹資格を得る前段階でのみ養成されるものではなく、むしろ法曹となった後にも不断にこれを修得することが求められる。その点で、法科大学院の役割も在籍する学生に対する教育に留まらず、さらに現役の法曹・法律実務家に対する継続教育を展開することが求められる。

こうした観点から、本法科大学院は附設の「法務教育研究センター」の活動として、「早稲田大学ロースクール実践講座」を開講し、企業法務の携わる実務家に対する継続教育を実施している。本講座は、本法科大学院の教員を中心とする講師が、倒産法、会社法、民法、独占禁止法、労働法等の最新の動向について講義を行うものである[18]。

さらに、東京税理士会などから推薦された税理士に対して、毎年「租税手続・争訟法」、「税務基礎法学」、「税務訴訟実務」の講義を開講し、また模擬裁判などの実践的な訓練も実施している。

（6）その他

本法科大学院は、（ア）で述べたように、法曹に求められるマインドとして、人の苦しみ・痛みに対する敏感な感性とこれに基づく行動力を特に重視しており、こうした側面の重要性を機会あるごとに、学生に訴えている。

そうした点で、本法科大学院はその修了者により構成される同窓会組織「ロースクール稲門会」が制定した「ロースクール稲門会奨励賞」を「成績優秀者表彰」とならんで最も価値ある賞として位置づけ、受賞者の選考等に教員の代表が積極的に関与している。この賞は、課外活動や社会貢献活動に積極的な学

[18]早稲田大学ロースクール実践講座「企業法務に携わる実務家のための理論と実務」参照。

生に対し、在学中の功績に報いる表彰を行うことを目的としており、その趣旨は、司法試験の受験勉強に過度に傾倒する法科大学院の一般的な風潮と一線を画し、社会において有益な法律家となるために真に必要な素養の多面的な育成を図ることにある。早稲田が標榜する“挑戦する法曹”を体現する積極的な姿勢を持つ学生を顕彰し、以ってロースクール学生として社会に広く目を開き、課外活動への積極的な関与を促すことを第一義としており、「早稲田が育成しようとする法曹とはどのようなものか」その具体的な姿を鮮明に指し示すものである。これまでにも、児童福祉施設におけるボランティア活動を法科大学院での勉学と両立させてきた学生、パソコンテイク等の障害者支援活動や国際人権の普及活動に関わった学生などが受賞をし[19]、毎年修了式においてすべての修了生の前で表彰されている。

こうした本法科大学院の基本姿勢は、東日本大震災においても発揮され、本法科大学院は他の法科大学院に先駆け、東北大学および東北学院大学法科大学院の新修了者に対し、自習室の提供、図書館の利用、ネット環境へのアクセス、さらに教科書・参考書等の提供などの支援を申し出、実際に新司法試験が行われるまでの 2 ヶ月間、10 名の学生を受け入れた。こうした措置に対する協力を、研究科長名で学生達に積極的に呼びかけるとともに[20]、「早稲田大学法務研究科は、真に法律家が持つべき精神を備えた法曹を養成することを標榜していますし、機関としてもその精神を体現すべきと考えています。そうした意味で、今回の支援は早稲田の基本姿勢から必然的に生まれたものだろうと思います[21]」とのコメントを発出した。

実際、大部分の学生はこの措置に賛同し、多くの学生から協力の申し出を受けた[22]。また、東京都内に設置された避難所で行われた法律相談において、ボランティアとして整理・誘導に携わった学生も多く見られ、さらに法科大学院協会・日本弁護士連合会が共同企画した「被災地ボランティア・エクスターンシップ」（2011 年 8 月 22 日～25 日）にも、募集期間が短かったにもかかわらず 12 名が応募し、定員が 30 名に限定された関係で 5 名が実際にこれに取り組んだ[23]。これ以外にも、本年 3 月に本法科大学院を修了した学生を中心に被災地支援プロジェクト「たまごのちから」が組織され、生活保護等の受給申請の記入補助など、法科大学院の学生として可能な支援活動への参加が現役学生にも呼びかけられ、多くの学生がこれに応えている。

19< http://www.waseda.jp/law-school/jp/features/wlsaa/index.html>

20「東北大学法科大学院・新修了生の自習室使用について」（2011 年 3 月 18 日、TKC 教育研究支援システムにアップ）。

21「東北大学法科大学院の新修了生受け入れに関する抗議に対する回答」（2011 年 3 月 23 日、TKC 教育研究支援システムにアップ）。

22「東北大学法科大学院の新修了生に対する支援に関する謝辞」（2011 年 3 月 28 日、TKC 教育研究支援システムにアップ）。

23九州・広島・神戸・大阪・関西学院・立命館・早稲田・明治・中央・上智・創価・白鴎の法科大学院生 29 名が参加。

大震災という不幸な出来事を契機とするものではあるが、このような点で、本法科大学院が養成することを目指してきたマインドが、学生の間に確実に定着してきていることが実証されたと言える。

２．点検・評価

本法科大学院の基本理念と、それを実現するための具体的方策は、司法制度改革の理念とするところを最も直截に実現しようとするものであって、わが国法科大学院の模範となるべきものと自負している。

発足以来 8 年の期間を経て、この理念と方策は、本法科大学院の教員と学生に広く共有されるに至っている。そうしたことの証左として、学生達が、臨床法学教育や交換協定に基づく外国留学など、直接的には新司法試験の受験準備に結びつかない科目に熱心に取り組み、法曹としての資質を高めようとする意欲が高いこと、各種研究会の組織、ロー・レビューの発刊など、自主的・積極的に、自らを“境界を超える法曹”、“挑戦する法曹”へと高めるための研鑽を積んでいることなどを挙げることができる。また、法曹として最も重要なマインドである「人の痛み・苦しみに共感」し、「行動する力」が確実に根付いていることも特筆されるべきである。

さらに、本法科大学院の国際性についての充実度は、英語による授業に接する機会・留学の機会など、いずれの点をとっても非常に高いと評価することができる。

３　自己評定

A

４　改善計画

上述したように、本法科大学院の現状は肯定的に評価しうるものではあるが、それをさらに発展させるため、今後は以下のような改善を行うことを計画している。

①法律基本科目の理解をより「深化」させ、法的推論・分析力、問題解決能力等の一層の向上をはかるため、法律基本科目応用演習の授業数を増加させるとともに、授業内容をさらに充実させる。

②リーガル・クリニックを希望する学生全員がこれを受講できるよう、実務家教員（非常勤講師を含む）の量的な充実をはかるとともに、本法科大学院を修了した若手弁護士が積極的にクリニックにかかわる機会を設ける。また、エクスターンシップの量的な拡充をはかるため、学生の受入先をさらに拡大する努力を行う。

③実務家教員・アカデミック・アドバイザーの確保、既存法曹に対する高度な専門教育の実施等をはかるため、本法科大学院修了者その他の学外法曹との連

携を強化する方策を採る。

④FD 活動をさらに強化し、授業内容･授業方法の水準の一層の向上をはかるとともに、法曹に必要なマインド・スキル（「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を含む）の修得に関して、さらに検証に努めてゆく。

⑤本法科大学院修了者を、積極的にアカデミック・アドバイザーまたは助手・助教等として採用することにより、彼らの法科大学院生としての経験を、教育･学習環境の改善に向けて積極的に活用する方策を検討する。

⑥学生の自主的な活動（ロー・レビューの刊行、研究会・講演会の開催等）に対する支援を強化する。

第４　その他（頁数は自由です）

私たちは、貴財団による認証評価を受けるにあたって、本法科大学院が毎年実施している独自の自己点検・評価に付加する形で、要求されている新たな評価視点を導入し「自己点検・評価報告書」を作成した。この報告書の作成は、本法科大学院の自己点検評価委員会の委員にとっては、自らの法科大学院の現状を様々な角度から見直し改善点を見出す､FD 活動にも似たプロセスであった。その意味で、認証評価は、それを受ける法科大学院にとっても自省のための有意義な機会である。

しかし、他方、そうした意義をもつ自己点検・評価のプロセスは、学生収容定員数 870 人、教員総数 170 人（うち専任教員 78 人）を擁し、42 クラスの授業とリーガル・クリニックやエクスターンシップを展開する大規模法科大学院においては、担当教職員に大きな負担と苦痛を課すものであった。各自己点検・評価委員は、重い教育負担を負いながら、報告書の作成を担った。加えて、文部科学省・総務省といった関係省庁が個別に依頼してくる調査に対応する作業も重なり、本来であれば関係教員との密接な協議や討論を重ねながら担当部分の記述を練り上げていくべきところ、それが十分にできていない箇所も見られる。この自己点検・評価の過程は、現状では、担当委員に対する FD 的効果があったとしても、この経験が共有されて、教員全員に対する FD 的効果を十分に期待できる状況とは言えない。法科大学院の側にそのための努力が必要であることは強く認識しているが、他方で貴財団も含めた認証評価機関および関係省庁に対しては、調査要求の統合化・書式の統一化等を行い、自己評価の内容を教員全員が共有化するための作業を行うに必要な時間的な余裕を持てるよう、ご考慮をいただければと願うものである。

また、認証評価に求められる資料の基礎的なデータを準備する職員には、膨大な日常業務と学生への対応に加え、恒常的なオーバーワークを強いることになった。アメリカのロースクールでは、認証評価担当の Associate Dean（スタッフ）が配置され、教員（ファカルティ）で構成される委員会と職員（スタッフ）が協働して、評価を受ける準備が行われている。それでもその作業は大きな負担であると聞いている。翻って、日本の法科大学院における人的資源の限定的な条件を見るならば、広範かつ詳細な認証評価の試みが、法科大学院の運営に対しても大きな影響を与えていることも否定できない。

言うまでもなく、認証評価は法科大学院の教育内容を良くすることを目的としている。しかし、その認証評価の準備に過度の時間と労力を要し、教員としてあるべき授業内容・方法の改善や職員として行うべき学生への支援に支障がでる状況となれば、本末転倒と批判されても仕方なかろう。本法科大学院はそうした事態に至らぬよう必死の努力を重ねてきているが、制度の構造はこのように批判されてしかるべき事態を惹起する可能性を強く内包している。この点

について、今後の認証評価のあり方の問題としてご検討をいただきたい。

もとより、以上の事情は自己点検・評価が甘くなって良いという理由にはなりえない。評価委員及び評価員の方々には、わが国の司法制度改革の理念にしたがって、本法科大学院につき厳正な評価をお願いしたい。私たちは、そのことが本法科大学院のみならず、わが国の法科大学院制度全体の改善や発展につながると確信している。

別紙　学生数及び教員に関するデータ

◇入学者

単位：人

		入学定員	入学者数	法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者	実務等経験者
2009年度入学者	未修者	３００	２５９	５１	４２
	既修者	区別なし	１６	１	２
2010年度入学者	未修者	３００	１７７	４８	２１
	既修者	区別なし	８０	６	４
2011年度入学者	未修者	１２０	１０５	２５	２１
	既修者	１５０	１５６	１２	１２

［注］　法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者かつ実務等経験者は，実務等経験者にカウントする。

上表「入学者数」－「法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者」－「実務等経験者」＝「法学系の学部・学科の出身者」となるように記入する。

「ｎ年度」は評価実施年度とする。上期に現地調査を行う場合，本報告書提出時点でデータが確定しない場合は，後日追加で提出すること（以下同様）。

入学定員に未修者・既修者の区別がない場合は，罫線を消して総数を記入いただくか，未修者欄に総数を記入し，既修者欄に「（区別なし）」と記入してください。

★実務等経験者の定義について

2010年度入学者以前

社会人：入学時点において、官公庁・会社等における勤務経験、自営業としての経験や主婦・主夫等、通算して３年以上の社会経験を持つ（見込）者。

2011年度入学者以降

社会人：出願時点において、官公庁・会社等における勤務経験、自営業としての経験や主婦・主夫等、通算して２年以上の社会経験を持つ者

◇修了者の内訳

単位：人

		修了者総数	法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者	実務等経験者
2008年度	未修者	２４４	３５	３９
	既修者	１２	０	１
2009年度	未修者	２２４	２８	３５
	既修者	５	０	０
2010年度	未修者	２２４	３０	３３
	既修者	１６	１	２

［注］　法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者かつ実務等経験者は，実務等経験者にカウントする。

上表「修了者総数」－「法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者」－「実務等経験者」＝「法学系の学部・学科の出身者」となるように記入する。

「ｎ年度」は評価実施年度とする。上期に現地調査を行う場合，本報告書提出時点でデータが確定しない場合は，後日追加で提出すること（以下同様）。

未修者・既修者の区別がない場合は，既修者の行を消していただくか，未修者欄のみに記入し，既修者欄は空欄としてください。